

令和4年 第2回定例会

令和4年 6月14日 開会
令和4年 6月23日 閉会

網 走 市 議 会

令和4年網走市議会第2回定例会会議録目次

〔6月14日（火曜日）第1日〕

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員	2
開会宣告	2
本日の会議録署名議員	2
諸般の報告	2
日程第1 会期の決定	2
市長のあいさつ	3
日程第2 議案第1号～第10号	5
散 会	9

〔6月16日（木曜日）第2日〕

議事日程	11
本日の会議に付した事件	11
出席議員	11
説明のため出席した者	11
事務局職員	11
開議宣告	12
本日の会議録署名議員	12
日程第1 議案第1号～第10号	12
散 会	12

〔6月21日（火曜日）第3日〕

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
説明のため出席した者	15
事務局職員	15
開議宣告	15
本日の会議録署名議員	15
日程第1 一般質問	16
古田議員	16
秋葉企画総務部長	16
桶屋健康福祉部長	17
吉村社会教育部長	17
澤谷議員	18
永森健康福祉部参事監	18
永本議員	20
永森健康福祉部参事監	21

伊倉観光商工部長	23
村椿議員	29
田口学校教育部長	29
川合農林水産部長	31
武田市民環境部長	36
秋葉企画総務部長	38
立崎議員	42
田口学校教育部長	43
川合農林水産部長	46
延 会	50

[6月22日（水曜日）第4日]

議事日程	53
本日の会議に付した事件	53
出席議員	53
説明のため出席した者	53
事務局職員	53
開議宣告	53
本日の会議録署名議員	53
日程第1 一般質問	54
近藤議員	54
武田市民環境部長	54
山田議員（動議）	56
委員会審査報告1件	57
秋葉企画総務部長	66
後藤副市長	67
松浦議員	68
伊倉観光商工部長	69
川合農林水産部長	70
桶屋健康福祉部長	72
小田部議員	80
吉村社会教育部長	80
岩永教育長	81
川合農林水産部長	84
永森健康福祉部参事監	85
石垣議員	86
桶屋健康福祉部長	86
秋葉企画総務部長	88
栗田議員	89
武田市民環境部長	90
水谷市長	93
散 会	94

[6月23日（木曜日）第5日]

議事日程	97
議事日程第5号の追加及び変更	97

本日の会議に付した事件	97
出席議員	97
説明のため出席した者	98
事務局職員	98
開議宣告	98
本日の会議録署名議員	98
諸般の報告（追加）	98
日程第1 委員会審査報告案10件（議案第1号～第10号）	98
日程第2 意見書案第1号～第3号及び委員会審査報告案2件 （請願第31号、第33号）	99
日程第3 議案第11号	100
諸般の報告（追加）	100
日程第4 委員会審査報告案1件（議案第11号）	100
日程第5 議案第12号	101
日程第6 議案第13号	101
日程第7 議員の派遣	101
日程第8 その他会議に付すべき事件（1件）	101
閉会宣告	101

6月14日 (火曜日) 第1号

令和4年第2回定例会
網走市議会会議録第1日
令和4年6月14日(火曜日)

○議事日程第1号

令和4年6月14日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号～第10号

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定(決定)

に付した事

件(1)

議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算(説明)

議案第2号 令和4年度網走市水道事業会計補正予算(同)

議案第3号 網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第4号 網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第5号 網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第6号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第7号 網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について(同)

議案第8号 網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定について(同)

議案第9号 財産の無償貸付について(同)

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(同)

請願第31号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願(総務経済委員会付託)

請願第32号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書提

出についての請願(文教民生委員会付託)

請願第33号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願(総務経済委員会付託)

請願第34号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し「原則1割」の継続を求める請願(文教民生委員会付託)

陳情第31号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書提出についての陳情(総務経済委員会付託)

陳情第32号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情(同)

陳情第33号 国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情(同)

陳情第34号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情(同)

陳情第35号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情(同)

○出席議員(14名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(1名)

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
市民環境部長	武田浩一
健康福祉部長	桶屋盛樹
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁

.....

教育長	岩永雅浩
学校教育部長	田口徹
社会教育部長	吉村学

.....

選管事務局長	高井秀利
--------	------

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早渕由樹
係	山口諒

午前10時00開会

○井戸達也議長 おはようございます。
ただいまから、令和4年網走市議会第2回定例会を開会します。

本日の出席議員は14名で定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告します。

欠席、栗田政男議員。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、松浦敏司議員、山田庫司郎議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、監査委員から例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から令和3年度網走市一般会計継続費、令和3年度網走市一般会計繰越明許費、令和3年度網走市簡易水道事業会計予算繰越及び令和3年度網走市下水道事業会計予算繰越に関する継続費繰越計算書等の報告と、物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定についての専決処分報告がそれぞれ法令に基づき提出がありましたので、お手元に配付しておりますから承知願います。

次に、議員派遣についてであります。議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております議員派遣の報告のとおり派遣しましたので、報告いたします。

○井戸達也議長 次に、本定例会にあたり提出されました請願4件、陳情5件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり、関係常任委員会に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について発議を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 本年第2回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る6月10日、午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。ここにその結果を御報告申し上げ、あわせて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと存じます。

まず、議会運営委員会当日におきます本定例会の付議予定議件は、議案10件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて11件であります。さらに、今議会での関係委員会に付託されます請願4件、陳情5件の合わせて9件であります。

また、一般質問は、通告期限までに10名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は、本日から6月23日までの10日間とすること

がよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 ただいま議会運営委員長から報告と発議がありました。そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から6月23日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても発議のとおり決定しました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○井戸達也議長 それではここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 令和4年第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集をいただき御審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げます案件は、市庁舎建設に係る費用、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除に対する補助金、潮見小学校給水設備の改修に係る費用の追加を主な内容とする一般会計補正予算と、こども医療費助成に関する条例などの一部改正、網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定、財産の無償貸付、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更などについてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、この機会に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御報告申し上げます。

初めに、農作業の進捗状況と農作物の生育状況ですが、今年は昨年と比べ降雪量は多かったものの、春先の好天に恵まれたことから雪解けが進み、農作業は平年どおり4月15日から始まりました。

4月から比較的好天に恵まれたことで、農作業は順調に進み、平年と比べ、春まき小麦の播種は2日、バレイショの植付けは4日、てん菜の移植は強風で影響を受けたものの2日早く終えております。また、小豆と大豆は平年並みに播種を終了しております。

農作物の生育につきましては、平年と比べ、秋まき小麦が6日、春まき小麦が2日、二条大麦は4日、バレイショは3日、てん菜は強風の影響が解消され生育は回復して1日早く、牧草も2日早い生育となっております。順調な生育状況となっております。

なお、北海道地方の6月から8月までの3か月予報では、天気は数日の周期で変わり、気温は高く、降水量はほぼ平年並みの予報となっております。順調な生育を期待をしているところであります。

次に、5月14日に市内の家禽農家で確認された鶏の高病原性鳥インフルエンザについては、北海道により5月15日に殺処分・その後の消毒などの防疫措置完了後、5月30日に搬出制限区域が解除となり、移動制限区域内で新たな発生が確認されなかったことから、6月6日午前0時をもって、発生農場の3キロ以内の移動制限区域についても解除となり、全ての制限が解除となったところであります。

これに伴い、網走市高病原性鳥インフルエンザ対策本部も廃止をしております。

次に漁業についてであります。沖合底引き網が3月12日、ホタテ桁網漁業が3月24日から出漁し、毛ガニ漁業が3月29日、キンキはえ縄漁は3月30日に初水揚げとなっております。

5月末までの網走漁協の漁獲状況は、漁獲量が7,396トンで対前年比79%、金額8億5,039万円で対前年比81%となっており、漁獲量・金額とも前年を下回っております。

令和元年から令和3年の過去3年間の平均と比較をいたしますと、漁獲量では66%、金額で78%という状況となっております。

なお、ホタテ稚貝放流作業が6月2日から開始をされているところであります。

次に西網走漁協であります。漁獲量は3,906トンで対前年比139%、金額7億7,153万円で対前年比95%となっており、令和元年から令和3年の過去3年間の平均と比較をいたしますと、漁獲量で142%、金額98%という状況となっております。

網走湖では漁獲量が124トンで対前年比108%、金額9,103万円、対前年比110%となっております。

網走湖のシジミ漁は5月5日に開始をされておりますが、シジミ資源が産卵不振となるなどにより減少しているため、生産計画を昨年から150トン減産し400トンとしているところであります。

能取湖では漁獲量3,781トン、対前年比140%、金額6億8,050万円、対前年比93%となっております。

能取湖のホタテ稚貝の出荷及び放流作業は4月18日に開始され5月19日に終了をしております。

次に、観光についてですが、令和3年度の観光客の入り込みと宿泊施設利用状況は、観光客入込数が94万1,900人、対前年比105%、宿泊者数は28万5,600人、対前年比115%となり、新型コロナウイルス感染症拡大前の状況には及ばないものの、入込数・宿泊者数とも前年度を上回る結果となっております。

4月から6月までの第1四半期は、緊急事態宣言発出による外出自粛の影響もありましたが、ビジネス利用者の宿泊が好調であったことから、前年より入り込み・宿泊者数は増加をいたしました。

7月から9月までの第2四半期は、「あばしり割」や「マイクロツーリズム」の各種キャンペーンのほか、東京オリンピック開催で道内観光客の入り込みも好調だったことから、また、スポーツ合宿の底支えもあり、7月、8月は前年よりも増加傾向にありました。8月27日に緊急事態宣言が発出をされ、市内観光施設も休館となり、9月の観光客入込数は前年よりも半減し、入り込み・宿泊者数ともに減少をいたしました。

10月から12月までの第3四半期は、北海道の「どうみん割」や「新しい旅のスタイル」のほか、長期滞在者の利用者や修学旅行などの効果で堅調に推移し、入り込み・宿泊者数は増加をいたしました。

1月から3月までの第4四半期は、北海道全域を対象にまん延防止等重点措置が適用され、あばしりオホーツク流氷まつりの中止や「どうみん割」の一時停止の影響が懸念をされましたが、ビジネス客や個人観光客、小規模ツアーが比較的好調であったこともあり、前年よりも入り込み・宿泊者数は増加をいたしました。

また、冬季イベントの入り込みにつきましては、あばしりオホーツク流氷まつりは中止となりましたが、網走湖ワカサギ釣りの入場者数は1万1,500人で、対前年比74%となっております。

観光施設の入り込みについては、オホーツク流氷

館で5万2,700人、対前年比104%、博物館網走監獄13万1,900人、対前年比117%と昨年を上回りました。

流氷観光砕氷船「おーろら」につきましては、例年より1日早く流氷初日を迎え、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る渡航制限によりインバウンドの利用者は皆減いたしました。乗船客数は3万4,600人で対前年比234%と昨年を大きく上回りました。

外国人観光客の宿泊者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による渡航制限により、前年比84%の385人となりました。

次に、オホーツク網走マラソン2022のエントリー状況ですが、4月1日より開始をし、フルマラソンの一般エントリーは6月13日現在、フルマラソンの部で1,303名、5キロの部で109名、3キロの部で26名、ウェブ大会で258名の合計1,696名のエントリーを頂いております。引き続き、大会のPRを行い、参加者の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、道の駅流氷街道網走についてですが、令和3年度の入館者数は、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい集客状況が続いておりますが、前の年に比べ約4万5,000人増の約48万6,000人となりました。

昨年度に引き続き本年度も、みなと観光交流センターの魅力向上の一環として農産物直売場のトライアル事業を行い、利用者の声を聞きながら施設の魅力アップに努め、利用の促進を図ってまいります。

次に、建設工事についてであります。5月末までに約8億5,000万円を発注し、発注率は約24%で、ほぼ例年並みの発注状況となっております。

引き続き、市民生活の安全・安心のための基盤整備を重点的に進めるとともに、早期発注に努め工事の進捗を図ってまいります。

次に、市内の新型コロナウイルス感染症についてであります。北海道から感染者数が毎週公表されておりますが、4月から5月にかけて感染者数が急激に増加し、中でも若年層に多くの感染が見られたところであります。このような状況の中、児童施設や学校におけるスクリーニング検査の実施、さらには無料の抗原定量検査の継続など、感染拡大防止や市民の不安解消を目的とした対策を講じてまいりましたが、引き続き、市民の皆様への注意喚起に努めるとともに、感染症施策に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルスワクチン4回目接種につきましては、国が3回目接種から5か月以上が経過した60歳以上の方、18歳から59歳の基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とした接種の実施を示したため、65歳以上の方につきましては、6月17日以降、順次案内を発送し7月2日から、介護施設等で生活されている方につきましては7月上旬から、60歳から64歳及び基礎疾患を有する方につきましては、7月下旬に案内を発送し8月11日から、それぞれ接種を開始いたします。

接種方法につきましては、3回目接種と同様、医療機関や医療従事者に御協力を頂き、集団接種、個別接種、巡回接種に取り組んでまいります。

次に、網走市廃棄物処理についてであります。2018年4月に供用を開始した最終処分場について、埋立ての残余量が逼迫している状況にある検証と、今後に向けての新たな処理方式についての検討、さらなる減量化等の推進が必要と判断し、12名の委員による廃棄物減量化等推進懇話会を設置いたしました。懇話会には、「廃棄物処理場の今後の在り方について」と、「ごみ処理方式の今後の在り方について」を諮問し、5月6日の第1回会議で「最終処分場の状況」と「ごみ処理における問題点・反省点」、5月24日の第2回会議では、「埋立量の計画と実績」と「ごみの減量化と最終処分場の延命、中間処理」について、市からの状況説明に基づき委員の方々に議論を頂いたところであり、今後も順次開催をしてまいります。

委員の方々からの御提言・御意見を賜り、答申を参考にしながら、今後のごみ処理対策の指針とし、廃棄物処理に取り組んでまいります。

最後に、令和3年度一般会計の決算についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対応や緊急経済対策の実施に加え、地域経済の低迷による市税の減収などで財源不足が懸念をされておりましたが、国からのコロナ対策交付金や市税の減収は見られず、ふるさと納税の増加により、令和3年度決算におきましては、収支の均衡を確保できる見通しとなっております。御寄附を頂いた皆様方の御厚志に改めて感謝を申し上げます。

引き続き、感染防止対策に努めつつ、地域経済の早期回復に向け必要な対策に取り組んでまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応を続けながらも、市民生活と地域経済の活発化にも対応し、網走が持つ様々な魅力を最大限発揮しながら、誰もが健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会に当たっての開会の御挨拶とさせていただきます。

○井戸達也議長 次に、日程第2、議案第1号から議案第10号までの合わせて10件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号の令和4年度網走市一般会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計で14億7,667万4,000円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、継続費では、庁舎建設事業について、継続費を設定しようとするもので、総額は52億2,800万円、年割額は記載のとおりでございます。

款項の区分につきましては、議案の第2表に記載のとおりでございます。

3、地方債の補正でございますが、総務管理事業債外2件の限度額変更といたしまして、12億2,320万円を追加しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、議案の第3表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には、特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますこと御了承いただきたいと思います。

初めに、総務費の市民活動費では、特殊詐欺・悪質商法への注意喚起等に係る経費として158万6,000円の追加でございます。

同じく、庁舎整備費では、庁舎建設に係る経費として12億5,660万円の追加でございます。

衛生費の保健衛生総務費では、導水管の更新に係る水道事業会計の出資金として7,050万円の追加でございます。

同じく、健康管理費では、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費として8,131万8,000円の追加でございます。

農林水産業費の農業振興費では、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に対する補助金として2,692万円の追加でございます。

1枚めくっていただき、7ページを御覧願います。

商工費の観光振興費では、女満別空港整備・利用促進協議会が行うツアー造成支援事業に対する負担金として168万円の追加、観光プロモーション経費として417万円の追加でございます。

土木費の港湾管理費では、網走港の安全利用対策費として960万円の追加でございます。

教育費の小学校施設整備費では、潮見小学校の給水設備改修費として2,430万円の追加でございます。

1枚めくっていただき、8ページを御覧願います。

この表は、継続費の事業の進行状況等に関する調書でございます。

次に、9ページを御覧願います。

この表は、地方債の現在高見込額に関する調書でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で1,795万円を追加しようとするものでございます。

次に、議案第5号網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料20ページ、資料5号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、1点目は個人市民税に係る上場株式等の配当所得等の規定。2点目

は個人市民税に係る配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の規定。3点目は個人市民税に係る申告義務の規定。4点目は個人市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定。5点目は個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定。6点目は個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の延長。7点目は固定資産税に係る下水道除外施設の特例の縮減。8点目は固定資産税に係る貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例措置の創設。9点目は個人市民税に係る特例適用配当等の課税特例の規定。10点目は個人市民税に係る条約適用配当等の課税特例の規定。11点目は地方税法等の改正に伴う文言等の整理でございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案資料34ページ、資料6号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部改正に伴い当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容でございますが、1点目は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例措置の創設。2点目は、地方税法等の改正に伴う文言等の整理でございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、議案第9号財産の無償貸付について御説明申し上げます。

議案資料の46ページ、資料9号を御覧願います。

1、無償貸付する土地の概要。

(1) 所在等でございますが、所在は網走市潮見4丁目108番18の内及び108番19の内、地目は雑種地、面積は108番18の内が3,400平米、108番19の内が3,500平米でございます。

(2) 無償貸付の理由でございますが、貸付けの相手方であるあばしり電力株式会社が当該土地を活用して行う取組は、再生可能エネルギーの地産地消によるカーボンニュートラルの推進、地域の災害対応力の強化、環境学習の推進であり、公益性が高いと認められるためでございます。

2、あばしり電力株式会社の概要は、記載のとおりでございます。

次に、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

議案資料49ページ、資料10号を御覧願います。

令和4年度の事業費の追加に伴い、本計画を変更

しようとするものでございます。追加する事業は、道路整備事業では、嘉越辺地で3,900万円の追加、栄清辺地で2,000万円の追加。教員住宅改修事業では、能平辺地外5辺地で530万円の追加。郊外集会施設改修事業では、音根内辺地で100万円の追加でございます。

以上、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第7号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案資料39ページ、資料7号を御覧いただきたいと存じます。

条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行され、保険料負担の公平性の確保と中低所得者層の軽減を図る賦課限度額が見直されたこと及び未就学児の被保険者均等割額の算定に関する端数処理に係る規定が改正されたことから、本市においても同様の措置を講ずるため所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、1点目は基礎賦課限度額63万円を65万円に引き上げるものであります。2点目は後期高齢者支援金等賦課限度額19万円を20万円に引き上げるものであります。3点目は未就学児の被保険者均等割額の算定過程において、10円未満の端数を切捨てとするものであります。

本条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。経過措置につきましては、改正後の本条例第18条の6、18条の6の12、第22条及び第22条の3の規定は令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料につきましては、従前の例によるものでございます。

以上、議案第7号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第3号網走市子ども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を

改正する条例制定につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料13ページ、資料3号を御覧願います。

趣旨であります、中学校卒業までの子供の医療費負担の軽減を図る医療費無償化の範囲を拡大するため、関係条例の所要の改正を行うものであります。

内容でございますが、第1条による改正では、網走市子ども医療費助成に関する条例の一部改正条例におきまして、所得要件により一部負担となっている中学校卒業までの子供医療費を無料とする関係規定の改正を行うものであります。

また、第2条による改正では、網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正条例におきまして、所得要件により一部負担となっている中学校卒業までのひとり親家庭等医療費及び重度心身障がい者医療費を無料とする関係規定の改正を行うものであります。

施行期日等でございますが、令和4年8月1日から施行しようとするものであり、経過措置といたしまして、この条例の施行前に行われた医療費に係る助成につきましては、なお従前の例によることを定めるものであります。

以上、議案第3号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 建設港湾部長。

○立花学建設港湾部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第8号網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料43ページ、資料8号を併せて御覧願います。

趣旨でございますが、網走港には網走港を河口とするサケ・マスなどが遡上する一級河川の網走川があり、サケの遡上時期になると港内の一部がサケ釣りのポイントとなり、釣り目的の小型の船舶がふくそうしている状況があります。そこでは、遊漁船やブレッジャーボートなどのほか、船舶検査や操縦免許が不要な小型のゴムボート、通称ミニボートを利用した釣り人の航行も多く見られるとともに、利用者の中には海事法令に関する知識を有しない者もおります。航行に危険を及ぼす悪天候でも港内に侵入し、航路泊地に停泊、停留して釣りをしたり、航行する漁船のすぐ前を横切るなどの危険な行為も見受けら

れるところですが、また、夜間に無灯火で航行する者や、ほかの船から認識してもらうための旗を立てていない者もあり、漁船や貨物船との事故などの発生が懸念されています。

そのような中、昨年11月、港湾区域内において釣り目的で航行していたミニボートが転覆して犠牲者が出るという事故も起きております。このような事態が生じている網走港の一定の水域において、小型船舶の侵入を規制する措置を講じることにより、同港における船舶交通の安全を確保し、及び水難事故を防止する必要があるため、網走港の安全な利用について検討いただいた網走港安全利用対策推進委員会からの答申を踏まえ、本条例案としたところであります。

条例の構成といたしましては、第1条で目的、第2条ではこの条例での用語の定義、第3条から第6条では市長またボート販売事業者などの責務と関係機関等との連携、第7条から第9条では規制対象水域への侵入の許可や基準に関わる規定、第10条では実効性の確保のための連携、第11条では規則への委任規定を定めているものです。

議案資料の45ページには、規制対象区域図にお示ししているとおり、網走港新港地区の防波堤や埠頭でおおむね囲まれた水域を規制対象水域とし、操縦に海技士免許を要しない小型船舶などが規制対象水域に許可なく侵入することを禁止しようとするものであります。

許可の基準では、釣り目的の場合や規制対象水域を安全に航行することが困難であると認められる船舶による場合などは許可をしないこととしております。なお、規律に従った航行が期待できる漁船や貨物船等は規制の対象外となります。

また、この条例案には罰則規定を設けないとしつつ、第10条により実効性を確保するため、他の法令の罰則の適用に関し、関係機関と連携することを規定したものであります。

この条例の施行期日につきましては、令和4年8月1日から施行しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第2号網走市水道事業会計の補正予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料の12ページ、資料2号を御覧願います。

1、補正の理由でございますが、導水管更新事業の事業費の一部に対し一般会計から出資を受けるため、資本的収入予定額を補正するものでございます。

2、補正の概要でございますが、資本的収入の第1項企業債を7,050万円減額し、下段の第4項出資金を7,050万円増額しようとするものでございます。

なお、既決予定額、補正後予定額につきましては、資料の記載のとおりでございます。

以上、令和4年度網走市水道事業会計の補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 選挙管理委員会事務局長。

○高井秀利選管事務局長 ー登壇ー ただいま御上程をいただきました議案第4号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案資料16ページ、資料4号を御覧願います。

改正の趣旨でございますが、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙運動経費の公費負担限度額が引き上げられましたことに伴い、これを準用している当該条例の関係部分につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、選挙運動用自動車の借入に係る一日の使用料の公費負担限度額を一日1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料代金の公費負担限度額を7,560円に選挙運動日数を乗じて得た額から7,700円に選挙運動日数を乗じて得た額に、選挙運動用ビラ作成の公費負担上限単価を1枚7円51銭から7円73銭に、選挙運動用ポスター作成の公費負担上限単価を1枚2,596円から2,975円に改正しようとするものでございます。

条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、施行の日以後、期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。

以上、議案第4号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま提出されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づきまして、後日各

会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の各常任委員会に付託の上、細部審査を行うこととなります。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

開会当初に決定しました審議日程に従いまして、再開は16日、午前10時としますから参集願います。

本日は、これにて散会とします。

大変御苦労さまでした。

午前10時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 松 浦 敏 司

署名議員 山 田 庫 司 郎

6月16日 (木曜日) 第2号

令和4年第2回定例会
網走市議会会議録第2日
令和4年6月16日(木曜日)

○議事日程第2号

令和4年6月16日午前10時00分開議

日程第1 議案第1号～第10号

栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算
(各委員会付託)

議案第2号 令和4年度網走市水道事業会計補正
予算(総務経済委員会付託)

議案第3号 網走市こども医療費助成に関する条
例及び網走市重度心身障がい者及び
ひとり親家庭等医療費の助成に関す
る条例の一部を改正する条例制定に
ついて(文教民生委員会付託)

議案第4号 網走市議会議員及び網走市長の選挙
における選挙運動の公費負担に関す
る条例の一部を改正する条例制定に
ついて(総務経済委員会付託)

議案第5号 網走市税条例及び網走市税条例の一
部を改正する条例の一部を改正する
条例制定について(同)

議案第6号 網走市都市計画税条例の一部を改正
する条例制定について(同)

議案第7号 網走市国民健康保険条例の一部を改
正する条例制定について(文教民生
委員会付託)

議案第8号 網走市網走港の安全な利用の確保に
関する条例制定について(総務経済
委員会付託)

議案第9号 財産の無償貸付について(同)

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計
画の変更について(同)

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁

.....
教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係 早渕由樹
係 山口諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、栗田政男議員、近藤憲治議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第10号までの合わせて10件を議題とし、大綱質疑を行うわけではありますが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、所管の各常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定しました。

○井戸達也議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議の審議日程に従いまして、各委員会議案を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は21日午前10時としますから、御参集願います。

本日は、これにて散会とします。

御苦労さまでした。

午前10時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 栗 田 政 男

署名議員 近 藤 憲 治

6月21日 (火曜日) 第3号

令和4年第2回定例会
網走市議会会議録第3日
令和4年6月21日(火曜日)

○議事日程第3号

令和4年6月21日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問 (古田議員、澤谷議員、永本議員、村椿議員、立崎議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
企画調整課長 佐々木司
デジタル化推進室参事 山縣叔彦
総務防災課長 田邊雄三

財政課長 古田孝仁
生活環境課長 近藤賢
生活環境課参事 田中正幸
健康推進課長 岩尾弘敏
健康推進課参事 今野多賀子
介護福祉課長 阿部昌和
農林課長 佐藤岳郎
農林課参事 中塚威史
商工労働課長 北村幸彦
観光商工部参事 田端光雄
観光商工部参事 高橋優紀

.....
教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小松広典
社会教育部次長 大垣正紀
学校教育部参事 高橋善彦
スポーツ課長 大西広幸
スポーツ課参事 佐藤潤一

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係 早淵由樹
係 山口諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、古田純也議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

古田純也議員。

古田議員。

○古田純也議員 一登壇一 おはようございます。

志誠会の古田純也でございます。

通告書に従い質問させていただきます。

まず最初の質問になります。

最近、世の中は大変予想もしていないことが起こり続け、さらに物価も上昇と、ますます生活に不安を感じる市民も増えていると私は思います。

市も主要政策の一つ、「一人ひとりを大切にするやさしいまち」づくりに取り組まれているので、今後はその対応も期待しております。

住みやすいまちだからこそ、人口流出に歯止めがかかり、関係人口創出につながると思います。

そこでお尋ねします。

住みやすさや幸福感などの市民意識調査が平成28年9月15日から10月5日の間に、18歳以上の市民2,000人が対象で郵送調査法で行われております。

この調査の実施に当たり、回収率をどのぐらい想定されていたのかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 議員お話の平成28年度に実施したまちづくり市民アンケートは、総合計画の策定に当たり、まちづくりに対する満足度、重要度、住みやすさ、幸福感といった意識を把握するため、18歳以上の市民2,000人を無作為に抽出し郵送により実施したものでございます。

回収率は、これまでに市が実施したアンケート結果から3割程度と見込んでおりました。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 当初見込みは3割程度ということで、実際にはこのときの回収率は報告に受けますと34.8%回収されているという結果でしたが、この結果を踏まえて、どのような評価を当時は受け取ったかお尋ねいたします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市民アンケートの調査時点、平成28年9月1日の本市の人口は3万7,015人で、このうち2,000人を抽出し回収率は34.8%、回答を頂いた市民は695人、統計学的には400人のサンプリングで全数調査に近い信頼できるデータが取得できるとされております。こうした点から、本調査結果は市民の皆さんの声を把握できたものと認識を

しております。

引き続き、アンケート調査の回収率の向上に向けましては、答えやすさを念頭に設問数、回答形式、わかりやすい質問内容にするなど工夫してまいります。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 より多くの声が市政に届くという調査法を改めて確認いたしました。

市民の皆さんと共に知恵を一緒に出して、一緒にまちづくりを進めるという場、タウンミーティングがありますが、開催場所や開催日時により、人数や参加層にも偏りがあると思います。

そこで、オンラインでタウンミーティングを開催するのはいかがでしょうか。

オンラインを活用することにより、24時間、指定した期間内にいつでもどこでも、村度なく市民は発言可能になります。地元のことを好きな都会に出ていった人からも意見はもらえ、中立な立場のAIが公平にファシリテーションするので、参加者は気兼ねなく発言が可能になります。感染症を懸念する集客問題や会場準備や、または開催中の市民への対応、開催後の意見の整理やアンケートなどの煩雑な業務の簡略化もできるので、職員の労働時間短縮、働き方改革につながる。今後、このようなDXを活用したアンケート調査やタウンミーティング導入についてのお考えをお聞きします。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市民の皆さんの声を市政に反映するため、これまで各分野におきましてアンケートやパブリックコメントのほか、ワークショップ、意見交換会、協議会など様々な形、手法で取り組んでまいりましたが、この2年間はコロナ禍により対面によるコミュニケーションが減ったことで、意思疎通が難しくなり、様々な事業の進捗に影響があったものと認識をしております。

市内ではウェブ会議やウェブ研修の普及が進み、移動がなく手軽に参加できるメリットがありますが、一方でやはりリアルなほうが意思疎通がしやすいと感じるところもございます。

現在、DXの推進に当たり、オンラインによるアンケートや公式LINEを活用した新たな情報収集・提供の構築に取り組んでいるところであり、リアルとデジタル、それぞれの強みを生かしながらこれらのデジタル環境を構築してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 私も、やっぱり実際にリアルに会ってお話できるという場も必要だし、やはりなかなかその場に行けないとしても意見は言いたいという方もいらっしゃるので、お互いハイブリッドな環境をつくっていくことを、今後も市民の多くの意見を聞けるという場を設定が必要だと思いますので期待しております。

次の質問に行きます。

高齢化がますます進む中で、老人クラブの存在は地域コミュニティーを維持する上で極めて重要なコミュニティーであると認識しております。

高齢者の増加と裏腹に活動参加人数の減少が顕著となっているようですが、自主運営が現在厳しい状況のクラブの存在は把握されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 自主運営が厳しいクラブの状況把握についてであります。現在、老人クラブにつきましては34クラブが既存をしており、会員数は1,330人となっております。

直近の状況といたしましては、令和3年度末をもって3クラブが解散し会員数が105人減少しており、また、ピーク時との比較では、平成21年度の43クラブから9クラブの減少、平成11年度の会員数2,729人から1,399人が減少している状況にあります。

このような状況を踏まえまして、網走市老人クラブ連合会を運営主体として平成29年7月6日に設置をされました、老人クラブ組織強化検討会議に参加をさせていただき、クラブ数、会員数の減少や老人クラブ運営に伴う課題など、会議を構成する網走市老人クラブ連合会、網走市社会福祉協議会、地域包括支援センターと情報を共有しているところでございます。

また、昨年7月に老人クラブを対象としたアンケート調査を実施し、会員の高齢化、役員の担い手や若手リーダーの不足といった課題を把握するとともに、必要に応じて老人クラブ組織強化検討会議をベースとした協議を継続しているところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 やはり減少傾向にあるという実態をつかんだ上で、やはり時代とともに新しい高齢者と言われる方が支持を得られず、現状の人数で自主

運営に限界があるクラブが存在しているということですが、行政からは助成金という部分をクラブは頂いていると思います。この助成金以外で今後考えられる支援の対策などがあればお聞かせください。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 助成金以外の支援対策についてであります。老人クラブや会員の減少につきましては、クラブ活動の停滞、定年の延長、趣味の多様化など様々な要因が考えられるところでございます。市といたしましては、引き続き、老人クラブ組織強化検討会議に参加をするとともに、運営主体となる網走市老人クラブ連合会及び事務局を担う網走市社会福祉協議会と連携し、老人クラブの認知度向上を目的とした魅力ある活動の展開や町内会などの地域組織と連携したPRに加え、新たな活動に取り組む必要性など、引き続き、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 たまに私もこういうクラブの活動にお邪魔しながら活動に参加しておりますが、部長もたまにそういう場に行かれて楽しく活動に参加するというのを私も切にお願いしたいと思います。

最後の質問になります。

来年、いよいよ網走湖で36年ぶりに7月後半に開催されるボートのインターハイですが、1年はあつという間です。現在、準備状況についてお尋ねいたします。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 令和5年度全国高等学校総合体育大会ボート競技は、全国から各都道府県予選を勝ち抜いたおよそ280クルー、980名ほどの選手が網走に集い、網走湖ボート場を会場として、令和5年7月28日から31日までの4日間の日程で開催されます。

準備状況でございますが、開催準備及び大会運営に万全を期すため、北海道ボート協会、網走市ボート協会、市内各関係団体、市関係職員から成る令和5年度全国高等学校総合体育大会網走市実行委員会を5月23日に設立いたしました。また、6月10日、11日には、全国高体連ボート専門部役員による競技会場や準備状況の現地視察も行われたところでございます。

会場となる網走湖ボート場の整備につきましては、令和3年度に栈橋を更新し、令和4年度はインターハイの競技基準を満たすため、B級コース公認

取得に向け、コースを4レーンから5レーンへ増設するなどの整備を行うほか、大会本番の会場仮設物等の設計、配置計画などを進めているところでございます。

また、大会で使用する競技艇については、種目ごとに同一規格、同一製造年の船を用意しなければならないこととなっておりますので、これらの条件を満たすことができるよう、他県から借用することで現在調整を進めているところでございます。

今後は、実行委員会が中心となり、関係機関と情報を共有しながら大会準備を進め、全国各地から訪れる選手、競技関係者や観客をおもてなしの心で歓迎できますよう、市民への周知や交流など、受入体制の充実にさらに取り組んでまいりたいというところでございます。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 来年、1,000人近い方々が訪れるということで、いろいろと準備されているということを確認できました。

実際に6月に来られた現地視察の方々から頂いた意見などで、この辺を強化したほうがいいよという部分はあったのでしょうか。

○井戸達也議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 6月に来られた専門部会の役員の方は、全国から見えられたボート関係者でございます。

大会運営に向けては、高校生が主体となりますので、これまでの高校生の運営に関する情報提供と来月、今年度愛媛で行われるインターハイの令和4年度の大会視察に向けて、競技運営についてよく会場運営見ようというように指導、意見を頂いたところです。

○井戸達也議長 古田議員。

○古田純也議員 わかりました。

36年ぶりの開催になりますので、どうぞ多くの市民に来年開催されることの周知、そして、全国から来られる高校生、関係者に感動、おもてなしがきちんとできるように今後もお力を入れて頑張ってください。

私からは以上です。

○井戸達也議長 澤谷淳子議員。

澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー おはようございます。公明クラブの澤谷でございます。

通告に従いまして、リトルベビーハンドブックに

ついて質問させていただきます。

このリトルベビーハンドブックとは、母子手帳だけではカバーし切れない低出生体重児、大体1,500グラム以下の赤ちゃんなのですが、その赤ちゃんの成長を記録できる冊子です。現在は各自自治体ごと、県や市が独自で作成していて、徐々にこれを作成してくれる自治体が増加しつつあるところですが、北海道ではまだ苫小牧市だけが市独自で作成、配付しています。小さく生まれた赤ちゃんのいる御家庭にとっては大変意味のある、また、子育ての支えとなる母子手帳のサブブックとなっています。

まず、当市で近年出生した赤ちゃんの人数と、その中で低体重で生まれた赤ちゃんの人数はどれくらいいらっしゃいましたか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 低体重で生まれた赤ちゃんについてであります。令和元年では出生数184人のうち低出生体重児に該当する2,500グラム未満が19人、極低出生体重児に該当する1,500グラム未満が3人、令和2年では出生数201人のうち2,500グラム未満が23人、1,500グラム未満が5人、令和3年では出生数177人のうち2,500グラム未満が8人、1,500グラム未満が1人となっております、参考として3年間の合計では、出生数562人のうち2,500グラム未満が50人、1,500グラム未満が9人となっております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 やはり少ないとは思いますが、この9人、3年間で1,500グラム未満の赤ちゃんが9人いるというのがやっぱりその御家庭はどうされていたのかなと思っておりました。

ちなみに、小さく生まれた赤ちゃんがいるという御家庭を市が知るの、定期健診のときに知るのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 出生児の体重の把握についてであります。市に出生届を提出していただくときに、出生連絡票という用紙にも記載していただくのですが、そちらで出生体重や退院後の滞在先、連絡先などを把握しております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 それでは、出生届のときに市も小さく生まれた赤ちゃんがいるということがもうわかるということですね。

そうしますと、小さく生まれた赤ちゃんを大切に

慈しみ育てる御家族から母子手帳だけでは沿わない、例えば成長曲線グラフが身長40センチ、体重1,000グラムしか記入できなくなっているのですけれども、今の母子手帳は。月齢による、あやすと笑いますかとか、寝返りができますかというような質問も載っているのですけれども、「はい・いいえ」で尋ねる質問が多く、発達が遅れがちなりトルベビーちゃんは回答が「いいえ」ばかりになり、ママが精神的に焦りや落ち込みなど、小さく生んで申し訳ないとの思いを強く抱いてしまうようです。

当市でお渡ししている母子手帳は、このように全国一律同じような感じだと思うのですけれども、そういう一律のものを配付しているのでしょうか。市独自で作成しているというか、そういうものなのでしょうか。

また、今まで、母子手帳だけでは成長の記録がつかないなど御相談を聞いたことはおありでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 母子健康手帳についてであります。母子保健法第16条第3項に基づき、母子健康手帳の様式は厚生労働省令が定めるとされ、また、母子保健法施行規則第7条に記載事項が示されており、成長曲線のグラフについては全国一律で、身長40センチ、体重1,000グラムから記入できる内容となっております。

市町村では、基本的に様式に準じた母子健康手帳を交付することとなっているため、当市では複数の出版元で販売されている中から選択購入し配付しております。

なお、当市が導入している母子手帳アプリでは、身長40センチ、体重1,000グラム未満でも入力可能となっております。

母子健康手帳の相談についてであります。御家族から母子健康手帳の内容などに対する御意見等は頂いておりませんが、低出生体重の場合、現行の様式では思ったように記録ができずに成長の確認が難しいため、全国的に母子健康手帳を見るたびに御家族が落ち込んでしまうといった声があるようです。低出生体重の子供を持つ御家族については、様々な不安な悩みを抱えていることが多いため、今後においても保健師がしっかりと気持ちを受け止め、御家族のフォローに努めてまいります。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 だからみんな県とか市町村独自でつくっていたのですね、このリトルベビーハンドブ

ックね。すみません。では、厚生労働省のものがみんな同じようになっているということですね。

それで、もともと2018年に静岡県で地元の育児サークルが発端となった独自でつくったものを参考にして、小さく生まれた赤ちゃんの母子手帳とそのサブブックとして成長を記録できる専用の小冊子、リトルベビーハンドブックを静岡県として配付したのが始まりでした。

もちろん、当市では当市も「母子モ（ぼしも）」と読むのでしょうか、アプリも使えるようで、今おっしゃったように「母子モ」アプリではゼログラムから記入でき、成長記録をつけることができるようなのですが、リトルベビーハンドブックを作成する自治体はそのアプリがあったとしても、実は今増加しています。名称も様々、リトルベビーハンドブックという名称ではない、そういう手帳などもあるのですが、実はただ紙ベースのものを作成しているというよりも、小さく生まれた赤ちゃん和妈妈やパパ、御家族のメンタル面の支えとしての意味が大きいです。今おっしゃったとおりだと思います。

冊子の中身がリトルベビーちゃんを育てた先輩ママのコメントや、月齢による「できる・できない」ではなく、「〇〇した日」、例えば「初めてチューブやテープがない赤ちゃんを見た日」など、非常にゆっくりと成長するリトルベビーちゃんとママに寄り添った温かい冊子になっていて、いつも傍らに置いて活用してほしいとの願いが込められています。

改めて、当市のリトルベビーハンドブックの認識をお伺いいたしますとともに、実はつい先日紋別市で先に6月の定例会があったのですけれども、そこでこのリトルベビーハンドブックを参考にした記録表のようなものを作成するというふうに決めたそうです。当市でもこの冊子を独自作成、配付のお考えはいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 リトルベビーハンドブックの認識についてであります。子供の成長に合わせた出来事を自由に記録することができ、また、医療スタッフや低出生体重児を育てた御家族の体験談を含めたメッセージに加え、支援サービスや相談窓口など、御家族に寄り添い励ます内容が盛り込まれていると認識しております。

現時点では対象となる子供が少なく、市独自の作成は考えておりませんが、本年5月、低出生体重の

子供を持つ道内の母親グループが道内全域で同じ情報が得られるようにしてほしいとの観点から、北海道に発行を働きかけておりますので、その動向を注視するとともに、引き続き、低体重児を持つ御家族に寄り添った支援に努めてまいります。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 そうですね。「ゆきんこ」という、何か北海道ではそういうサークルが立ち上がっているようなのですが、当市に数は少ないのですが、そういう小さな赤ちゃんがいるというのを知っているというのが大事でしたので、それでしたら、つい先日また6月1日付のニュースでは、大阪府が府としてこのリトルベビーハンドブックを作成すると決めて、府全体で同時に医療機関と連携し、NICU、新生児集中治療室ですね、でこの冊子を配付できるように決定したそうです。

最初の始まりの静岡県でも同じようにNICUで配付もしていますし、保健センターなどでも受け取るようにもしています。

ほかの町、ほかの市では、網走と同じような形で小さな赤ちゃんがいる存在を認識したら、今言ったように、保健師さんが家庭訪問して、ママの心情を優しく聞きながら配付しているという町もあるそうです。

実際にはまだまだこの冊子がない自治体のほうが多いので、ほかの町に住む方でPDFで印刷などできるようにしている自治体もあって、どうぞ御自由に印刷してお使いくださいなどやっている地域もあるとお聞きしています。

本来、このリトルベビーハンドブックはNICUで、そこでこそママにお渡しすることが大切と考えられていて、早産などの出産直後で不安や悩みが大きいママ、パパに向けてすぐにサポート体制が取れるツールとしての役割もあるからだと思います。そう考えますと、市独自の作成が厳しいようであれば、網走市として、市としての数は少なくともぜひ北海道に、今動向を注視しているとおっしゃっていただきましたけれども、北海道にNICUで配付できるリトルベビーハンドブックの作成を要望していただきたいと思うのですが、そのようなお考えはおありでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 NICUと連携した配付についてであります。母子の健康を守るツールとして母子健康手帳の有効活用を推進する国際母

子手帳委員会においても、市町村ごとに対象数が限られるため、都道府県単位の作成が望ましいとの考えがあることや、先ほども答弁いたしました。低出生体重の子供を持つ道内の母親グループが北海道に発行を働きかけております。

市としましては、これらの動向を注視するとともに、医療機関との意見交換を行い、また、低出生体重児を持つ御家族の要望などを踏まえ、リトルベビーハンドブックについて研究してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 澤谷議員。

○澤谷淳子議員 ぜひこれが行き渡るようになればいいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○井戸達也議長 永本浩子議員。

永本議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー おはようございます。

公明クラブの永本でございます。

私は、さきに通告させていただきました3項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目めの女性の健康支援についてお伺いいたします。

この質問は令和元年の9月に質問させていただいたものですが、先日NHKでもこういった問題が放映され、市民の方からも大事な問題ではないかとお声を頂きましたので、今回、再度取り上げさせていただきました。

前回の質問で、女性は生涯を通じてホルモンの関係で体調が大きく左右され、初潮、妊娠、出産、閉経といったライフステージに応じてホルモンバランスが変化するため、その段階に応じた健康支援が必要であることを訴えさせていただきました。

具体的には、閉経前の女性の約80%に月経痛があるにもかかわらず、我慢したり市販薬で対処することが多く、重症の月経痛でも婦人科を受診する女性が少ないこと。特に思春期の月経痛では、適切なケアをせずに放置してしまうと子宮内膜症になる確率が高くなり、そこから不妊症や卵巣がん等に至るケースがあることを多くの女性は知りません。

また、女性ホルモンの分泌が減り始める30代後半から40代になると、ホルモンバランスが崩れていらや情緒不安定、首から上がほてるホットフラッシュ等のプレ更年期が始まり、閉経を迎える50歳前後で本物の更年期障害になり、家事や仕事もできなくなるほどの重症の人もいらっしゃいます。人によ

って症状が異なりその重症度も違うため、本人も苦しみ、また周囲の理解も得られず、離婚や離職につながってしまうこともあるようです。しかし、更年期障害に対する正しい知識を多くの人が持っていれば、理解し合うことができ、またホルモン補充療法や漢方薬等の適切な治療を受けることで劇的に症状が改善することもあり、人生が大きく変わってくるため、この正しい知識の啓蒙が必要であると訴えさせていただきました。

理事者からは「月経痛に起因する子宮内膜症の放置が不妊症や卵巣がんに至る可能性や更年期障害に関することなど、正しい知識の啓蒙や適切な支援は必要である」、「今後、関係する医療機関と連携を図りながら、女性特有の疾患や症状に関する正しい知識の啓蒙や相談支援に努めてまいりたい」との答弁を頂いておりましたが、その後はどのような取組をされてきたのか、状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 女性特有の月経関連疾患や更年期障害の正しい知識の啓蒙への取組状況についてであります。コロナ禍で保健センターの来所や相談件数が減少したことを踏まえ、オンライン健康相談を導入しています。

オンライン健康相談については、赤ちゃんの栄養相談など母子の健康相談を目的に開始しましたが、その後、母親学級や離乳食教室、成人の健康相談へと対象を広げて実施しております。

また、本年4月から24時間電話相談事業にチャットボットによる健康相談の機能を新たに追加し、メニュー中から女性、男性に多い体の悩みを選択いただき、気軽にスマートフォンやパソコンから女性特有の病気などを知ることができるよう工夫しております。

さらに、母子保健事業ではお子さんに関するだけでなく、お母さんを対象とした健康面の確認や相談を行い、女性特有の悩みに保健師が助言を行っているところです。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 オンライン健康相談も私が提案させていただいて早速取り入れていただき、対象も広げながら活用をいただいているということ、うれしく感じるところです。

また、今年度はチャットボットという新しい形で誰でもいつでも相談ができる体制を市が整えてくださっている中に、この女性の健康に関する項目も入

れていただいているということで、一步、二歩前進しているのかなと思った次第です。

その中で、コロナ禍もあり、なかなか現実開催は難しかったと思いますが、やはり性別や年齢を問わず広く一般に向けたセミナーや質疑応答もできるような女性だけの健康講座等もやはり開催できれば、リアルに詳しい専門知識等いろいろな具体例等も聞かせていただくことができれば、一定の効果があるのではないかと考えております。

例えば今年度の市民大学講座では、網走市出身の産婦人科医、丸田佳奈氏の講演も予定されているようです。今回の内容は「コロナ禍で失われた健康を取り戻す」というテーマのようですが、例えば次回は「女性の健康・支援」について講演していただくなど様々なやり方があるかと思いますが、こういった点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監

○永森浩子健康福祉部参事監 セミナーや健康講座の開催についてであります。コロナ禍の影響により、女性を対象とした講演会等の開催には至っておりませんが、要望により地域や団体を対象に実施する女性の病気や健康に関する講話、また、母子保健事業における相談等を通じて女性の健康に関する正しい知識の普及に努めているところであります。

女性の健康に関する正しい知識を得る機会の創出は必要であると考えておりますので、来年度に向け、月経関連疾患や更年期障害を含む女性特有の疾患をテーマとしたセミナーや講座の開催を検討してまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ただいま要望によって女性の健康講話等も開催してこられたということだったのですけれども、実際には何件ぐらいの開催があったのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 現在実績は手元にないのですけれども、これまで女性部会ですとか、そういったところから依頼を受けまして、まさに更年期障害ですとか、そういった女性に多い疾患を含む健康教育をした経過があります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 前回はそういった形で、依頼があれば開催をしているということでお話いただいていたところですが、コロナがずっとこういう状況が続いていたので、いよいよこれからこういった

ところも力を入れていただければ、またたくさん
の要望が来るのではないかと思いますので、そう
いったことも依頼があればやりますという周知も
ぜひしていただきながら進めていただきたいと思
っております。

次に、正しい知識を習得できたとしても、婦
人科への受診はかなりハードルが高いのではない
かということで、女性が気兼ねなく相談でき、必
要なときは受診を後押ししてくれる相談窓口が
必要なのではないかと提案させていただきました。

前回の答弁では、網走厚生病院の女性健康相
談、また、網走保健所の「女性の健康相談の日」
や「女性の健康相談ダイヤル」等が挙げられて
おりましたが、先日、網走保健所に確認したと
ころ、女性の健康サポートセンターの相談内容
、女性の相談の日の相談内容ですけれども、一
番1年間の数がまとまっているのが令和2年度
で、相談件数248件、最も多いのが不登校や
家庭内暴力による精神面の相談で127件、次
に疾病に関する相談で49件、ここに更年期障
害の相談が含まれているようですが、令和2年
度は1件のみで、難病や結核などの相談が主だ
ということでした。第3位は妊娠、出産、育児
が19件ですが、やはり虐待などの精神寄りの
ものが多く、第4位は性感染症8件、第5位
は介護が1件、第6位はその他44件という
内容でした。ということは、月経関連疾患や
更年期障害の相談窓口としてはほとんど活用
されていないものと思われま

す。私もちょっとこんなに内容が精神寄りの
ものとは思わなかったもので、ちょっと意外だ
ったのですけれども、やはり月に一度でもいい
ので、市としての相談窓口が必要なのではない
かと思

います。今回、私が確認したのは網走保健所
の窓口でしたが、その他の相談窓口の利用状況
と、また今後の市の取組についてどのように
お考えなのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 相談窓口の
利用状況と今後の取組についてであります
が、網走厚生病院における女性健康相談窓
口の利用状況については、令和元年度5件
、令和2年度3件、令和3年度1件とな
っており、相談内容については月経や不妊に
関すること、更年期障害、性感染症などが
あり、いずれも人に相談しにくい内容とな
っております。

保健センターにおける健康相談の件数につ
いては、令和元年度673件、令和2年度
351件、令和3年

度314件の実績がありますが、そのうち女
性の健康に関する相談は令和元年度10件
、令和2年度11件、令和3年度5件とな
り、その多くが子宮がんや乳がん検診後の
相談となっております。いずれもコロナ禍
の影響と考えられますが、来所型の相談件
数は減少傾向にあります。

今後の取組については、保健師が日常業
務の中で取り組んでいる健康相談の周知方
法見直しにより利用を促すとともに、年3
回実施している定例健康相談の一つに女性
の健康に関するテーマを設定するなどの工
夫により、相談機会の確保に努めてまいり
ます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひ3回のうちの1回
はということで、内容的にもこういう内容
の相談を受けますということ

を少し明確にいただければ、相談件数も
上がって結果も出てくるのかなと思ってい
ます。私も思春期の月経痛を放置したこと
による子宮内膜症、そして不妊症というこ
とが今現在最も大切な少子化対策とも言
われているということ

を今回、前回も勉強させていただいて、大
事な問題だなということ

を痛感しておりますので、ぜひまた力を
入れていただければと思います。

次に、企業内での女性特有の健康問題に
ついてお伺いいたします。

日本産婦人科学会が2017年に行った調
査では、77%の女性が月経に付随する腹
痛や腰痛、眠気などの症状で就業に影響
があったと回答しております。いまや女性
は労働人口の44%を占めており、女性
の月経関連疾患などによる労働損失は4,
911億円と試算されております。また、
35歳以上の女性においては、50%以上
が更年期障害によって就業日常において
影響を及ぼしているとの調査結果や、44
歳から60歳の女性約1,000万人を対
象とした調査では、50%の約500万
人が更年期障害により著しくQOL、生活
の質が阻害されているとの結果もあり、
その経済的損失は計り知れないとされて
おります。

さらに、管理職に当たる女性の中には、
更年期障害のため役職を受ける自信がな
く、力を十分発揮できない人もおり、女
性の起業家も増えてきている現代、女性
活躍を推進する上では大きな損失と言え
ます。また、更年期障害は老年期に向け
ても骨粗鬆症や血圧、精神神経症状など
健康寿命にも大きく影響を与えるとされ
ております。

今後ますます必要となってくる女性の働く力ですが、こうした職場における女性特有の健康問題の現状をどのように認識されているのかお伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 企業内での女性特有の健康問題の現状への認識についてでございますが、経済産業省の調査では、女性従業員の約5割が女性特有の健康課題により勤務先で困った経験がある、また、女性従業員の約4割が女性特有の健康課題などにより、職場で何かを諦めなくてはならないと感じた経験があると回答しております。

女性特有の健康課題により昇進や自分の望むキャリアを諦めてしまうことは、本人だけではなく企業にとりましても、様々なチャンスを逃してしまうのではないかと考えるところです。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 これ本当に現実に多くあるのではないかなと私も懸念しております。

私自身本当に更年期障害すごく短くて軽かったほうなのですが、人によっては本当に何年も苦しんでいる方もおり、同じ職場の女性同士でも自分が軽かった人は重い症状を訴えている人に対して、「いや、そんなにひどくはないんじゃないの」という、「これ、ちょっと寝てれば治るから」とか、そういったそういうやり取りの中で職場の人間関係がうまくいなくなったり、男性上司にそういった状況をわかってもらえないということであらう思いをしている方も多くいるのではないかと思っております。

こうした様々な課題がある中で、女性活躍のための環境づくりがますます大切になってくると思います。女性の年齢階級別労働力率の推移を見ると、いわゆるM字カーブと言われるものですが、M字の落ち込むところが女性の就業者数が減るところで、まさに、妊娠・出産・育児などで仕事の第一線から離れることが明確に見てとれます。しかし、その対策として産休・育休制度や時短勤務などが整備されたことにより、近年はM字の落ち込みが緩やかになってきております。やはり手を打つときちんと数的にも上がってくる、成果が出ているということだと思います。

また一方で、M字の二つの山になっている世代には、あまりケアやサポートがなかったのも事実です。この二つの山の世代がちょうど最初の山が月経

関連疾患、そして後の山が更年期に向き合う世代に当たっております。

生理休暇はあってもなかなか言いづらい、無理をして出勤しても十分にパフォーマンスが上がらないなどの課題があります。が、例えば、理由の申請が不要なフレックスタイム制度を導入することで体の不調があっても自分のペースで仕事ができます。また、コロナ禍で一気に進んだテレワークや在宅勤務とコワーキングを組み合わせた勤務形態の普及等も今後、女性活躍のための環境づくりに大きくつながっていくのではないかと期待するところです。

また、正しい知識の啓蒙とつながりますが、女性の健康に関するリテラシー、適切な理解力の向上も重要であると、産業医の川島恵美氏は言っております。

川島氏は産業医を務める企業の中で、年に4回、若い世代・妊娠出産期・更年期・それ以外という4分野に分けて女性の健康についての情報を企業内に発信しており、該当する世代はもちろんのこと、異なる世代についても学ぶことで女性同士も配慮しやすくなり、男性や管理職にも知ってもらうことが働きやすい環境づくりにつながっているとされており。

網走市といたしましても、男女共同参画事業の一環として取り組み、広報あばしりの「ひゅ〜ら」のコーナーで発信したり、商工会議所と連携して取り組んでいくなど、女性活躍のための環境づくりを推進していただきたいと思います。この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 女性活躍のための環境づくりについてでございますが、テレワークや休暇の整備のほかシフト制度の改善を図り、管理職や男性従業員も含めてこれらの取組を実践することで、女性従業員がそれぞれの健康状態に合わせた柔軟な働き方が可能になると考えられます。

また、例えば社員研修の中で女性の健康について取り上げることによって、女性従業員は自分たちの健康に対する対処方法を知ることができ、男性従業員や管理職は同僚や部下への接し方を知ることにつながるなど、ヘルスリテラシーの向上に役立つことが期待できます。

このような中、当市におきましては、本年3月に策定した第3次男女共同参画プランにおいても、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と位置づけ、

男女の均等な雇用機会と待遇の確保や多様で柔軟な働き方の普及など、各種取組を推進しているところでございます。

今後も男女共同参画プランでポイントとしている女性が活躍しやすい環境整備の推進について、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 ぜひこういった社員研修とか、情報の発信等ますます女性が活躍しやすい環境づくり、ぜひまず市役所が率先しながら取り組んでいただきたいと思います。

それでは次に……。

○井戸達也議長 永本議員の一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

午前10時54分休憩

午前11時08分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

永本議員の質問から。

永本議員。

○永本浩子議員 それでは次に、2項目めの健康経営の推進についてお伺いいたします。

これも令和元年9月に、先ほどの女性の健康支援の質問の中で取り上げさせていただいたのですが、今回は女性だけでなく全体の課題として取り上げさせていただきました。というのも、昨年から今年にかけて、私が参列したお葬式の中だけでも50代から60代の方が13人も亡くなられており、そのうち女性は1人で、あとは全員働き盛りの男性ばかりでした。人生100年時代と言われる中で、まだ若い方たちの死は本当に心が痛みました。残された御家族の思いは言葉では言い尽くせません。健康の大切さを改めて感じ、亡くなられた方の多くは会社の経営者や重鎮ばかりで、会社にとっても、また社会全体にとっても大きな損失だと思います。こうしたことを少しでも減らしていくためにも、健康経営への取組は大切なのではないかと痛感した次第です。

健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で捉え戦略的に実践することです。企業理念に基づき従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。

経済産業省では、健康経営に取り組む企業や法人の見える化に取り組み、平成26年度、東京証券取引所と共同で健康経営に優れた上場企業を紹介する「健康経営銘柄」をスタートし、平成28年度には未上場の企業や法人も対象とした「健康経営優良法人認定制度」を創設、健康経営の促進を図っております。

背景には、日本が世界に先駆けて突入した超高齢化社会という大きな社会課題があり、膨らみ続ける医療費と介護費を抑えるには健康寿命を延ばすことが重要で、そのためには若いうちから一日の中で最も長い時間を過ごす会社で健康的な取組ができればベストなのではないかという考えから始まっております。

税知識の普及と納税意識の高揚を目的として全国80万社が加盟している法人会でも、このままではこの後の子供たちの世代に過大な負担を強いることになり、それを財政的児童虐待と捉え、健康経営に取り組むことを決めました。

こうした観点からも健康経営の推進は大切な取組だと思っておりますが、その意義と必要性について、市としてはどのような見解をお持ちなのでしょうか、お伺いいたします。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 企業が従業員の健康管理を経営的な課題と捉え、戦略的に健康投資を行って各種の取組を実践することにその意義があると思われる、従業員の健康保持・増進、ワーク・ライフ・バランスの推進などを通じ、企業の生産性や従業員の意欲などを向上させることと思っております。

また、企業の業績や価値を高めることを目指す健康経営の取組は、SDGsが掲げる「すべての人に健康と福祉を」の目標につながるとわれ、企業の持続可能な経営の観点からも一つの指針と認識しております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 大事な指針だと私も思います。

網走市におきましても商工会議所をはじめ、健康経営優良法人に認定された企業が何社かあると認識しておりますが、市内企業の健康経営の浸透度はどれぐらいあるのでしょうか。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 市内企業の健康経営の浸透度についてですが、令和2年度に実施した労働実態調査において、働き方改革についての設問中、取

り組んでいる具体的な施策で、健康経営の推進を挙げている事業者は270事業所中49事業所、18.1%という結果でございました。

現在、市内で健康経営優良法人に認定されている事業所は、大規模法人部門で1法人、中小企業法人部門では9法人という状況であります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 取り組んでいらっしゃる企業が18.1%ということで、現実的には2割以下という状況かと思えます。ただ、前回質問したときからは少しですけども進んだと思えます。

そしてまた、優良法人として認定されているところが大規模で1法人、中小企業では9法人ということで、合わせて10の法人が国のレベルの優良法人として認められているということは、一歩、二歩進んでいる状況ではないかと思っております。

また、経済産業省が行っている、健康経営優良法人認定制度では、大規模の企業を対象とした大規模法人部門と、中小規模の企業を対象とした中小規模法人部門の2つの部門で、日本健康会議から優良法人が認定され、上位法人500社には「ホワイト500」、そして中小企業のほうでは「ブライト500」の冠が付加されております。しかし、認定を受けている中小規模といっても、網走もそうだと思いますけれども、従業員が50名以上で産業医がいる企業がほとんどです。市内企業の多くはそこから漏れてしまいます。

協会けんぽ北海道支部では、健康経営を始める企業を増やすために、最初の一步としての健康事業者宣言の推進をしており、宣言をした企業を市のホームページやFMあばしり等で紹介したり、もう少しハードルを下げた網走市独自の認定制度の創設など、市としても市内企業の健康経営の促進を図るべきではないかと思えますが、この点はいかがでしょう。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 市独自の健康経営認定制度の創設とのことですが、企業の健康経営を推進するため、独自の健康経営の認証制度を設け、企業の健康経営に関する動機づけを行っている自治体があることは承知しているところでございます。

今後は、経済産業省の認定と自治体独自の制度のそれぞれのメリット等も検討をしながら研究してまいりたいと考えておりますが、市内において健康経

営についての認知度は高くないと考えられるため、商工会議所などと連携しながら、まずは課題の把握に努めてまいりたいと思えます。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 まずは課題の把握からということで、そういったところからスタートしていただきながら、そのやり取りの中でも、具体的にどのようにしたら推進していけるかということもきちんと相談をしながら把握を進めていっていただきたいと思えます。

また、前回は紹介いたしました、北見市では平成30年12月に民間の保険会社と市内企業で働く従業員の健康づくり推進に関する連携協定を結んで、市内経営者を対象とした健康経営セミナーの開催や市が行うがん検診の受診を企業に呼びかけるなどの活動を推進しております。

当市も2つの民間保険会社と連携協定を結んでいると思えますが、独居高齢者の見守りに関する協定で健康経営推進のための協定ではなかったかと思えます。健康経営推進のための協定もぜひ必要なのではないかと思えますが、この点はいかがでしょう。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 健康経営推進のための民間保険会社との協定についてですが、議員お話のとおり、現在当市において民間企業と健康経営推進のための協定は締結していない状況でございます。

今後、健康経営セミナーの開催や市が行うがん検診の受診を企業に呼びかけるなどの活動を推進するため、関係各課と調整しながら取組事項などを含めまして検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 この点、本当に民間の保険会社のほうが様々なノウハウを持っているかと思えます。また、当市もがん検診の受診率が上がらずに、本当にそれが大きな課題にもなっております。現実こういう働き盛りの方たちが亡くなっているという現実もあり、早い段階で見つければもっと違う結果になったのではないかなと私も本当に思うところで、ぜひこうした民間の力を活用して市民全体の健康の推進をしていっていただきたいと思えます。

それでは、最後の質問になります。

3項目め、带状疱疹についてお伺いいたします。

この带状疱疹については、2年前の令和2年6月

の一般質問で、带状疱疹ワクチンの助成について質問させていただきました。そのとき説明させていただいた带状疱疹の発症のメカニズム等は今回は省かせていただきます。

前はちょうど新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し始め、全国一斉の臨時休業が行われ、大人から子供まで先行きが見えず大きな不安とストレスを抱える中、带状疱疹を発症して私の薬局にも来局する患者が急増しておりました。

核家族化によるブースター効果の減少に加え水痘ワクチンの定期接種化の影響もあり、带状疱疹の低年齢化と患者の増加、さらに、かつては一生に一度と言われた带状疱疹が二度も三度も発症するという状況が現実が続いておりました。

その後は少し落ち着いていましたが、今年に入って、例年にない大雪で除雪の疲れが出たのとロシアのウクライナ侵攻が始まり、連日凄惨な戦争現場の映像が流され世界的に不安感が増す中で、再び带状疱疹の患者数が増えてきたと、現場としては実感しております。

国内ではまだ公式の統計は出ておりませんが、ブラジルではコロナ以前の2017年3月から2019年8月には100万人当たりの带状疱疹患者数は30.2人だったが、コロナ以後の2020年3月から同8月には40.9人と35.4%も増加し、地域によっては77%以上も増加した地域もあったそうで、日本だけでなく世界的に増加傾向があるようです。

その原因として考えられているのが、一つは新型コロナウイルス感染により免疫細胞やその働きがダメージを受けたこと。二つ目には新型コロナウイルスワクチンにより、一時的に一つ目と同じような状況が生じたということ。三つ目にはコロナ禍の心理的ストレスにより免疫力が低下したという三つが考えられているようです。

1については、アメリカで行われた最新研究がその裏づけとなっております。アメリカでは、2020年3月から2021年2月に約200万人を対象に行った医療費請求データに基づいた解析の結果、50歳以上の新型コロナウイルス感染者と非感染者の比較では、感染者は带状疱疹の発症リスクが15%高く、感染して入院した患者では21%高かったという結果が出ており、発症リスクの高い状態は陽性の診断から最長で6か月間続いたという解析結果も出ております。

意外なのは、2のワクチンの影響です。当然、コロナワクチンそのものが带状疱疹を発症させるわけ

ではありませんが、ワクチン接種後にも一時的に細胞免疫を担うリンパ球の減少が見られることがあるそうで、欧州ではファイザー製ワクチン接種後に4,103件、モデルナ接種後に590件、アメリカではファイザー接種後に2,512件、モデルナ後に1,763件の带状疱疹の報告があったそうです。

また、3の心理的ストレスについては、带状疱疹の原因として以前から指摘されてきたところですが、2021年のデンマークの研究で、7万7,310人が参加した大規模追跡調査のデータを解析した結果、強い心理的ストレスと带状疱疹のリスク上昇との関連性が示されたところでした。

こうした近年の带状疱疹の増加傾向について、市はどのように認識されているのか、見解をお伺いたします。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 带状疱疹の近年の増加傾向への認識についてであります。医療機関に対する調査等を行っていないため、市内における診療や患者の状況は把握しておりませんが、一部の医療機関では現時点で一概に増加傾向といった判断はできないとの意見もあります。

アメリカのデータ分析による論文の一つに、新型コロナウイルス感染症に関連して50歳以上の場合、新型コロナウイルスに感染した人は感染していない人との比較において、带状疱疹を発症するリスクが高まるとの結果について議員から御指摘がありました。また、外出機会の減少に伴う心理的ストレスにより交感神経が高ぶり、ストレスホルモンの過剰分泌が細胞性免疫の機能低下をもたらし、带状疱疹の危険因子となる可能性を指摘するデンマークの研究結果が報道にありました。

ただ、新型コロナウイルスワクチン接種の影響については明確な根拠はなく、水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化するメカニズムは明らかではありませんが、免疫力の低下が誘因ではないかと言われております。

市として、現時点では带状疱疹が増加傾向にあるとの明確な認識はなく、市内の状況につきましては、網走医師会との連携により把握に努めてまいります。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 なかなかはっきりした数値、そういったところが得にくいというところは確かにあるかもしれません。

うちの薬局でも带状疱疹で出るお薬と単純ヘルペスで出るお薬、投与量が半減しますけれども同じお薬が出たりもしますので、薬の量だけでも正確な数は把握できないというのは確かにあるかもしれません。ただ、私も薬局、薬剤師として勤務しており、その窓口でお薬を投与する、投薬する場合、本当に8歳の女の子が带状疱疹で来たり、20代、30代の学生さんや若い方が带状疱疹になったり、先日も若い男性が「もう僕これで3回目ですよ」という方もいらっしゃいまして、やっぱり現場感覚としては確かに増えているのではないかなということを感じているところでございます。

そしてまた、带状疱疹への対応策ですけれども、これは予防と治療ということで、まずはこの治療についてですが、先日、友人から「息子が带状疱疹ではないかと思うがどうしたらいいか」という電話があり、もしそうだったら薬は発疹が出てから48時間以内、遅くとも72時間以内に飲めば軽くて済むので、土曜日でしたが休日当番の病院を教えて受診するように勧めたところ、やはり带状疱疹との診断で薬も出してもらえたので本当に軽くて済んだと喜ばれました。

反対に、友人の妹さんが顔面に、三叉神経のほうですけれども、発疹が出てぴりぴり痛かったが带状疱疹とは思わず、病院に行くのが遅れてまぶたが下がってしまったということで、どうしたらいいかとの切実な相談もありました。治療薬の服薬のタイミングを周知することの大切さを痛感したところです。

带状疱疹の治療薬は抗ウイルス薬で、インフルエンザと同じですけれども、ウイルスが増えるのを抑える薬なので、早く飲んでウイルスの増殖を抑えられれば症状は軽くて済みますが、増殖してしまってから飲んでもあまり効果は見込めません。顔面の三叉神経に出る带状疱疹は、薬の投与が遅れると、先ほどの方のように顔面麻痺や難聴、また失明してしまうこともあり、特に注意が必要です。

今は1日1回飲めばよい治療薬も出ており、こうした治療薬と服薬のタイミング等の情報を周知できれば助かる人が増えると思いますが、こういった周知に関してはどのようにお考えでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 带状疱疹治療薬の早期服用の啓蒙についてであります。带状疱疹は発疹が現れてから3日以内に治療を開始することがポ

イントとされ、治療が遅れた場合は発熱や頭痛、さらには合併症として带状疱疹後神経痛や目や耳の神経障害、また顔面神経麻痺などが生じる可能性があります。

治療薬や服用のタイミングといった情報発信につきましては、専門的な知見がなく難しいと考えられますが、带状疱疹に関する知識や症状がある場合の早期受診など、公共施設等へのリーフレットの設置や市広報紙、ヘルシー講座を活用するなど、情報発信に努めたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 私もここ最近で2回ほど、带状疱疹についてパワーポイントを自分でつくってお話をさせていただく機会があったのですが、やはり3日以内、できれば2日以内ということを知らなかったという人も多かったですし、また冷やしてはいけないということとか、带状疱疹の薬もなかなか高いのでしっかりお金を持っていったほうがいいよとか、いろいろなそんな情報提供もしながら、そういったことがまず知識として持っていることで、やっぱり防げるものというのは大きいので、ぜひそういった簡単なことでもまずは構わないので、飲むタイミングとかそういったことをぜひ周知していただきたいと思います。

次に予防ですけれども、前回も言いましたが、带状疱疹で最も問題になるのが带状疱疹後神経痛です。皮膚症状は治まっても治癒した後に強い疼痛が長期間残り、私の母もそうでしたが、亡くなるまで一生痛みと闘わなくてはならないのは本当に辛いことです。

50歳以上で带状疱疹を発症した人のうち約20%がこの带状疱疹後神経痛になると言われており、80歳以上では約33%になるというデータもあります。私が勤務する薬局にもたくさんの人が通っております。長期にわたる神経痛との闘いは、精神的にも身体的にも生活の質を落とし健康寿命を阻みます。医療費の増大にもまたつながってまいります。

アメリカ等の海外では带状疱疹ワクチンの接種が進んでおり、日本でも2016年から50歳以上の方に予防接種ができるようになり、現在、1回接種の生ワクチンと2回接種の乾燥組換え型の不活化ワクチンがあります。2年前にお聞きしたときは、市内でワクチンを接種できる医療機関は2か所でしたが、今は何か所あるのでしょうか。また、接種できるワクチンの種類と接種状況をお伺いいたします。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 ワクチンを接種できる医療機関とワクチンの種類及び接種状況についてであります。現在5か所の医療機関において、水痘ワクチンと不活化ワクチンの2種類が接種可能となり、内容としましては、2種類のワクチンを取り扱う医療機関が3か所、1種類のみが1か所、残りの1か所については現時点で接種実績がない状況となっております。

接種状況については、本年1月から6月までに33人が接種しており、内訳は水痘ワクチン24人、不活化ワクチン9人となっております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 2か所から5か所に医療機関扱っていただけたところが増えたということで、ちょっとうれしく思っております。

やはりこういった形で扱ってくれる医療機関が増えてくると、そこを受診したときに、「あっ、ワクチンがあるんだ」とまずそのワクチンが、带状疱疹のワクチンがあるということをまず知っていただくことが大切です。人数は少ないですけれども、少しずつでも受けていただいている方がいらっしゃるということで、状況を把握させていただきました。

これから超高齢化社会を迎えるに当たって、健康寿命の延伸と医療費の抑制は大事な課題でございます。そのためにも、带状疱疹は予防できるということとワクチン接種ができる市内医療機関の案内を積極的に周知して、接種を推進すべきではないでしょうか。

最近では、テレビでこのワクチンのコマーシャルも流されるようになり、かなり周知が進むのではないかと期待しているところですが、市としても市のホームページや毎年全戸配布される「みんなの健康」への掲載、また健康マイレージのポイント項目に带状疱疹のワクチンを加えていただくなど、またFMあばしりで放送するなど、周知の仕方は様々あるかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進についてであります。任意接種と定期接種で周知の方法が異なるため、現在厚生科学審議会で議論されている定期接種化の動向を注視するとともに、带状疱疹に関する知識などについては公共施設等へのリーフレットの設置や市広報紙、

ヘルシー講座を活用するなど、情報発信に努めたいと考えております。

また、高齢者をはじめ市民向け健康講座においても、带状疱疹を題材の一つに取り上げるなど取り組んでまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々な形で取り組んでいただければうれしいです。

そして、このワクチンですけれども、インフルエンザワクチンと同じく保険適用外なので、医療機関によって金額が違います。1回接種型のビケン弱毒生ワクチンは、6,000円から8,000円、網走市内だと7,000円のところが多いのではないかと考えております。2回接種型で世界初の組換えサブユニットの不活化ワクチン・シングリックスに関しては、1回2万円から2万3,000円、2回接種なので4万円から4万6,000円前後と大変高額となっております。生ワクチンは効果の持続期間が3年から11年、また5年から9年と言われているところもありまして、なかなかちょっと不安定なのに対して、シングリックスは治験スタートから12年たっても効果が持続しており、効果のダウン率も少ないということで、どうせ打つなら2回接種のシングリックスのほうがいいのかと薬剤師としては思っているところですが、今回、日本の疫学調査にのっとって出された推計値を調べてみたところ、令和3年1月1日の人口を基本にすると、網走市の50歳以上の人口は1万8,023名で、一生のうちに带状疱疹に罹患する人は推計値として4,190人、带状疱疹後神経痛になる人が927人、年間だと带状疱疹罹患者は198人、带状疱疹後神経痛は41人という推計値が出ております。

これに带状疱疹の治療費と带状疱疹後神経痛の治療費を掛けると、おおよそですけれども、年間1,190万4,676円という医療費が推計されます。

網走市での公費助成導入時の、もしということで、もし公費助成を導入したとすると、予算規模を半額助成で7割がビケンの生ワクチン、3割が不活化ワクチンのシングリックスとして、先行している名古屋市の目標接種率1%と同じく50歳以上の接種率を1%と仮定すると158万6,024円となり、かなりの費用対効果が見込めるのではないかと考えられます。

2022年4月時点で全国31自治体が何らかの公費助成を行っており、北海道でも幌延町、標津町、猿払村で助成を行っております。

一人でも多くの市民が健康寿命を延ばし、人生100年時代を楽しんでいけるよう、当市でもぜひ公費助成を行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 带状疱疹ワクチン接種への助成についてであります。現在厚生科学審議会において带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた議論が行われておりますので、引き続き、国の動向を注視するとともに、医師会及び医療機関との意見交換により、御指摘のあったことを踏まえ、相談してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 永本議員。

○永本浩子議員 国のほうでも今やはり問題として捉えていただいて、定期接種の方向性が検討されているということは私も認識しているところであります。ただ、シングリックスの場合は非常に金額がかかるので、もし国のほうで半額助成していただいたとしても2回打つと個人の負担が2万円から2万3,000円ということになりますので、国のほうが助成をしてくれることが決まったとしても、例えばそこに市として上乘せをして4分の1市が助成をしてくれると個人の負担が1万円から1万円ちょっとで済むということで、そうなると打とうかなと考えていただける方も増えるかと思っておりますので、そういったことも含めまして今後前向きに検討していただければと思います。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○井戸達也議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩とします。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き再開いたしますが、ここでまだ一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時44分休憩

午後1時00分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。一般質問を続行します。

村椿敏章議員。

村椿議員。

○村椿敏章議員 一登壇一 日本共産党議員団の村椿敏章です。

通告に従い、質問させていただきます。

まず最初に学校給食についてであります。

一つ目が、食材の地産地消についてであります。今ロシアのウクライナ侵略などによって、また物価の上昇、円安、そういうことによって肥料が高騰しております。それによって農業が今維持することが難しくなってくるのではないかと、そう言われております。給食の食材についても心配であります。

そんな中、給食の食材を地元の食材を使う自治体が増えております。農水省のホームページでは、地産地消は地域で生産された農産物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結びつけ顔が見え話ができる関係づくりを行うものであり、各地域でその取組が行われているといたします。また、地産地消は、食料自給力・自給率の向上や地域農業の活性化につながるだけでなく、農産物の輸送に伴うCO₂排出量の削減にもつながる取組として推進されております。

今の市の地産地消の取組の状況について伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 第3次網走市食育推進計画では、豊かな自然や気候風土の中で生産、収穫された食材等を大切に、消費者と農・漁業者の信頼関係を築くことで食と農・漁業の一体感を醸成し、地場産農林水産物の消費及び利用を促進し、市民が健康で充実した食生活を営むことを目標としております。

その中で、地産地消と健康づくりの促進としまして、地域で生産される食料を積極的に消費するとともに、家庭、学校、地域等での連携により、食の重要性に対する理解を深め、新鮮な旬の地場農林水産物などを活用した健康で豊かな食生活の実践に努めるとともに、地域の優れた食文化の継承や新たな地場産品の普及啓発を支援しているところでございまして、学校給食も計画の趣旨に沿った取組を進めているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

まず様々な地産地消の取組をされているというのは私も認識はしていますし、学校給食でもしっかりされているなというのはわかっております。

ただ、もっと食材を増やしていけないかということが今日のテーマなのですが、2008年6月に学校給食法が改正され、学校給食での地域の産物の積極

的利用が位置づけられるとともに、学校給食を活用した食育の推進が図られております。市の給食での取組の状況について伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学習指導要領では、学校における食育の推進という概念を明確に位置づけております。学校給食は子供の健康の保持・増進のほか、食に関する指導を効果的に進める上での生きた教材として教育的意義が大きいと言われており、給食、学習教材、栄養教諭、養護教諭などによる総合的な食育指導が効果的とされております。

当市の学校給食は網走産小麦を使用したパンなど、地場産、道内産の食材を優先的に取り入れた給食を実施しているところでございます。

また、農協や漁協、生産者や加工販売業者などの関係者の御協力と連携により、網走市ならではの鯨や行者菜、あばしり和牛などを活用し、工夫を凝らした給食を実施しております。さらに、生産者による講話なども実施していただいております。地域の自然や食文化、基幹産業などへの理解を深めているところでございます。

このような取組は、伝統的な食文化の継承につながり、将来にわたって児童生徒の心に残り、ひいては網走市の魅力が継承されるものと考えております。

今後も農・漁業者や流通関係者などと連携しながら、網走産、道内産の食材を活用した給食を提供するとともに、学校における食育を推進してまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 まさに食育というところで講話などもしながらやっていたらというところも非常にいいことだなと思います。

網走産というところ、それから道内産というところなのですが、要は小清水町の給食だよりは小清水産というのが、野菜が何に使われているか、小清水産、道内産とかというふうに、小清水産という言葉が出てくるのですね。ただ、網走の学校給食には何かそのような表示がなかなかされていない状況なのかなという気もしております。

小清水の野菜の場合、多く使われているということがわかります。そして、農家とまた給食センターとの話し合いなどで食材を納入しているという状況が見られるわけです。

網走市の場合、その辺がどうなっているのかとい

うのを伺いたいのですが、食材の発注、それから納入の状況、そして、いつまで納入しておかなければならないのか。さらに、地元産の農産物の場合、農家が直接搬入してくるのか、また、取り扱う商店から納入するのか。そして、この食材の価格はどのようにして決めているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 献立に応じた食材は、冷凍食材等の一部を除きまして、調理場ごとに調理の当日に納品されるよう取扱業者や生産者へ発注し、各調理場に配送いただいております。

お尋ねの地元産の農産物の場合に関しましては、取扱業者から配送いただいておりますが、生産団体から提供いただいているものは直接受け取りに行くケースもございます。

また、食材の価格は取扱業者や生産者が定めているものであり、各調理場で決定した給食費の中で食材確保に努めているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 いつまで食材を納入するのかというのが今回回答の中にはなかったような気がするのですが、どうでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 最初に申しましたけれども、調理場ごとに調理の当日に納品されるようお願いしているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 すみません。聞き取れませんでした。

当日の朝にということですね。もうちょっと早くに納めるような形というのはなかなかないものなのですか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 早く届けていただくことは可能かと思っておりますけれども、より新鮮な状態で使うということでいけば当日納めていただくのがよりよいのかというふうに考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 新鮮な野菜というところではわかります。ただ、イモとかカボチャとか、若干保存の利くものなどは融通の利くような形で納入してもらうということもあるのかなと思ったものですから、ちょっと確認させてもらいました。

ところで、学校給食の地域の産物の活用については、国が2010年度までにその利用割合を30%以上と

する目標を定めて、その推進が図られているところ
であります。網走市の利用割合は今増えている傾向
なのかどうか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 農林水産省が作成している
食料・農業・農村白書では、学校給食における地場
産物の利用割合を30%以上、国産食材を80%以上と
する目標が定められておりますが、網走市では令和
3年度においては、地場産物が51.2%、国産食材が
82.3%と目標を上回っております。

また、利用割合の経年変化は年度により微増減し
ている状況でございますが、地場産物が令和元年度
で49.2%、令和2年度で53.1%、国産食材が令和元
年度で80.4%、令和2年度で78.1%となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 あまり傾向としては伸びていつて
いるという感じではないというふうに受け取ってよ
ろしいですかね。地元産、地場産ですか、地場産が
49.2から53.1ですね。この部分についてはかなり伸
びてきているというふうに認識させていただきま
す。

最初に言っていた地場産51.2%ですか。これにつ
いては網走産ということでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 地場産物の考え方ですけれ
ども、これは網走産を含めた道内産という考え方を
しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 地場産というのは北海道内の野菜
ということですね。野菜というか、食材というこ
とですね。わかりました。

先ほど最初言いました、小清水町の場合、学校給
食の中に小清水産というのが書かれています。網走
の学校給食の中に、網走産というふうに食材につ
いては表示したりしていないのかなと、ちょっと
私も感じてはいるのですが、ぜひ網走産という
のを今後入れていただけたらなと思うので
すがどうでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 給食の食材につきましては、
必ず食材をどこ産かというのは必ず調べており
ますので、そのようなことも可能かと思いますの
で、栄養士と検討してみたいと思います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 よろしくお願ひいたします。

次に、食の安定供給。今のウクライナ危機なり、
食料自給率の非常に日本の場合低くなってはいま
すが、その安定供給のためにもっと検討する必要
があると思いますが、世界は食料危機を迎えてお
ります。ここ何年かで飢餓人口が急激に増えてい
る状況です。中国はそういう中で、肥料を輸出す
るのを制限し始めております。小麦の生産はロシ
アによるウクライナ侵略で危機的な状況にもなり
つつあります。

今後、子供たちを飢えさせないためにも、今真剣
に考える必要があると思いますが、食料危機の対
策について伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 食料危機への対応策につ
いてであります。現在の状況でいきますと、コロ
ナウイルスの感染拡大、また議員がおっしゃいま
したように中国での国内優先の食料確保対策、ロシ
アによるウクライナへの侵攻、原油価格の高騰、さ
らには円安による輸入価格の上昇など、国際状況は
厳しくなっている状況の中で、国内の食料安全保
障、自国の食料自給率の向上は国が考えていくこ
とが基本であり、国策として対応していくことが
肝要であるというふうに考えております。

国としましても、食料自給率を現在の37%から
令和12年度には45%まで上げる目標を食料・農
業・農村基本計画で掲げておまして、食料安全保
障につきましては先般WTO、世界貿易機関におき
ましても非常に強い関心をもって議論がされたと
ころでもあります。

当市といたしましては、これまでも網走市の基
幹産業である一次産業、農業、漁業の振興をし
てまいりましたが、今後も食料自給率向上のため
網走の自給率、現在1,087%を維持してさらに
向上するよう、しっかりと一次産業の振興を進
め、国の自給率の向上、食料危機への対応の力
となるように取組を進めていきたいというふう
に考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 網走の自給率がかなり高いとい
うのは、それはもっともなところなのですが、全
国的なところで日本の自給率を上げていくため
にも網走からもどんだん声を上げてほしいな
というところでもあります。

次の質問に移ります。

物価高騰の影響についてであります。

先ほども言いましたが、物価高騰の影響、様々ありますが、この学校給食においてどのような状況かというのを聞きたいと思います。

まず、給食費の値上げはあったのか。また、食材の変化はあったのか。高騰の原因は何だと考えるか。私としては運搬費の影響などもあると思うのですが、事業者からそういうような説明を受けているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 平成26年に改定いたしました給食費の標準単価につきましては、物価高騰に伴い令和2年に改定する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症による保護者世帯の減収等を考慮しまして、令和3年度まで据え置いてきたところでございます。

各調理場でやりくりしながら食材発注を行ってきたところでございますが、小学校245円、中学校295円の標準単価では給食の質を維持することが困難な状況になることが危惧されたため、本年1月に開催されました網走市学校給食運営委員会での協議、検討により、標準単価を小学校270円、中学校320円の改定を行ったところでございます。

食材は献立に合った食材を給食費の中で賄えるように考えられており、栄養価を保った安心・安全でおいしい給食を提供できるよう努力しているところでございます。

物価高騰の原因は、コロナ禍での供給制約や経済再開に伴う需要増、原材料価格の上昇に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による原油、天然ガス、小麦や穀物などの価格が上昇し、さらには円安による輸入コストの増加による貿易収支の悪化などが考えられると報道されているところでございます。

また、食材運搬に関わる費用を食材料費に転嫁するようなお話は事業者からお聞きしておりませんが、学校給食に関しましては、現在のところ運搬費への影響はないものと認識しているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 運搬費の影響はないというか、説明を受けてないというところですね。そこはそういうこともあるでしょうが、実際には燃油の高騰で運搬費の高騰も一部含まれているとは思いますが。

私が言いたいのは、要は運搬をしてきてもらうのではなくて、もっと網走の食材を使うことによって運搬費を少なくできないかというところを言いたか

ったわけです。

それで、この高騰によって子供たちの安全な食が脅かされることがあってはならないと思います。市の対応、そして国の対応はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほど答弁させていただいたとおり、今年度給食費標準単価の改定を行い、質の低下を招くことなく栄養価を保ったこれまでどおりの安全で安心な給食が提供できるよう対応しております。

また、国の対応としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充により、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の生活支援に関する事業が創設されたことから、市ではさきの令和4年第4回臨時議会で所得の少ない世帯に対し、プレミアム商品券を交付する住民税非課税世帯など物価高騰緊急支援事業の補正予算を計上し、可決を頂いたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 要は、高騰に対して子育て世帯に対しては、先日のプレミアム商品券、それに対応しているということですね。

実際、給食費に対してどうするというのは今のところはまだ行われていないということであるということですね。

こうした中、やっぱり地元の食材を使った給食が求められるわけです。食材が入ってこないということも考えられます。食品取扱業者から納入してもらったときと、それから農業者から納入してもらったときは価格も当然違うと思うのですけれども、その点についてはつかんでおりますか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 食品事業者からと農業者からでは価格が当然違うかという質問ですけれども、それについては当然異なるというふうには認識しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 議長、すみません。もう一度答弁をお願いしますか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 取扱事業者から運送されるのと農業者から運ばれるのでは、価格には当然差異がある、違うものだというふうには認識しております。

食材の仕入れにつきましては、さきの答弁でもお話ししましたが、調理場ごとに給食費の中で賄っておりまして、今後も献立に応じた安全・安心な食材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それぞれ調理場ごとに食材を発注したり値段とかも確認していくのでしょうかけれども、今後やっぱり地元の食材を使うという意味では、もう少し調べていくという必要もあると思うのですけれども、調べていくことは検討してはいませんか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 運送費についてですけれども、調べることはある程度調べておるとは思いますけれども、大量の食材を納入しなければならない状況でありまして、確実に安定な食材の納入を図るためには、直接農家さんから持ってきていただくということもよいかと思いますけれども、流通業者を使っているという状況を理解していただきたいというふうに思います。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 大規模調理場でいえば大量の野菜、物が必要になってくるのですけれども、小規模の調理場であれば、そういうことも可能なかなと。例えば西が丘小学校とかですね。西小学校もそうでしょうけれども、小規模な学校では可能だと思えるのですがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 小規模な学校におきましても、それが一度とか数度の提供とかであれば可能ということになりますけれども、定期的な搬入とかになりますとなかなか難しい部分もあるかと思っておりますので、そこは流通業者を使っている状況となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 農業者から直接入れるというのはなかなか難しいという状況は認識はさせてもらいました。ただ、今後もぜひ検討していただけたらなと思っております。

次の質問に移ります。もう一つあった、ごめんなさい。

物価の高騰で、先ほど言った相当値上がっております。先ほどお答えしていただいておりますが、地方創生臨時交付金の活用ですが、この部分には学校給食費の高騰に対しての部分も使えますよと。そこ

の部分も子育て世帯を何とかというよりも、学校給食費に使えますよという部分が明記されていますよね。その学校給食費に対して地方創生臨時交付金を使うという考えはないのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほどの交付金の関係でございますが、本年4月に文部科学省より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した学校給食費の保護者負担軽減の取組を推進するよう示されたところでございまして、今後市全体の交付金予算を勘案の上、全道各市の実施状況、取組内容などを把握し、今後さらに検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の部分でいえば、他市の状況も見ながらということなのですが、他市の状況というのは今つかんでいる状況なのですか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 一部でございましてけれども、他の市が調査した状況を提供いただいている資料はございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。まだまだ始まったというか、通知が来てからそれほど時間もたっていないという部分もあるから、そんなに多く情報としては出てきていないのかなとは思いますが、ぜひ検討していただきたいと思っておりますし、その支援の割合というのですかね。例えば給食費の今回245円上がったと、245円から270円、1食当たり25円上がったというところでいったら、その分は補填しますよとか、そういうような考えはあるのでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 この補助金を活用するか否か、それから、どのように活用するか、金額的にもどのような割合で活用するかなどについても今後検討してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。しっかり検討していただきたいと思っております。

また、他市の状況という部分でいきますと、今回の地方創生臨時交付金ではありませんが、学校給食費の無料化というのも行われている部分がありますよね。例えば、紋別市が今年度から学校給食費の無償化というところも始めていますが、網走市の考えとしてはどんな考えでしょうか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 この件につきましては、これまでにも何度か質問いただきまして答弁させていただいておりますけれども、現時点では考えていない状況となっております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 まだ無償化は考えていないということですね。

次の質問に移ります。

学校給食の在り方についてです。

さきの文教民生委員会で施設整備の考え方が示されましたが、子供たちに安心・安全でおいしい給食を継続的に提供することが大前提とした施設改修をするとのことでもあります。しかし、今までの集約化の議論の中では、施設の改修についてというよりも給食調理員の退職者が多いこと、これが問題だったと思います。市は、退職者を出さないよう、大規模調理場にして、研修を積み調理員を育てていくということだとしました。

施設整備の考え方は人口減少によるものなどが挙げられておりますが、これは今までの議論とかみ合わないのではないのかと思います。市の考えについて伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 さきの第1回の定例会でも答弁させていただいておりますけれども、施設整備の考え方はこれまで教育委員の会議の中で御議論いただき経過がございまして、それに基づき親子方式、共同調理場方式の導入に伴う施設整備を行ってきたところでございます。

集約化の考え方につきましては、これまで人繰りの問題といったところが大きく取り上げられたところでございますが、欠員の補充ができて二、三年の経験を積まなければ少人数の調理場で調理をすることは難しい状況であり、大規模調理場のベテラン調理員を小規模調理場に移動させ、調理場全体の運営に支障を来さないよう努力しているところでございます。

一方で、大規模調理場では新人調理員の育成を担っており、一定の人数が整っていても厳しい状況で運営しているところがありますので、これらの状況を整理することにより、安定的な運営が期待されるものと考えております。

また、今年度の集約化により、現在の9か所の調理場を6か所で運営できることになり、今後想定さ

れていた施設や厨房機器の改修費や維持費が削減されるため、効率化が図られるものでございます。

さきの委員会で今までの議論経過を踏まえ、今後の施設整備の考え方をお示したものですので、そこはないと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 先ほどの教育委員の会議の中で示してきたところだというふうに答弁がありました。が、議会側としてはなかなかこのような考え方が示されたということはないのだと思うのです。今までそれがなかったと思うのですが、今まであったわけですか。お答えください。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 先ほどの教育委員の会議中の議論をしてきたということですが、それを行いまして、その後、調理場の改修をするに当たっては、その都度議会のほうにも当然議論させていただきまして決定してきたところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今までの議論の中で、話し合っていた中でその部分については伝えてきたと、そういうことですね。わかりました。

次の質問に移ります。

今回の計画の考え方の第3の項目、共同調理場方式による施設整備の項目では、親子方式が当たり前になっております。自校給食による食育や出来たての給食を子供たちにおいしく食べてもらうこと、そして、給食の主役は子供たちにあるということが一番の目的であるはずですが、いつからか安全・安心でおいしい給食に変わってしまっているというふうに感じます。そういった中で、給食のおいしさはどのようにして保たれているのか伺いたいと思います。

現在、中学校に運搬しておりますが、温度は保たれているのがアンケート結果でわかっております。しかし、ラーメンの場合、月1回ほど給食で出されるのですが、このラーメンについてはどのようにして運んでいるのか。伸びないようにする工夫がどのようにされているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 親子方式の導入はこれまで実施してきているところであり、自校方式でも親子方式であっても、安全・安心でおいしい給食を提供しているところであります。

今後も学校給食施設整備の考え方を基に施設整備を進め、安定的な運営を行うとともに学校、市栄養

士、栄養教諭等、調理員、給食職員と連携を図りながらおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

中学校に配送しているラーメンにつきましてですが、麺を一度ゆでて冷水で締めた後、一人分ずつつけて食缶に入れ、汁とは別配食となっており、極力伸びない工夫がされております。

また、今年度予定されております集約化される学校におきましても、現在と同様に極力伸びない工夫や保温食缶の利用で温度を保った状態で給食を提供してまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 要は伸びない仕組みというか、それは麺を一度水で締めて、そして運ぶと。運んだ学校では、麺とつゆと一緒にお盆でなくて器に入れて配食しますよというわけですね。

この運んでいくところについては、そのようにされているというのはわかりますが、実際運ぶ間に伸びてしまうという部分もあるのかなと思うのですが、その点については何か工夫とかされているのですか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 生麺ですので、一度ゆでているものですから、すぐ食べるのと全く同じだとは言いませんけれども、極力伸びないように、このような工夫をさせていただいているというところがございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。全く同じものということにはならないというのはわかります。

ただ、やっぱり子供たちはおいしい給食を食べたいというのがやっぱり大前提にあると思うのです。それで、例えばですよ。今回運んでいくところはそうですけれども、運ばない、自校で作っているところの麺については、一回それも水で締めて出しているのですか。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 ラーメンの作り方になるのですけれども、これは学校の調理場によって調理方法が異なっておりまして、直接調理場で麺をゆでている学校もあるし、分けている学校もあるというふうに聞いております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 学校によって若干違うということですね。

また、今まで東小にしろ、白鳥台小にしろ、呼人小中にしろ、自分たちのところでゆでたてのラーメン、そこが一回冷やしたものが運ばれてきて食べなければならないと、そういうふうになるということだと認識しました。実際、先ほど言った自校で作るものと、それから別のところで作ってきたものを運ぶ場合には食感も変わるということも言われておりますが、やはり今回学校に対してアンケート調査したところであった場合、給食に期待するということの回答でいえば、おいしさが小学生で81.6%、それから中学生で80.6%、これをやっぱり子供たちは求めているのだということでもありますから、そこをしっかり受け止めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

親子方式の導入時の検討事項についてですが、今回の計画の中で衛生管理基準の調理後2時間以内に喫食できる組合せとしております。この場合、どこまで運ぶことができるかと想定しているのか伺います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今年度の集約化に伴った配送では、配送時間20分で調整しておりますので、検査の時間を含めましても児童生徒が喫食するまでに1時間弱程度と考えております。

また、お尋ねの運搬範囲につきましては、30キロから40キロメートルくらいまでであれば、学校給食衛生管理基準を満たすものと考えているところがございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の回答でいくと、衛生管理基準を満たしているということですね。それは当然だと思うのです。私が聞いたのは、2時間以内に喫食できる組合せという言い方なのですが、どこまで運ぶのかというのを想定しているのかというのを聞いたのですが、今回の集約化したところについては特に問題なく運びますよというわけですね。了解しました。

この部分については、今後文教民生委員会などでも議論になっていくとは思いますが、しっかりと議論が必要なのかなと思っております。

まずはやっぱり学校給食について、主役は子供たちにあるということが一番の目的だということを念頭に置いて進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2項目目、地球温暖化対策についてであります。

地域再生可能エネルギー導入戦略について伺います。

地球温暖化防止のため、2050年までにカーボンゼロを目標に、市は今年度地域再生可能エネルギー導入戦略を立てるということでしたが、これがどのような計画なのか。計画作成は委託するのか、市役所で作成するのか。作成するに当たって資料は何が必要なのか。また、スケジュールはどのようになっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 地域再生可能エネルギーの導入戦略についてでございますけれども、基準年度を2013年度とし、温室効果ガス排出量を2030年度までにマイナス46%、2040年度を中間地点として2050年にゼロカーボンを実現することを目的に、地域再生可能エネルギー導入戦略を策定する予定としております。

この事業は、環境省の交付金であります令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業の補助金を活用し、業務委託により策定いたします。

策定するに当たっての資料は、国や北海道が示しております、地域経済循環分析や新エネルギー賦存量等推計支援ツール自治体排出カルテなどを利用し、区域内の温室効果ガスの排出量の実態を把握し、ゼロカーボンに向けた再生可能エネルギーの導入戦略を策定いたします。

スケジュールについてでございますが、6月の上半旬に補助事業の採択を申請したところでありまして、補助事業として採択された場合、補助金の交付決定日以降に契約事務をして事業を進めてまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

あと、私前回、網走市地球温暖化対策の実行計画の地域施策編というものについてお聞きしたと思うのですが、それと今回の再生可能エネルギー導入戦略ですか、ここは違うものなのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 施策編とは違うものでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは、地域施策編というのはいつ策定するのでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 施策編につきましては、地域再生可能エネルギー導入戦略ができれば、内容的には同様の部分が多いということになっておりますので、その後策定検討するという形になるかと思っております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

この計画について、市民それから事業者の目標も定めることになるのか伺います。

その場合、省エネルギーの方法を市民や事業者知ってもらうことから始まると思っておりますがいかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 地域再生可能エネルギー導入戦略に当たり、市民、事業者個別に目標を定めることは現在のところございませんけれども、計画推進に当たり、啓発をし協力を求めていくことと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

省エネルギーの方法など、市民には啓発はしていきと思っておりますが、その点についてはどうですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 省エネルギーにつきましては、関係部署等々とも連携を図りながら随時やっていく形になるかと存じます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

次の質問ですが、今まで住宅の省エネルギーはロスを減らす工事を行っている住環境改善補助金、これが行われておりますが、私としましては何か件数が少ないなと感じているのですが、市は様々な情報の発信による啓発と、それから上限額ですね、これを引き上げるなどの見直しが必要ではないのかなと考えておりますがいかがでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 省エネ工事に係る住環境改善資金補助金についてでございますけれども、過去5年間では平成29年度30件、30年度63件、31年度53件、令和2年度68件、3年度75件と、全体としては増加傾向となっております。

内容といたしましては、断熱窓、内装断熱の改修が多くなっておりまして、このことにつきましても増加傾向となっております。

なお、御質問のありました補助率、上限額につきましては、多くの市民の方に補助金を御利用いただけるよう現状のままということで考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 上限額の見直しは、今のところ多くの市民に使ってもらうために考えてはいないということですね。

ぜひ改修費用もだんだんというか、もともと金額の高いものですから、やはりそこについても検討していつてもらえたらなと思います。

そして、省エネと再生可能エネルギーによってCO₂の削減が今後進むと考えられますが、市民にその状況、進捗状況を示すことになると思います。集計方法や比較方法などについて伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 進捗状況の集計や比較方法などについてでございますけれども、計画策定時に合わせて変更していくこととなりますが、計画策定後は目標達成に向けて年度ごとの温室効果ガスの削減量とその効果を集計してまいります。

また、その進捗状況をわかりやすく示すため、市民1人当たりの再生エネルギーの利用率、家庭及び事業者の再エネルギーの利用率、市内の電力需給率を把握いたしまして比較資料として示す必要があるものと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。市民にわかりやすい指標というのですかね、そのような形で出していつてもらえたらなと思います。

そして、今2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ表明自治体が増えております。市は前回、他の自治体の動向を見てからという昨年の答弁だったのですけれども、今42都道府県415市189町36村の702自治体に及んでおります。いよいよ網走市も表明すべきではないかと考えますがいかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ゼロカーボンシティ宣言についてでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村はその区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制などのための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとされております。こうした法律も踏まえ、脱炭素社会に向けて2050年二酸化炭素実質排出ゼロに取り組むことを表明した自

治体が増えつつあるというふうに理解しております。

まずは、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、今年度地域再生可能エネルギー導入戦略をつくり上げ、脱炭素化に向けた次世代の技術の進展や二酸化炭素の吸収方法などの情報や状況について、まずは整理してまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 まずは導入戦略を立てると。その後ということでもありますね。

表明はまだまだ先ということですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほど申したことを整理した上で、次に取り組むべき課題というふうに認識しております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 このゼロカーボン宣言、やはり日本中の多くの自治体が宣言していくことによって機運が高まっていくものだと考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

地域新電力についてであります。

地域新電力ができることによって、温暖化対策、これがどれだけ進むのか。地域再生可能エネルギー導入戦略、今回立てるという導入戦略において、地域新電力の位置づけはどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 地域新電力会社につきましては、再生可能エネルギーの導入戦略に大きく影響することから計画策定の際には関係部署と連携し、地域新電力による再生可能エネルギーの推進体制状況を把握し、当該計画の中に盛り込んでいくことが必須であると考えてございます。

環境省によりますと、基準年となる2013年度の網走市の温室効果ガス排出量は年間で43万6,000トンCO₂と公表されております。網走市の地域新電力会社の効果でありますけれども、計画発電量が年180万キロワット時、温室効果ガスの削減量は年間1,216トンCO₂との計画が示されているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そういう面でいくとまだまだ少ない、CO₂の削減量としてはそれほど大きなものではないというふうに認識してよろしいのでしょうか。

か。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今回の網走の温室効果ガスということと計画の削減量というお話をさせていただきましたが、全体の中の話になりますので、多い少ないというのはなかなか答えるところではございませんけれども、状況としてはそういう状況になってございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 わかりました。

今地域新電力ができたばかりですし、今の数字を出すことぐらいしかできないのかなとは思いますが、今回の定例会に出された議案資料の財産の無償貸付けのあばしり電力の概要、これによりますと、事業内容にはイとして、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電があります。太陽光パネルを増やしていく予定はあるのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 あばしり電力は再生可能エネルギーの利用促進による温室効果ガスの排出削減を企業のビジョンとしており、得られた利益はさらなる脱炭素化に向けた取組に充てるとしております。

今後、事業が順調に進めば発電施設の増設も検討することになるものと認識をしております。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 さらに拡大していく考えはあるということですね。

それでは、ウの再生可能エネルギー及び蓄電池利用拡大サービスの内容について伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 あばしり電力は蓄電池により発電した電力の安定化が図られること、それから災害による大規模停電時などに避難施設へ電力供給が可能な点がその特徴であり、太陽光発電は市有地4か所に、蓄電池は市有地1か所に整備し、電力の供給先は市の公共施設47施設とNGKオホーツク株式会社1施設を予定しているところでございます。

本事業によるさらなる再生可能エネルギーの利用促進に当たりましては、あばしり電力の経営状況や北海道電力との協議に加え、国や道の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 一般質問の途中ですが、ここで暫

時休憩とします。

再開は午後2時10分といたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

村椿議員の質問から。

村椿議員。

○村椿敏章議員 引き続き、質問させていただきます。

今回の網走新電力の自ら電気を起こすことによって、180万キロワットアワーの電気によって売電収入を得るということでありますが、この部分について計算してみますと、1キロワット当たり6.6円となります。固定価格買取制度FIT制度よりも安いのではないのかなと思います。なぜFIT制度を使わないのか伺います。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 FIT制度による買取りの場合、売電した電気は省エネ価値取引市場へと流れるため、電力の地産地消にはつながらないこと、また、FIT制度の電気は市場価格に連動するため、これを調達元としている電気事業者は市場価格の変動に大きな影響を受けることとなります。

こうした市場変動リスクを極力排除した運営とするため、あばしり電力は太陽光パネルにより自己調達し不足する電力は北海道電力から安定的に供給を受けることとしたものでございます。

〔「議長、議事整理してください」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 地産地消という部分でFIT制度を使わないということでもありますね。私も今回の地球温暖化防止というところで今回地域新電力の部分についても聞かせていただいたところだったのですが、要は温暖化防止をしていく上でかなり大きなウエートを占めていくのではないのかなというような期待をしているわけでもあります。

先ほどの答弁もあった中では、収入については新たに太陽光発電パネルを造ったり、蓄電池を造ったりというところに投資をしていくという部分なのかなと思うものですから、これは進んでいくとやはり網走市内の地球温暖化防止に向けての、ゼロカーボンに向けての取組がどんどん進んでいくのではないかというふうに感じているわけです。

日本の温暖化のCO₂の排出については、火力発

電所が37%、それから石油精製、コークス製造を合わせると40%になるわけです。自治体は現状で多くの光熱費を支出している現状です。あばしり電力で電気の地産地消が進めば、市民が払っていた電気代があばしり電力に入り、それを原資にしてさらに太陽光発電や蓄電池の設置の設備投資に進むということになるわけです。先ほども触れましたように、地域のメリット、これは光熱費削減だけでなく省エネと再エネの設備投資について、その一部、そして全部が地域企業が受注することもできてお金の流れが地域内に変えて、そして、産業創出や雇用創出につながると思うわけです。ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

廃棄物処分場についてです。

現状と課題について伺います。

この間、文教民生委員会で議論されてきておりますが、最終処分場が予想より早く埋まってきていることについて、市は原因は何だと考えますか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在供用している最終処分場は平成30年度から令和14年度までの15年間供用する計画で設置をしております。令和3年10月の測量結果では、残余割合が52.4%となっていることから、このペースの利用ではあと4年から5年で終了との結果が出ております。

最終処分場の計画との乖離の要因についてでございますが、埋立ごみとして出されたごみの調査結果では約3分の1、令和3年度で見ますと約1,500トンが缶やペットボトル、紙類、生ごみ、容器包装プラスチックといった資源化できるごみと推計されます。このことは分別の理解促進に向けた啓発や協力を求める努力が一層必要であったと受け止めております。生ごみについては、衣類、ストッキングなど不適正な異物が混入し、破袋処理の際に機械に不具合が生じ、堆肥化処理できず生ごみ排出量の15%と計画していた残渣数量より多くの量が埋立処理となったところ です。

一方、ごみの搬入方法や施設の操作方法で埋立量を減量できるものと考えており、早急な施設改良に至らずこれらの要因により、最終処分場の埋立量が計画に比べて多くなったと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうだと私も思います。

そして、ただ文教民生委員会の提言にあるとお

り、最終処分場の延命化に向けて問題の検証をしていくべきであり、それをしないで広域化の議論に進むべきではないと考えます。市の認識について伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場の逼迫の要因を検証し、延命化や次の最終処分計画に向けてこれらを取りまとめ、6月中にお示ししてまいります。その上で、最終処分場の延命策、次期廃棄物処理場の在り方、新たな中間処理施設の検討、広域化の議論も同時並行的に進めてまいります。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 しかし、報道によると、市長は今回の検証をしていくこと、それと広域化の議論については同時に進めるとおっしゃっています。これは議会を軽視しているということにつながると思います。

また、市民に混乱を招くことにつながっております。今、説明会をしている中で、分別方法が変わると思っ て参加する市民が少なくありません。まずは提言にあるように、検証をすることが一番大事だと思いますがいかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今お答えしたように、検証につきましては6月中に取りまとめてお示しをいたします。そういうことで、検証につきましては6月中にお示しいたします。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の混乱をなるべく少なくするためには、早急な検証が必要だと思います。

そして、私は今回広域化というよりも、今のごみ処分場をどう延命化していくか、そして次期の計画というところが一番大事だと思いますので、そこをしっかりとやる必要があると。そこでお聞きしますが、生ごみの処理について、破袋機の増設で目標どおり堆肥化が進んだのか。これで埋立量はどれだけ減るのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみ処理の状況についてでございますが、令和2年度の堆肥化率は32%でございました。破袋機1台と発酵槽を4槽増設したことで、令和3年度の堆肥化率は54%となり、残渣量は711トン減少しております。

今年度の堆肥化率につきましては、4月は65%、5月は61%に改善しております。このペースで推移

すれば残渣量はさらに300トン程度減少する見込みとなつてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それでは、次に分別の徹底についてですが、違反ごみは年間何袋あるのか。埋立ごみの中の何割に当たるのか。そして、なぜこんなに違反ごみが増えたのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 違反ごみについてでございますが、排出された全体のごみ袋のうち、分別区分を変更した平成29年度は9万4,960個、平成30年度は8万8,600個、平成31年度は9万926個、令和2年度は7万3,265個、令和3年度は7万9,059個となっており、令和3年度の違反ごみの個数はごみ全体の3%程度となっております。また、違反ごみの個数は分別区分を変更した平成29年度と比較して17%減少しております。今後も啓発活動を続け、違反ごみの減少に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 それもやっぱり市民に協力を求めてきたところだとは思いますが、もう一つ、おむつの処理ですね。今現在研究中であります、状況について伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 おむつの処理の状況についてでございますが、令和3年6月から大空町の紙おむつ類の試験焼却を開始いたしまして、昨年度は245トン焼却処理したところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 その場合、東藻琴まで運んでいるわけですね。運搬しているわけですが、二酸化炭素の排出量、これが増えていると思います。広域化によって、施設の建設費や維持管理費などを減らせることができるのか。要は、東藻琴まで運んだり広域化することによって、運搬費が増えることによって二酸化炭素の排出量が増える。一方で建設費、そして維持管理費が減るといわれますが、それで逆に二酸化炭素の排出量が増えるということになってはならないと思いますが、どのように考えていますか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 大空町の焼却処分場へ運搬し焼却することで、二酸化炭素の排出量は単純には増えることとなりますが、一方で、焼却により減

容化した分は最終処分場に余裕ができることから、カーボンの削減が図られているということになります。

また、広域で中間処理施設を設置した場合の比較についてでございますが、令和4年2月に開催した文教民生委員会の資料でお示しした概算費用となりますが、広域で施設設備をすることで単独で設備となった場合と比べ、施設の建設費が約5億1,360万円、維持費は1年当たり6,027万6,000円で削減できる見込みとなっております。

二酸化炭素削減は議員おっしゃるように重要な課題でありまして、施設整備を検討する中ではカーボンニュートラルも含め検討していく必要があるというふうと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 そうですね。カーボンニュートラルに向けてというところもしっかりと検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

廃棄物処理基本計画についてです。

この策定の趣旨では、循環型、低炭素型を目指すとしており、体系・位置づけにおいてもよい計画だと私は思います。当時、議員の方々も市民も納得したというのも理解できるわけです。しかし、これは分別ができての計画です。分別は市民の協力だけで済むものではないと思いますが、市の認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ごみの分別につきましては、市民、市内事業者の御協力が必要でございます。分別の促進や理解度の向上に向けては、広報や啓発活動や直接訪問しての説明など、適切なサポートを継続していくことが必要であると考えているところでございます。

また、家庭から出されたパッカー車により収集されたごみは、衛生面の問題やその後分別しても汚れているため、資源物として扱うことができません。このようなことから、収集前の家庭などから排出される際の適正な分別に御協力をお願いするところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 パッカー車に入ってしまったものについては、その後分別することが非常に難しいということですね。そうであれば、やはり市民に協力をお願いするというところが一番大事だと思うので

すが、特に市外から転入してくる市民、ガイドブックを配るだけではなく、いつでも相談できるような工夫が必要だと思います。基本計画には、4月にごみの臨時窓口の設置とありますね。この臨時窓口の状況についてはどのような状況なのか。もっと人員を増やして、そして対応していくべきだと思いますがいかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 転入転出がある4月につきましては、従来よりそのところに職員を配置して御説明をしていたところですが、ここコロナの状況がございまして、最近はやっていない状況がございまして。しかしながら、転入者につきましては、配布物、パンフレットですとかチラシ、それぞれごみに関するものを一括してお配りしている形を取ってございます。また、そういういろいろなお申出があった場合につきましては、生活環境課のほうに御足労でも来ていただいて、職員が説明をさせていただくというようなことを取らせていただいているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 いろいろ取り組んでいっているということは理解しました。さらにしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

さて、分別協力率というのが調査に、平成30年に調査をしております。そして、分別の啓発を行うとしておりますが、その後の分別協力率の経過はどうなっているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 分別協力率についてでございますが、平成30年度に実施したごみ質調査の結果によるもので、網走市一般廃棄物処理基本計画に掲載をしているところでございます。

令和3年度に実施した調査は、埋立ごみの可燃不燃割合の調査となっております。ごみ質調査につきましては、ごみに関する分別などの取扱いが変わったときに実施しているところでございます。

直接的な分別協力率とは異なりますけれども、各排出量実績ですとか、処理実績、違反ごみの数などの傾向を基に引き続き分析、公表などを行いながら、分別に対する市民の皆様の御理解を求めてまいります。また、啓発につきましても、継続して実施していきたいと考えているところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 今の答弁にある継続してやってい

きたいというところだと思うのですが、やはり今処分場の延命化に向けて考えていかなければならないというのは、どういふごみが入っていて、今後出されているごみがどういふふうに変化していつているかとか、その辺も調べていって市民にさらに啓発していく、啓発を促すという部分においては必要なことだと思いますので、ぜひ検討していつてどんどんやっていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

プラ資源循環法について。

今年4月施行されたプラスチック資源循環促進法はどのような法律か。

国は海洋プラスチックごみの問題、気候変動問題、諸外国の廃プラ輸入規制の対応を契機として、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから法律をつくることになったと思います。そこでは、サーマルリサイクル、ガス化、固形燃料、セメント原料、発電焼却、熱利用などは、国際的にはプラスチックの有効利用にはならないとされています。また、この資源循環法の審議の際にも、有効利用していればリサイクルでも熱回収でもいいという考え方ではない。最大限リサイクルに取り組むことが前提で、どうしても難しいものについては熱回収するという考え方だと政府は答弁しております。プラ循環法についての市の認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 プラスチック資源循環促進法についてでございますけれども、プラスチックの設計から販売、廃棄物の処理という全体の流れの中で3R、リデュース・リユース・リサイクルとともに再生素材や再生可能資源に切り替えることを進め、循環型経済への移行を進めるための法律とされてございます。

プラスチックは幅広い製品や容器包装に利用されておりまして、我々の生活に不可欠な素材でございますけれども、使い捨てるのではなく資源として循環させてプラスチックごみやプラスチックの使用量そのものを削減する必要があるものと認識しております。

製品プラスチックの資源循環は、埋立量の削減にもつながるため、引き続き関係機関等からの情報を収集するとともに、国の動向、情報を注視して、適切な対応をしましてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 ところで、廃プラスチックですね、この排出量は今網走は幾らあるのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 廃プラスチックの排出量についてでございますが、平成30年度の組成調査の結果から、家庭から排出される埋立ごみに11.39%のプラスチックの製品が含まれておりまして、令和3年度の家庭系埋立ごみの排出量2,351トンのうち約270トンと見込んで推計されるところでございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 要は10%、11%程度が廃プラスチックになっている。やはりこの部分についてもしっかりとこの廃プラスチック法に基づいて、市も進めていくべきなのだと思いますが、今の網走の分別方法ですね、わかりやすくすることも、この廃プラスチック循環法、これを使うとわかりやすくなると思うのですね。ぜひ見直しを、廃プラスチックについての取扱いの見直しを進めていくべきだと思いますがいかがですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 プラスチック資源循環法を基にした分別の見直しについてでございますけれども、現時点では国が示す具体的な資源化の方法や再資源化事業者が決まっておらず、分別に当たっては中間処理施設の整備や収集体制の構築が必要となることから、引き続き関係機関からの情報を収集するとともに国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 受入先がまだ北海道にはないということですかね。この部分については、これから進んでいくと思いますが、今後振興局、そして道・国とも協議を重ねながらこのプラ循環法を生かしたごみの減量化、これを進めることが、さらに温暖化防止を進めることにもなりますし、網走市の最終処分場の延命化にもつながるわけですから、進めていただきたいと思っております。

そして、今後も市の進め方、廃棄物の処理について、市は基本計画に沿った考え方で進めていくというふうに考えてはおりますが、そこについて再度確認したいのですけれども。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほども申しましたけれども、プラスチックの部分についてはまだ国が示す

具体的な方法等が示されていないのが現状でございます。引き続きまして、関係機関からの情報を収集するとともに国の動向を注視しながら検討を続けてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 村椿議員。

○村椿敏章議員 基本計画に沿ってしっかりと議論していただきたいなというところでありませう。廃プラスチックについても同じように分けていくという、燃やすのではなくて埋め立てるだけではなくて、燃やすのではなくて分けていくというところをどんどん進めていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○井戸達也議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時40分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

立崎聡一議員。

立崎議員。

○立崎聡一議員 一登壇一 志誠会の立崎でございます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方に心からお見舞いを申し上げるとともに、新型コロナウイルスと向き合って御苦労されている医療関係者及び多くの方々々に敬意を表し改めて感謝するとともに、今後4回目のワクチン接種等でございます。今後もスケジュールどおり進めていただけますよう、お願いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、早速質問に移ります。

コロナ禍における学校教育についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策を受けて世の中の生活基準・生活環境は随分とさま変わりしてまいりました。私たちが経験したことのないことばかりで何をどう対処するのか、得策のわからないまま日常を過ごしてきたように感じます。

手指消毒・マスク着用・換気等が当たり前のように行われ、大方の人もその行動に慣れてきたというふうに思っております。そうした中、いろいろなことを自粛したり新しい取組に移行したり、様々な対応を求められ実践してきたところでございます。

学校教育においても様々な対応に迫られ実践してきたものと理解いたします。

今後も当面は新型コロナウイルス感染症対策をし

つかりと対応していただくものだと思います。

そこで、お尋ねいたします。

今の季節、運動会というものがございます。

この時期北海道内の学校行事には運動会が数多くあります。もう既に多くの学校においては終了されたところもあるかと思いますが、運動会というものは皆さんも御存じのとおり、特別活動にあたり、学校行事としての健康安全・体育的行事に位置づけられ、学校が年間指導計画の中で実施日、その内容を策定します。その目的は、連帯感・協力・調和・団結力などを養う点にあるとされるそうです。学習指導要領においては、児童生徒の自主的・自発的な活動が助長されるように指導を行うこととされているとのことです。

実際、私も運動会のほうに、僕は孫の運動会なのですがけれども、その現場に行ったときに、この競技は子供たちが考えてやりましたとか、そういう説明を受けたというのも事実であります。自分たちがやっている頃は全くそんなことはなく先生が考えてくれたのになというふうに思いながら、何というのかな、思い出されました。

そして、授業の中で運動会競技の練習を取り入れるなど、走るなどの種目だけでなくて遊戯など団体での表現などもあり、特別な発表でもあるというふうに感じております。また、父兄も子供たちの成長を見る機会だというふうに思います。楽しみにされている方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で各学校において、その運動会の対応、内容について、少しずつ違いがあるのかというふうに思います。種目の変更、削減による時間の短縮、また、大規模校、小規模校など実施方法等、各学校における違いについてまずお尋ねします。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 今年の小中学校の運動会は5月21日に開催されました、第二中学校及び第三中学校を皮切りに本日まで市内15校中13校が終了し、南小学校及び潮見小学校がコロナ感染の影響で今月末及び7月に開催する予定となっております。

本年度の運動会も昨年に引き続き、各校コロナ感染対策を施しながらの取組となり、開催種目や時間を一部限定した運動会となっております。

競技種目はコロナ禍前と比較しますと、多くの学校で感染対策及び時間短縮のため、PTAや幼児の

種目、さらには密を避けるために玉入れ、綱引きなどの種目が削減されておりました。

運動会スケジュールはほとんどの学校が午前中で終了しましたが、市内大規模小学校においては、一定の学年ごとに分散し、午前及び午後を実施した学校が1校、平日午前、午後2日間に分散して行う予定の学校が1校、平日午後3日間に分散して行う予定の学校が1校あります。

また、保護者の観覧は市内小中学校のうち、4校及び校外中学校1校は人数制限を行いませんでしたが、その他の学校は家族の分の人数制限をして開催されました。

当日、来賓につきましては、網走市校長会の申合せによりPTA会長をはじめとしたPTA役員などに限定し、観戦する保護者はマスク着用の下、声援を控え食事も禁止とされ開催されましたが、久しぶりの行事に保護者の皆様も楽しんでおられたと伺っております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 まだ実施されていない学校もあるということなのですけれども、分散してやるのですとか、競技種目が減ったなどというのは本当にプログラムを見ただけでも完全にわかります。当然そうでなければやっぱり対策はされてないのだろうなというふうになりますので、そこは理解して、子供たち、それから保護者もきちんと行われていたのかなというふうに思います。僕がたまたま参加したところはもう親御さんたちもマスクをしっかりと、そして観戦する場所のほうなのですけれども、きちんと間隔を空けるように線を引いてありまして、その中で収まってくださいという説明の下でやっていました。

屋外、校外なものですから、多少そういう考えはよくないのでしょうかけれども、どうなのかな、大丈夫なのではないのかなというふうには思っただけなのですけれども、いろいろな努力をされ開催されているのだなというふうに感じました。

その新型コロナウイルス感染症対策のいろいろな一つ、先ほど手指消毒、マスクなどというふうにありました。マスクについてなのですけれども、運動会に限らず体育の授業など、これからの季節気温が上がって、マスクを着用し熱中症を引き起こすかもしれません。また、マスクの着用が体質、それから持病の関係などでなかなか困難な方がいらっしゃるというふうにも思います。誹謗中傷などあって

はならないことだとは思いますが。この辺の指導についてはどのような発信をされているのかお尋ねしたいと思えます。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 マスク着用に関する考え方については、国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを踏まえた対応を基本としております。

マニュアルでは、身体的距離が十分に確保できないときは児童生徒にマスクの着用をすべきとされておりますが、学校教育活動の内容や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応することとしております。

マスク着用の必要がない場合としましては、十分な身体的距離が確保できる場合、気温・湿度や暑さが高い夏場においては熱中症対策を優先する場合、体育の授業とされておりますが、体育の授業については十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合にはマスクを着用することとしております。

令和4年5月26日付で北海道教育委員会から、学校生活における児童生徒等のマスクの着用についてが通知され、夏季を迎えるに当たり、熱中症を考慮したマスクの着用等について具体的に例示がございましたが、基本的にこれまでの取組が変わるものではないと思えます。

なお、体質、持病の関係でマスクの着用が難しい児童生徒については、市内小中学校での調査の結果、そのような児童生徒は確認されておませんが、何らかの事情でマスクの着用が難しい場合が生じたときには差別や偏見などの対象とならないよう、十分配慮した上で指導することとしております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 十分注意して、その辺は取り進めたいなというふうに思えます。

現状は持病ですとか、そういう報告は受けてないようなのですけれども、今後やはり自分もそんなのですけれども、どうしても汗をかいたときに、マスクが触れている部分がどうしてもただれるという言い方がいいのかちょっとわからないのですけれども、そういう現象も起きてきますので、その場その場で子供たちがきちんと伝えられればいいのですけれども、そのようなことがないようによろしくお願いいたします。

次に、リモート学習のことについてちょっとお聞きします。

新型コロナウイルス感染症は人と人との接触を極力減らすことが求められております。各種会議等もリモートが取り入れられました。遠くの場所で実施されるような会議ですとか講習会などは、そこまで行かなくてもいいという移動する時間が必要なくなったのかなというふうに思えます。いろいろな意味でよかった面もあるのかなというふうに思えます。

学校教育でも郊外地区での光回線整備、タブレット端末の配付等、IT社会に対応すべくICT教育環境も一気に加速してまいりました。そこでお伺いいたしますが、各学校での利用状況等をお知らせください。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 学校の1人1台端末の利用状況ですけれども、授業での活用を中心として学校教育活動で多様な活用が行われております。学習指導要領において、令和の日本型学校教育の姿として個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実が求められておりますけれども、授業ではこれまでのインターネットを用いた調べ学習が1人1台端末が整備されたことにより、子供たちは自分に必要なタイミングで様々な情報にアクセスし必要な情報を得ることができるようになっており、また、端末にはカメラも装備されており、子供たちが自ら工夫し効果的な資料の作成や体育の授業においては振り返りなどにも活用しており、個別最適な学びが図られております。

また、グループワークなどにおいては、同時書き込みができるホワイトボードソフトに自分たちが端末を通してそれぞれ書き込みを行い、他者の考えを視覚的、即時的に共有し合いながら課題解決に向けた学習が展開され、その発表においてもプレゼンテーションソフトを活用し、複数の集団思考を取り入れたプレゼンテーションの作成も行われるなど、協働的な学びにも活用が図られております。

さらには、健康不安などで欠席する児童生徒や不登校児童生徒に対し、授業中の映像を自宅にオンライン配信することにも活用されています。

授業以外では、ミーティング機能を使った全校朝会やアンケート機能を使った健康観察入力などが各学校で積極的な活用が見られているところでございます。

このように、児童生徒たちは日常的に端末を活用

し、その扱い方もたけてきており、端末が児童生徒たちにとって鉛筆やノートのような文房具と同様なものとなってきている状況でございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 先日のコロナの特別委員会の中でちょっと質問がありましたよね、この件に関しては、いろいろ説明されていたので、一定の効果というか実践されているところもあるのかなというふうに思います。

ただ、小学校1年生はまだそのレベルにはないということで持たされないというか、まだタブレットのことを何という名前でしたか、言っていましたよね。その商品名ではないですけども、そこはちょっと僕もわからないのですけれども、持ってきてないという事実はありました。ただ、うちは同居しているものですから、孫たちも持ってきて、一応参加はしています。その後のことについては、また今後議論していきたいなというふうに思います。

それと、恥ずかしい話なのですが、私もそうなのですが、光は目の前まで来ているのですよ、ただ家まで引っ張るのをちょっと時期を逃してしまって、今申し込んではいるので、まだいっぱい、工事のめどが立っておりません。

各学校では家庭環境が一律ではない、僕などもそうなのですが、無料の貸出しのルーターも用意されているというふうに思いますけれども、そちらのほうの状況をお聞きしたいと思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 現在、緊急時にモバイルルーターが必要な児童生徒は200人程度となっておりますが、4月の学級閉鎖時におけるモバイルルーターは延べ60人に貸し出した状態となっております。

4月以降は延べ74学級が閉鎖となり、そのうち39学級で端末を自宅に持ち帰っております。持ち帰った学級では、健康観察や課題表示、授業動画配信などに利用されましたが、双方向もしくは単方向のリモート授業の実施はまだ現実には少ない状況です。そのため、ICT活用推進委員会や学力向上委員会などでリモート学習に関わる研修や研究を市内全校で共有するとともに、国の学校力向上に関する総合実践授業の中核校である網走小学校と4つの指定校による相互改善の取組を発信し、「子供の学びを止めない」を合い言葉としてオール網走で取組を進めているところでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 今、子供の学びを止めないというお話がありました。実際いろいろな各学校で対応されたと思うのですよ。例えば、これ僕のところの例なのですけれども、保育園の幼児、園児がなりました、保育園が閉鎖になりました。その兄弟がいる子供たちは学校へ来るのは控えてくださいというパターンがありまして、ではどうするのという話になったときに、まだまだいろいろ試験段階というのか準備段階なのかもしれません。きちんとタブレットや何か持ってきて対応してくれた。やっぱり止めないということに関していえばすごいのかなというふうに思います。

いろいろな形でタブレットを見たら、中に3人ぐらいの生徒さんがいるのですよ、児童生徒の子が、3年生、5年生なのですけれども、ということはやっぱり何名かの方は同じような立場の子供たちがいたのだなというふうに思います。

いろいろと活用されて、いろいろとというか、今説明を受けた段階でいろいろ活用されているのだというのが改めてわかりました。学習を止めないということが僕などはすごく、僕などもそうなのですが、普通一般の親御さんたちはどういうふうに思っているかちょっとわからないのですけれども、学習を止めないというのはまずいいことなのだなというふうに思いました。

それで、実際活用してみて、教職員ですとか児童生徒もいらっしゃいます。反応などというのは調べているのでしょうか。お聞きしたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 学校教育部長。

○田口徹学校教育部長 教職員からは授業での学びの幅が広がり、児童生徒の理解到達が早く、一人一人に個別最適に対応できること、また、これまで児童生徒は挙手と発言により授業へ参加しておりましたが、教室の全員が画面を通じて様々な考え方に触れることができるようになり、自分の考えを深めることができるようになったことがメリットとして上げられています。

一方、課題としましては、ICTに不慣れな教員がおり、学校内、さらには学校間においてICT活用に関わる温度差があることが上げられておりますが、全国的にも端末を活用した授業実践が少ない中で、ICTの活用方法が蓄積されているわけではございませんので、先生方も活用について苦慮している場面も少なくないため、今後もさらなる研修や研

究への支援を行ってまいります。

次に、児童生徒ですが、特に小学生低学年の児童は、好奇心から端末を使いたがる傾向がありますが、今後は自分で必要な場面を選択して使用できるようになることが望まれております。また、中学生においても、自分の理解度に合わせて進められることから好評で問題なく使いこなしていると伺っております。

今後、他人にIDやパスワードを教えないことや学業に関係ない目的で使わないなどの使用ルールや許可なく写真を撮ったり、録音、録画しないことなどの情報モラルの指導がますます重要になっていくと考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 このICTというやつはまだ道半ばだというふうに思います。緊急事態だからこそこれを活用してどういうふうにやっていったらいいのかどうなのかというのは、本当に急に降って湧いたような感じがすると思いますので、まだまだ引き続き指導のほうも含めて研修等きちんと進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、農業振興のほうについてお尋ねいたします。

今、物の値段が上がっております。さきに質問された方々もいろいろおっしゃっていましたが、商品名を出したらまずいのかちょっとわからないのですけれども、ユニクロの秋冬物8月以降の値上げ。コカ・コーラのペットボトルも10月1日出荷分から値上げ。既にパン、カップ麺などの食料品、ガソリン、灯油などの石油製品、電力、ガスなどライフライン、それから木材、これもほぼ値上がりしております。値下げという表現には値しないのかもしれませんが、外国為替市場における円が安くなっております。円安ドル高で、本当に輸入に頼っている日本は物が上がってしまうという事実になっております。

そんな状況を踏まえまして、農業もやっぱり輸入に頼っている部分がたくさんありますので、お聞きしたいというふうに思います。

改めて、まずは生育状況についてお伺いしたいなと思います。

今年の春の作付け条件はまきつけ時の雨不足、それから強風などの影響があったものの極端な遅れもなく進んできたのかなというふうに思います。しかし、6月になってから、蝦夷梅雨というカラ冷え

というか、気温の低い日が長期にわたって続いてまいりました。私たち人間の体でさえも体温調整が大変でしたので、作物のほうもかなり影響があったのかなというふうに思います。

それから、昨日、おととい、先週ぐらいからの大雨、瞬間的な大雨なのですけれども、大雨とそれから降ひょう被害とかという天候などもありまして、改めて被害はもうちょっと増えたのかななどというふうに思いますけれども、改めて生育状況をお聞きしたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 農作物の生育状況についてであります。今年の春先につきましては比較的好天に恵まれたことで農作業は順調に進み、農作物の生育も、てん菜は強風の影響を受けましたがその後回復をしまして順調に推移をしておりました。しかしながら、6月第1週から低温が続きまして日照時間も過小傾向であったことから、農作物の生育も停滞ぎみとなりまして、麦類は平年並みで生育しているものの、バレイショで1日、デントコーンで2日、大豆で3日、小豆で4日の遅れが出てきております。

また、議員から御案内があったように、先週末、6月18日から19日にかけて一部地域で局地的な豪雨と降ひょうによる農作物被害が発生しております。バレイショで約21ヘクタール、てん菜で約53ヘクタール、豆類やタマネギなど青果で約23ヘクタールが被害を受けております。

今後の生育への影響は限定的と見込まれておりますが、JA農協や普及センターが営農指導を行いつつ、経過観察をしていくこととしております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 先週、テレビ報道や何かでも皆さん見られているかなというふうに思うのですけれども、訓子府町、我が町のことを言えばいいのですけれども、我が町のことは僕も調べ切っておりませんが、訓子府町の情報がちょっと入ってきたので言いますと、訓子府町でつくっているタマネギ作付農家の方の3割の畑は多分駄目だそうです。それが金額的にどのぐらいになるのか、個人的に直すと、今日の道新などに出ていましたけれども、7,000万円とか8,000万円とかというべらぼうな金額になっていますので、それは町全体としてもやっぱり大変な、3割ですからね、やっぱり大きいのではないかなというふうに思います。

生育状況についてはわかりました。本当は雨も降っていますので、病気のほうがちょっと心配なので、早速防除したいところなのですが、なかなか機械も入っていかないということもありまして、そこはちょっと様子を見るという言い方が正しくはないのでしょうかけれども、そんな状況でいるのかなというふうに僕も思います。

続きまして、森林の整備状況について伺いたいなというふうに思います。

近年、森林の伐採が進んでいるというふうに思います。いろいろな方が一般質問や何かでもお話しされていると思うのですが、時期的に伐採の適期になったのかもしれませんが、伐採後は市の森林計画に基づいて植樹も計画的に進んでいると思います。状況をお聞きしたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 森林整備の状況についてであります。網走市内の森林、こちらは約1万5,000ヘクタールございますが、こちらの中で国有林が約35%、民有林が約65%となっておりますが、人工林ではカラマツなどで既に伐期を迎えている森林が増えてきているところでもあります。

民有林のうち網走市の持っている市有林につきましては、森林経営計画に基づき適期伐採と伐採後の植林、下刈り、枝打ち、間伐など適正な管理をしてきているところでもございます。

また、私有林のうち約6割以上は地域の森林経営計画に参画をしております。計画に基づき森林の適正な管理がされている状況でございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 今、森林計画のお話がありました。森林計画に入っていない山もあるのだなというふうに思いました。そちらのほうの対応もお聞かせ願いたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 森林経営計画に入っていない森林の対応についてであります。当市では人工林のうち森林経営計画に入っていない森林を対象に所有者に対しまして、今後森林をどのように管理をしていきたいかということで、令和元年度から令和5年までの5年間で所有者の意向調査を実施しているところでございます。

自分自身での管理が難しいという方に対しましては、森林経営計画の参画を促し、適正な管理を進めていただきたいというふうに考えておまして、今

後も森林経営計画の参画のほうを促していきたいというふうに思っております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 森林整備計画ですか、これやっぱり利用したほうがいいかなというふうに思います。自分では山を持っていても管理というのはなかなか大変なことだと思いますし、労働的にも実際どういふ方が持っていच्छるかわからないのですけれども、自分で考えると、自分が管理するかといったらなかなかできないと思いますので、そこはある程度お任せしたいなというふうに、お任せしながらその計画にのっとってやっていけばいいのかなというふうに思います。

そこで、森林計画を立ててやるのは構わないのですけれども、財源として森林環境税というのがあるかと思えます。もちろんそれも使われていると思うのですが、伐採の面積が増えていけばいくほどいろいろ財政的なものが大変になるのかなというふうに思いますが、その辺はどのようになっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 森林整備の財源等についてであります。私有林の整備事業に対する市からの上乗せ補助につきましては、森林環境譲与税の活用もされておりますが、今後も伐採面積の増加に伴いまして、造林などの事業が増加傾向となってくるというふうに考えております。施業とのバランスもありますことから、森林経営計画に基づき、計画的に事業を実施していかねばならないというふうにも考えております。

森林の適正な管理、これは森林の多面的機能の発揮をすることがもちろんであります。CO₂削減対策、カーボンニュートラルからも重要であるというふうにも考えております。今後も森林環境譲与税を当課としましては有効に活用しまして、適切な森づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 森林はいろいろな働きがあると思えます。今カーボンニュートラルのお話もされましたし、それからあと自然災害ですか、先週のような短期間集中豪雨などというのはやっぱり水を蓄えてくれますので、その辺は森のいいところなので、切るばかり切ってしまうとやっぱりきちんと植えて、そこは計画的に植林をしてまた次につなげる。

スパン的にはすごく長いです。30年、40年とかかると思うのですけれども、ただそれがやっぱり自分たちの住んでいる環境を守ることでもあり、そして山から流れた水は川になって、川から海へ流れていくと思います。同じ一次産業の漁業の皆様にも大変影響が深いというふうに思いますので、きちんとした対応を取っていただきたいなというふうに思いますし、我々もそれに協力していきたいなというふうに思います。

続きまして、鳥獣対策についてお聞きします。

エゾシカ、野ウサギ等の食害の状況ですとか、熊の目撃情報などお聞きしたいなと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 エゾシカなどによる農作物の食害の状況とヒグマの目撃情報についてであります。エゾシカなどの農業被害の状況につきましては、有害鳥獣の捕獲等による成果もありまして、平成12年をピークに令和元年度まで減少傾向で推移をしてきておりましたが、令和2年度からは再び増加に転じまして、令和3年度の農業被害は3,820万5,000円というふうになってございます。

また、ヒグマの目撃情報につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大による人流の抑制によりまして、令和元年度より目撃情報は減少してきておりますが、ヒグマそのものの目撃情報はまだまだありまして、特に市街地付近での目撃が増加傾向となっている状況であります。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 何となくエゾシカに関していえば、一定数減ったのかなという感じはします。でもまた増えてきたというのは、頭数が増えてきたのだろうなというのも想像つきますし、やっぱりあまり減ってないのかなというふうにも思います。

あと、ヒグマの目撃情報なのですけれども、コロナによって人流が少なくなってきた、目撃される機会が減ったというのがいいのかどうなのかわからないのですけれども、ただ、寒くてというのは動きが止まっているような気がするの僕だけなのかもしれないのですけれども、今後また6月、この6月議会以降というのが結構話があるので、引き続き注視していただきたいなというふうに思います。

鳥獣対策についてなのですけれども、これには猟友会のお力というのは絶対的に必要なことだというふうに思います。いろいろな意味で鹿、キツネなどの駆除等がございまして。猟友会網走の構成、それか

ら関係性及び実績等をお聞きしたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 猟友会網走支部との関係性についてでございますが、令和4年4月1日現在で猟友会は会員数71名、平均年齢は57.58歳となっております。会員数・平均年齢ともにここ数年横ばいで推移をしているところでもあります。

地元猟友会には、エゾシカ、キツネ、カラスなどの駆除の委託のほか、ヒグマの目撃情報であったり、その際の現地確認や箱わなの見回りなど、人身の危険にもつながることに対しても積極的に御協力を頂いており、猟友会の対応には大変感謝をしているところでもあります。

令和3年度の実績としましては、猟友会にはお願いしているところで、エゾシカの捕獲が440頭、キツネが122頭、カラスが153羽、またヒグマの目撃情報に伴う出動が17回、ヒグマの捕獲が4頭となっております。特に近年エゾシカの生息数の増加に伴いまして、捕獲頭数も増加している状況でありまして、農業者からも農業被害に対する声も大きくなってきているところでもあります。

市としましては、令和4年度も予算を拡充して対応している状況でございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 猟友会のほうも頑張っていたいとおもいたいでございます。

実際毎年補正もかかりますし、エゾシカの被害なのですけれども、捕獲頭数が上がるからやっぱり補正をかけなければいけないという状況にあるのだと思います。引き続き、頑張っていたきたいなというふうに思います。

人数の話も出てきましたけれども、人数もあまり変わっていないという、すごい優秀だなというふうに、逆にこれだけ人口が減ってきている中で人も減らない。それから平均年齢も多分そんなに変わっていないのかなという気がします。毎年一つずつ年取るはずなのですけれども、若い人が入ってきているのだなというふうに思うのですけれども、その辺も含めていい関係を引き続き築いていってほしいというふうに思います。

続きまして、鳥インフルエンザについてお聞きします。

網走市で確認されました高病原性鳥インフルエンザに関して、令和4年5月30日20時に発生農場の半

径3キロから10キロ以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。また、発生圃場の防疫措置が完了しました令和4年5月15日の翌日から起算いたしまして21日が経過する令和4年6月6日午前0時をもって、当該移動制限を解除、これで一段落したと思っております。

不幸にも高病原性鳥インフルエンザが発生しました農場の今後についてをお尋ねします。事業計画等はどのように、今後またその事業を再開するのかなど、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 鳥インフルエンザについてであります。議員御案内のとおり、2戸の農場で発生をしております。6月6日に一連の防疫措置が完了しているところであります。2つの農場の再開につきましては、両農家とも再開の意欲はございまして、今後具体的な協議につきましてはまだされておきませんが、再開に当たってはまず飼養衛生管理基準の見直しを北海道の家畜衛生保健所の指導の下行い、鶏舎の在り方、飼養方法など、これまでよりも厳密な防疫体制の構築をしていかなければならないというふうにも考えております。

それに伴って、設備投資への負担増、融資による対応が考えられますが、再開に向けできるだけ負担が少なくなるよう、課題となる防疫措置について技術的な支援、現行の融資制度の拡充、新たな設備投資に対する制度の充実について今月5月8日市長より北海道に対して要請を行っており、またオホーツク圏活性化期成会においても同様の要望を行ったところでございます。

今後も道とも協議をしながら、国に対しての要請も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 2つの農場ともやる意思があるということで、あとはやっぱり今後再建していく上でいろいろ規制強化されてくると思います。やっぱり財政的なものが厳しいのだらうなというふうに思います。その辺はいろいろと各所と連携して協力をして話を進めていっていただきたい。また、市長がわざわざ北海道のほうに陳情に行っておりますので、要請をしに行っておりますので、いろいろな意味でお金のほうを何とか工面してあげたい。引き続き、高病原性鳥インフルエンザ前の状況に戻れるよう

に、頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に、畜産についてお聞きします。

生乳の需給ギャップや和牛子牛の急落、それから乳牛育成牛相場下落など、酪農・畜産業も廃業に追い込まれている酪農家の方々もあるというふうにお聞きしております。

主な要因は、肥料・飼料・燃料の高騰などを受け生産コストの大幅上昇が挙げられております。また、生乳の消費量は横ばいでございます。これ以上増えるという見込みはないというふうに思う中、酪農家を下支えする緊急対策が求められると思いがいかでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 酪農・畜産に対してでございますが、コロナ禍の影響で生乳の消費増が難しい状況でもありまして、畜産では和牛子牛の価格の低下、燃料や資材の高騰に加え、飼料や肥料の高騰の影響もありまして、大変厳しい状況であるというふうに私たちが認識をしております。現時点での酪農・畜産に対する国の制度といたしましては、加工原料乳生産者補給金制度や肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆるマルキンがありますが、これと併せて令和4年度は予備費を活用した配合飼料価格高騰緊急対策事業によりまして、配合飼料価格安定制度の基金積み増しを行ったところでもあります。

また、国では現在肥料の高騰に対しましても支援策について検討されているというふうにも聞いておりまして、今後の動向にも注意をしていきたいというふうにも考えております。

市におきましても、生乳の消費につきましては、小中学校の春休みの需給ギャップを少しでも埋めるために牛乳消費キャンペーンとしまして、牛乳1リットルパックを1,000本の無料配布をしたところでございます。

今後も牛乳の需給状況を見ながら、必要であれば牛乳の消費拡大の取組の実施を検討していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 多分皆さん牛乳は好き嫌いはあるとは思いますが、多少なりとも飲むと思うのですけれども、もっといっぱい飲んでくださいとしか言いようがないのですけれども、いっぱい飲んでいただきたいなというふうに思います。

無料のキャンペーンも行ったみたいなのですけれ

ども、それも一定の効果はあるのかなとは思いますが、まだまだだというふうに思います。いずれにせよ、やはり飲んでいただきたいなというふうに思います。

最後に、肥料・飼料それから燃料等の生産資材の高騰についてちょっとお尋ねします。

先ほど来、村椿議員の御質問でもありました。世界的穀物相場の上昇を受けまして、増産に向けての肥料需給が高まり、肥料価格はもともと上がっていたのです。そこにロシアによるウクライナの侵攻により小麦、トウモロコシのウクライナから、それからロシアからの海外への輸出というのがほぼほぼ停止しております。そのせいで、需給に関して逼迫しておりますし、それから皆さん増産に向けての肥料の原料の奪い合いというわけではないのですが、中国などは出し渋りということをやりました。国際市況は市場最高値の肥料原料の値段をつけて、まだまだ更新しているというふうに思います。それから、新型コロナウイルス感染症の影響で、上海がロックダウンをしていました。そのときに、あそこいろいろな船がいたのですけれども、動いてないということもありまして、原油高になってしまったり、海上運賃、動かなかったのも、そこは高くなるのでしょけれども、高騰したり、あとは円安、これはさっきも申し上げたとおり、物を買うためには円安になると大変厳しい状況になるのだなというふうに、いろいろな条件が二重、三重、四重、五重にも重なりました。生産資材も高騰します。高騰すると、先ほど村椿議員もおっしゃっていましたが、生産物に転嫁できればいいのですが、なかなか転嫁できないということは、何か負のスパイラルを招くのではないのかなというのが、誰が考えてもというか、僕が考えてでもわかるのですけれども、この事態を打開するために何らかの施策が必要だなというふうに思います。所見を伺いたいなというふうに思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 肥料・飼料・燃料費等の生産資材の高騰についてであります。原因についてはただいま議員のほうからおっしゃったとおり、様々なことがあると思います。この影響の長期化が懸念をされているところでもございます。

肥料の供給と価格の安定対策につきましては、基本的に国が進めていく課題であると考えておりますが、国では本年度、先ほども言いましたが100億円

の予備費を活用しまして、肥料輸入国の多元化により、安定供給を図るため、化学肥料原料調達支援緊急対策事業を実施しまして、これに対応しようとしているところでもあります。

また、国では中長期的にはみどりの食料システム戦略を策定しまして、国内未利用汚泥の活用による堆肥の有効活用や化学肥料の低減を促進することとしておりまして、新たに2030年の中間目標として化学肥料の使用量を2割、化学農薬の使用量を1割削減する取組を進めることとしております。

今後、国においては、今回の化学肥料の大幅な値上げを受けまして、農家の支援対策について検討しているというふうに聞いておりまして、動向に注視をしていきたいというふうにも考えております。また、肥料高騰対策につきましては、先日市長が鳥インフルエンザの要請に併せまして、北海道にも肥料の減額、高騰対策について要請を行ったところでもあります。

市といたしましても、安全・安心な農作物生産事業によりまして、環境負荷の低減を併せて土壌分析による適正施肥の推進と、スマート農業の実践の一つとして産地パワーアップ事業を活用して自動操舵機や可変施肥機械の導入によりまして、化学肥料の低減に向けた取組を進めておりまして、今後も堆肥の活用など農業の基本となる土づくり、地力アップなどを実践していくことによりまして、化学肥料の依存度を減らしていく取組を進めていくことが必要であるというふうに考えております。

○井戸達也議長 立崎議員。

○立崎聡一議員 いろいろお話を伺っていて、やっぱりやっていかなければいけないことはあるのだなというふうに思います。次はみどりだと思います。終わります。

○井戸達也議長 ここでお諮りします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日、一般質問を続行することにしたいと思います。これが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会とします。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

大変御苦労さまでした。

午後3時30分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井 戸 達 也

署名議員 澤 谷 淳 子

署名議員 古 田 純 也

6月22日 (水曜日) 第4号

令和4年第2回定例会
網走市議会会議録第4日
令和4年6月22日(水曜日)

○議事日程第4号

令和4年6月22日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問(近藤議員、松浦議員、小田部議員、石垣議員、栗田議員)

○出席議員(15名)

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
工藤英治
栗田政男
近藤憲治
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
古田純也
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
市民環境部長 武田浩一
健康福祉部長 桶屋盛樹
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 川合正人
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 田邊雄三
財政課長 古田孝仁

生活環境課長 近藤賢
生活環境課参事 田中正幸
健康推進課長 岩尾弘敏
健康推進課参事 今野多賀子
社会福祉課長 結城慎二
子育て支援課長 岩本純一
子育て支援課参事 小沼麻紀
農林課長 佐藤岳郎
農林課参事 中塚威史
水産漁港課長 渡部貴聴
商工労働課長 北村幸彦
観光商工部参事 田端光雄
観光商工部参事 高橋優紀

教育長 岩永雅浩
学校教育部長 田口徹
社会教育部長 吉村学
学校教育部次長 小松広典
社会教育部次長 大垣正紀
学校教育部参事 高橋善彦
スポーツ課長 大西広幸
スポーツ課参事 佐藤潤一

○事務局職員

事務局長 林幸一
次長 石井公晶
総務議事係長 法師人絵理
総務議事係 早渕由樹
山口諒

午前10時00開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議には次の議員から遅参の届出がありましたので報告します。

遅参、澤谷淳子議員、2時間。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、立崎聡一議員、村椿敏章議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

近藤憲治議員。

近藤議員。

○近藤憲治議員 ー登壇ー おはようございます。

それでは、私からも通告に従いまして、1点お伺いをさせていただきます。

当市のごみ処理政策の課題と展望についてであります。

おさらいになるような部分もございますけれども、改めて伺わせていただきますことを御了承いただきたいと思います。

まず網走市明治の最終処分場が危機的状況にあることは御案内のとおりでございます。平成30年度から使い始めて15年間使えるはずだったものが、残り四、五年、つまりトータルで考えると8年ないし9年で満了になってしまうという危機的な状況でございますが、このようになった原因と背景についてお伺いをいたします。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場の計画との乖離の要因についてでございますが、埋立ごみとして出されたごみの調査結果では約3分の1、令和3年度で見ると約1,500トンが缶やペットボトル、紙類、生ごみ、容器包装プラスチックといった資源化できるごみと推計されます。このことは、分別の理解促進に向けた啓発や協力を求める努力が一層必要であったと受け止めております。生ごみについては、衣類、ストッキングなど、不適正な異物が混入し、破袋処理の際に機械に不具合が生じ、堆肥化処理できず生ごみ排出量の15%と計画していた残渣数量より多くの量が埋立処理となったところです。

一方、ごみの搬入方法や施設の操作方法で埋立量を減量できるものと考えており、早急な施設改良に至らず、これらの要因により、最終処分場の埋立量が計画に比べて多くなったと考えられております。

なお、当初分別した紙おむつについては、最終処分場に負荷をかけることから再資源化を検討することとしていましたが、当市の状況に見合った処理の方式が見当たらず、現在埋立処理及び一部大空町で

の焼却処理をしております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 続きまして伺わせていただきますが、今答弁にあったように、最終処分場の逼迫の原因については網走市としては生ごみの堆肥化が停滞をしている、おむつの再資源化等の処理の方法が未確立である、そして、埋立粗大ごみに資源物が混在をしているという要素を挙げていらっしゃいます。それはこの廃棄物処理場が急速に埋まっている原因ではなく、私は表層的な現象であると思っています。分析や検証が不足していて、この状況を招いてしまった当事者意識が欠落しているような印象を持って、私は今の答弁を聞きました。深掘りをしてみますと、この現象が惹起された背景や遠因、これは一つはそもそも実現ができないような現実離れした処理計画をつくってしまったこと。それから、市民の皆さんに協力していただきやすい分別ルールではなかったこと。さらに計画策定時において、コンサルタント業者などの説明提案に対して本当にできるのかという現実即した検討や、異なる視点からのセカンドオピニオンを求めることなく、いい話だけをうのみにしてしまったこと。さらに本当に必要な規模感や設備に即した予算確保がなされなかった。また、計画と実態のずれが運用開始後すぐにはっきりしたにもかかわらず効果的な改善修正を図らなかったという、より実態に即した問題点が浮き彫りになってくると受け止めています。

この実態に即した問題点が、今冒頭の運用開始後から放置してしまった理由については一部触れられていましたが、このような実態に即した問題点が確かにあるというふうにお考えなのか、それともないとお考えなのか、当市の認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 実態に即した認識ということでもありますけれども、埋立数量の乖離については先ほどお答えした点が課題であったと認識しております。なお、現在の処理方式の設置については、当市の一般廃棄物処理基本計画に基づいた内容であり、これまでのごみ処理の経緯や循環型社会形成基本法に基づき、国が示す環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築と財政要因を勘案して選択すべき必要な方式であったこと、また、規模や予算につきましては、処理の内容に合わせて適正に算定したものと認識しております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、一つだけ答弁がありました。次の質問に移っていきますけれども、そもそも実現できないような現実離れした処理計画をつくってしまったのは、これ今答弁でいくと、きちんと試算に基づいてつくったのだという答弁だと思いますが、これまでも様々な場所で議論させていただいていますが、現行の処理計画、これ分別100%を基点にして、埋立ての見立てが当初から大きく乖離するような食い違いがありました。これまでの議論の中でもそのような計画をつくらないと国の交付金が獲得できなかったというような趣旨の説明もありましたけれども、そうなりますと、網走市も国も、そして仲介に入った北海道も、この分別の方式、また処理計画、実現可能性はとても難しいけれども、それがわかっていて計画を出し、承認し、交付金が支出されたということなのではないでしょうか。市の認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 平成22年度に策定した網走市一般廃棄物処理基本計画では、本計画の基本目標を「もったいないの心で築く循環型社会の実現」と定めています。このことを実現するためにこれまでの破砕埋立処理をしていたごみの中から、生ごみと容器包装プラスチックを分別し、徹底した分別によるごみ処理をすることとしました。循環地域計画は焼却による中間処理をせず、環境に配慮した生ごみ堆肥化処理と容器包装リサイクル法に基づいた分別をすることで、可能な限り埋立処理を減らす内容の計画としたところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の答弁でちょっとよくわからなかったのが、これは実現すると思ってつくった計画だったのかということなのですかけれども、市としての認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 国、北海道とも協議を重ねて承認いただいた計画でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 承認は頂いたのはわかるのですけれども、出したのは網走市ですよ、提出者は。提出者は網走市。承認する側は出された以上は、これをやるということで承認をするのだと思うのですけれども、出す側の認識としてこれはできるのだという認識で出したということではよろしかったですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 計画というものはそのような形で出すというふうに認識しております。

〔「議長、休憩取って」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 できると思ってつくったという答弁を頂きました。これはまたちょっと後ほど触れさせていただきますので、次に入ってまいります。

次に、市民に協力していただきやすい分別ルールであったのかという点であります。

これは、生ごみの堆肥化の停滞や雑紙の分類設定にも関わってくる問題であります。どんなに緻密に処理計画を策定しても、それが市民の皆さんに協力をしていただければ、それは絵に描いた餅で終わってしまいます。そういう点でいいますと、当市の生ごみの分類、ティッシュや割り箸、木の枝も入れてもいいですよというルールに現行はなっていないけれども、そのようなルールを設定すると、ティッシュがいいなら雑巾もいいのですかとか、木の枝もいいなら大きな木もいいのというような拡大解釈を招いてしまい、結果的には堆肥化処理の妨げとなり、堆肥化率の停滞にもつながっています。

また一方で、おむつや生ごみ、容器包装プラがいずれも黄色の袋でいいという点についても、黄色の袋のものならまとめて出してもいいという誤解もまだにあります。さらには、これまでもお話をさせていただきましたが、わからなければ赤い袋の埋立ごみで出せばよいという認識も広がっており、リットル当たり3.2円という道内最高峰の価格の処理費用でも、なるべく分けようとか、埋立ごみを減らそうというインセンティブは既に効かなくなってきています。市民から見て、協力しやすい、また、分別後の再資源化がイメージしやすい分別ルールではなかったという点については、どのような認識をお持ちか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 分別ルールに関してでありますけれども、分別が浸透しなかったことにつきましては、啓発や協力を求める市としてのより一層の説明を重ねていくことが必要ではなかったのかと思うところでございます。また、分別の方法につきましては、わかりやすい分別にすることをはじめ、市民の皆様からいろいろな意見を伺っております。生ごみとして収集しているティッシュや割り箸などにつきましては、生ごみと混ざっているものは問題ございませんが、量が多くティッシュのみで固まっ

たものや、割り箸の束が入った袋は破袋処理の際に機械に不具合が生じ、堆肥化処理できないことから収集処理方法について、改めて検討することが必要と認識しております。

今後、懇話会の議論も踏まえ、市民の皆様の御理解を頂きながら、改善につきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の答弁で分別の設定の仕方、ルールの設定の仕方には至らない点があったという認識に立っていることは理解をさせていただきました。

あわせて、当初の冒頭の説明でありました埋立ごみに3分の1程度資源物が混在していることが、最終処分場に負担をかけている旨の説明が、これまで度々なされていますし、市民向けの説明会でもなされています。これ見方を変えると、3分の2程度はきちんと分別がなされているということでもあります。これ、分別協力率に置き換えると、66%の協力ですよ。廃棄物業界の常識で考えると、分別協力率は六、七割で上出来と言われているわけですから、この埋立ごみへの資源物の混入というのは業界の標準から考えれば、分別協力率としては上出来でありまして、問題なのは回収してからの手法やそもそもの回収以降のプロセスにおける再資源化及び結果的に埋め立てられる量に対しての見立てが不適切だったという印象を持っています。これは実は、生ごみにも言えることです。生ごみの分別協力率もごみ処理基本計画の中間見直しのときに89%でした。これ極めて高い分別協力率です。市民の皆さんはきちんと分別に協力してくれているのだけれども、堆肥にならない。

なので、これやはり分別が悪い、分別に協力してもらえていないから最終処分場が早く埋まっていつてしまっているのではなくて、そもそもの計画に無理があった。先ほど部長はできると思ってつくったという答弁をされていましたが、極めて実現可能性が低い計画だったと私は考えています。

しかしながら、そういう計画をつくってしまったというわけですから、本当に実現するためには相応の工夫が必要だと思えます。

今、市民向けのガイドブックの配布ですとか、市民向けの説明会とかやっていますけれども、多分この手法では現状の分別協力率が私は妥当なところなのではないかと思っています。

網走市として埋立ごみに3分の1程度資源物が混在していることは望ましくないという認識をお持ちなのか。業界標準からするとほぼいいレベルの分別協力率があるのにもかかわらず、さらに市民は分別に協力してほしいという認識なのか。

そこを呼びかけるのであれば、やはりそもそも今の計画自体、処理計画自体が実現可能性にもうかなり乏しくなっていると思われる中で、さらに無理筋な協力をお願いしているという状況が来ているという認識をお持ちなのか伺います。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま動議が提出されましたが、一定の賛同者がおりますので、動議を取り扱いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時17分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま動議が提出されましたが、動議の内容について説明を願います。

山田庫司郎議員。

○山田庫司郎議員 近藤議員には一般質問最中に動議をかけさせていただいたことをおおびを申し上げますけれども、今質問の内容を聞いている段階で、私自身判断をさせていただいたのは、この議件と質問の内容については文教民生委員会の中で今議論中だというふうに私は認識をするわけです。そうなりますと、網走市議会は委員会を重要視してきた歴史がございます。これで一般質問で委員会の中で議論している議件をここで質問するということが、委員会を軽視することに、私はなるというふうに思いますから、ぜひ質問内容について、きちんと整理をして近藤議員には質問していただきたいと、こんなふうに思いますので、動議をかけさせていただきました。

○井戸達也議長 ここで、暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時24分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま提出されました動議について、早急に取り扱うこととしたいと思いますが、議会運営委員会を開くため、休憩を取りたいと思いますが、これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り扱います。

暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前11時29分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの本会議の動議について、議会運営委員会に付託した件につきまして、委員長の報告を求めます。

立崎聡一議会運営委員長。

○立崎聡一議員 一登壇一 先ほど本会議において、議会運営委員会に付託されました案件について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

山田議員の動議を受けて、当委員会に付託されました案件であります。本件につきましては先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中当委員会において詳細にわたり審査を行ったところでございます。

審査の結果といたしましては、近藤憲治議員の一般質問は従前の議会運営委員会の決定を踏まえ、今回はそのまま続行することに決定することとし、また、後日動議及び議会運営委員会の議論を踏まえ、議事進行について改めて整理することといたしました。

なお、過去の慣例や申合せ、委員会主義の重視の視点からその疑問を呈する意見がありましたので、そのことは申し添えておきます。

以上が議会運営委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の結果報告といたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

ただいま委員長から報告のあったとおり、一般質問を続行することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、一般質問を続行いたします。

近藤憲治議員。

近藤議員。

○近藤憲治議員 それでは、前段に引き続きまして質問を続けさせていただきますが、前段の段階で質問で終わっております埋立ごみに3分の1程度資源物が混在していることについての市の評価からお伺いしたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 分別協力への考え方についてでございますが、埋立ごみに含まれている3分の1の資源化できるものにつきましては、最終処分場の延命という点においては、分別の適正化を図るため改めて分別の協力をお願いしたいと考えております。徹底した分別で埋立処理する量を少なくするといったことから継続して協力を求めてまいりたいと考えております。限りある資源を大切に有効活用する資源循環型社会を目指し、引き続き分別の御協力をお願いしてまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 最終処分場の延命には必要だということだと思っておりますが、やはりそもそもの計画とのずれといいますか、これだけ分別に協力してもらっているのだけれども、達成できない計画になっているところには問題意識を持っています。

次に、計画策定時にコンサルタント業者などの説明・提案に対して、本当にできるのかという現実に即した検討や異なる視点からのセカンドオピニオンを求めることなく、いい話だけをうのみにしたという点であります。

これは、埋立量自体を極めて過少に見積もったという点だけでなく、生ごみの堆肥化の部分では、過去の議事録から引用させていただきますと、当時の生活環境課長は、「今回、網走市が進めております堆肥化処理施設は、基本的に堆肥が生成されて、どんどん出てくるというようなシステムにはなっておりません。ほとんどが減耗をして消滅するというような方式を、そういう施設を計画しております」と。平成28年6月20日の文教民生委員会で答弁をしております。

つまり、生ごみはほとんどが減耗、消滅するという答弁だったわけですが、現実には処理できずにどうしても埋めてしまう生ごみ残渣、これは見立

て量は703トンでありましたけれども、平成30年度で2,714トン、令和元年度で2,212トン、令和2年度で2,056トンと、最終処分場に大きな負担をかけてきていることがよくわかります。なぜ、さきのような答弁がなされてしまったのでしょうか。議会側でも、本当にそんな処理ができるのかという疑念や疑問の声はありました。しかし、議場や委員会室での説明だけではなく、現地視察の際にもそのような趣旨の説明を受けてきたこともございます。結果的には、その説明を信用して予算を可決し事業を認めてきたわけですが、結果的には全然話が違うという状況であります。

堆肥化率が上がらない理由として、網走市としては異物の混入を何度も説明として挙げていますけれども、分別協力は89%で極めて高いのです。そういう点から考えると、やはり堆肥化施設に入ってからオペレーションに問題があるというところがわかってきています。そして、前段としてそもそも事業者の説明をうのみにし過ぎたのではないかという疑問も残っています。

生ごみの堆肥化はうまくいっている地域、うまくいっていない地域、それぞれあります。なぜ、アンテナを広げて他の地域の様子を調査するなど、ほかの事業者にセカンドオピニオンを求めるといったような工夫をして、この事業の実現可能性を冷静に判断しなかったのか。これについてはどのような認識をお持ちでしょうか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 計画についてでございますけれども、異物の混入による機械装置の停止につきましては、計画時には想定外となっており、堆肥化処理に回すことができなかつた生ごみが埋立処理に回っております。

なお、破袋機を通過して発酵槽に回ったものは当初見込んで堆肥化処理ができている状況となっております。

計画策定時は、施工業者と検討・協議を重ねてきたところであり、その中で適切な情報を得て処理方式の導入の判断をしてきたところでございます。しかしながら、当初生ごみの破袋処理が機械処理の停止により間に合わず、大部分が埋立処理に回ってしまったことは性能評価に課題があったものと認識しております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 技術導入の段階での性能評価に問

題があったという答弁は、これ極めて重大であると私は受け止めております。

次に、現行の処理計画、処理手法全体についてですけれども、本当に必要な規模感や設備に即した予算確保がなされなかったのではないかという点についてです。

網走市明治の各種リサイクル施設や最終処分場が稼働をし始めてすぐ明らかになったのは、その手狭さや設備の不十分さでした。例えば、タイヤショベルの切り返しの回数が多いから危険であるですか、持ち込みの市民との動線が複雑だ、雑紙選別スペースが野ざらしで冬は雪の中、選別をしなければならなかつた、埋立ごみの破砕機も八坂時代に比べ小規模化したため作業効率が悪化したなど数々の課題が次々と明らかになり、結果的には後追いで設備の増強を行う必要性に迫られました。

生ごみの堆肥化やおむつの一部焼却については、そもそも出だしの計画が無理があつたわけで、結果的に堆肥化ラインの増強で8,500万円ですとか、おむつの輸送焼却で3,500万円という支出を迫られたわけです。

なぜ、完成直後から既に不十分だったのか。疑問を感じて調査をしてみますと、聞こえてくるのは、財政サイドから本来処理施設全体を十分に稼働させるために必要な部分の費用が削られてしまったという声でもあります。これ、予算書にまとまる前の段階なので、どのような判断があつたのかというのはなかなか見えづらいわけであります。今回は明らかに稼働直後から設備の不足感や処理方法の行き詰まり感が大きく、最初から本当に必要な部分に必要な予算措置がなされていたのだろうかという印象があります。

財源に制約があるという部分は理解はしていますけれども、一方で、必要な部分に必要な予算をつけるために財政健全化をやってきているわけですから、予算編成のプロセス面から振り返って、今回の処理計画の行き詰まり、それから後づけでの追加の支出が次々と必要となつてしまった点について、どのような認識をお持ちなのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 当初計画した施設については、処理量に対して十分な能力を有していると判断して構想を立てており、始めから施設、設備等が不十分であるという認識で計画をしているものではないかと存じます。また、施設整備に関する予算につい

ても同様に、不足することなく適正に措置を講じております。

一方、議員御指摘のとおり、これまでリサイクル施設の増設、生ごみ堆肥化施設の増設、そして大空町における委託焼却処理と追加の支出が必要になったことは、性能評価に課題があったものでありますが、埋立処理量減量化のためには必要な措置であったと認識しております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ちょっと今の答弁が判然としないのですけれども、予算としてはきちんとついていた、しかし回してみたら足りなかった、後づけで追加の支出が増えたのは性能評価に課題があったけれども仕方がなかったという答弁ですか。ちょっともう一度最後のくだりのニュアンスをお示してください。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 議員御指摘のとおり、これまでリサイクル措置等々追加の支出が必要となったことは性能評価に課題があったものでありますけれども、埋立処理量減量化のためには必要な措置であったというふうに認識してございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 計画と合わせていくために追加で支出をせざるを得なくなったというニュアンスなのですか、今の説明聞くと。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 予算も計画もそういう形でやってきておりましたけれども、性能評価に課題があったということで、その後の埋立処理減量化のためには必要な措置だったということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 答弁を重ねていただくと、やはり当初の計画が相当無理であったということも浮き彫りになってくるかと思えます。

次に、計画と実態のずれが運用開始後からすぐにはっきりしたにもかかわらず効果的な改善修正が図られなかったという点についてであります。

これはこれまでの議論の中でも、そこは至らない点だったという答弁はありましたが、なぜ放置されてしまったのかです。前段の答弁の中では、様々な改善策を導入すればうまくいくだらうと信じたというニュアンスの説明もありましたけれども、なぜ放置されてしまったのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 施設の改善や修繕が遅れたことにつきましては、ごみの搬入方法や施設の操作方法により埋立量を減量できるものと考えており、早急な施設改良に至りませんでした。もっと踏み込んだ調査、検証が必要だったと認識しております。

なお、生ごみ残渣につきましては、生ごみ堆肥化施設の増設により、令和2年度2,714トンから令和3年度は1,345トンと711トン減少してきており、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 踏み込んだ検討が必要だったけれどもできなかったということです。この点については、私も令和2年の第4回定例会で最終処分場はすごいスピードで埋まっていますよと、次の計画つくらないと間に合いませんよというお話もさせていただきましたが、当時の部長の答弁は、しかるべきときに時期を逸することなくという答弁でした。しかし、状況としては相当時期を逸しつつある中で、時間がないと言いながら次の手を打たなければならない局面に来てしまっているのです、ここは本当に大いに反省をしなければならない部分だというふうに思っています。

次に、危機的状況にある最終処分場の延命に向けた具体的な改善策や手法について伺いをします。

次期計画については、現在の処理手法の構築時の反省を踏まえつつ余裕をもって進めていく必要があります。ですので、今の処分場を1年でも長く使う方法を講じることが重要です。そこで伺いしますが、まずはいわゆる軽微な変更により10%程度の能力変更が可能です、最終処分場は、ここは北海道と協議をして進めていく必要があると考えておりますけれども、このいわゆる10%程度のかさ上げ、能力変更についての考え方を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場の延命についてでございますが、今年度の次期最終処分場の検討業務で、次期処分場を検討するとともに同時に延命化に向けた方策についても検討する内容としてございます。

最終処分場の軽微な変更につきましては、これまで使用していた八坂の最終処分場と同様、処分場のかさ上げなど技術的な検討や覆土量の在り方、運用

方法等も併せて検討を進め、埋立終了の時期に向けた中で北海道と協議をしながら変更申請の手続をしてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 その必要性については認識されているということでした。

あわせて、先ほど来議論させていただいている分別方法です。

さらなる減容化の可能性があるものというのがあります。廃棄物減量化等推進懇話会の議論もあり、年度内、これいきなりやるとまた市民の皆さんに混乱を招きますので、きちんと全体のルールを変更していくという取組が必要だと思いますが、可能な取組について、市民や事業者の皆さんの協力を仰いでいくべきだと考えております。これから述べる各分別種目について、今後の改善の余地についての見解をお伺いします。

まず一つは、生ごみ分別精度、それから製品プラスチックの分別拡大、併せてミックスペーパーの活用による紙類のさらなる再資源化、それから埋立ごみの分別の強化とあとは破碎前の選別の強化、そして粗大ごみのリサイクル、破碎前の選別強化、最後に焼却委託量の拡大、これは大空町以外の選択肢はないのかという部分です。伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今後の改善の方策についてでございますが、一つ目の生ごみについてであります。堆肥化の阻害要因となっている品目の収集・処理方法について早急に検討し実施していきたいと考えております。

2つ目、製品プラスチックにつきましては、国から分別処理方法と施設の改良に関する補助等の情報が入り次第判断をしていく必要があるものと考えてございます。

ミックスペーパーにつきましては、現在の処理事業者と協議し検討が必要と考えてございます。

埋立ごみの分別につきましては、地域に入った説明を実施し、適正化に向けて理解度を高めてまいりたいと考えてございます。

埋立ごみの選別や粗大ごみのリサイクルにつきましては、事業者と協議し、よりよい方向性を探る必要があると考えてございます。

委託焼却の拡大につきましては、受入先との協議が必要になりますが、検討は進める必要があるものと認識しております。変更となる場合は、廃棄物減

量化等推進懇話会の中で議論するなど、市民や事業者の皆さんの意見も必要と考えているところです。市民や事業者の御理解を頂きながら必要な施策は検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 製品プラスチックの分別拡大の部分だけがちょっとまだ見通しが立たないけれども、それ以外は何らかの考えを持っているということは理解をさせていただきました。

次に、最終処分場がそうはいても満量となる期間が迫っています。その場合にごみの処理先がないという事態は避けなければなりません。これまでの答弁では、あと四、五年で満量になるということから、今年度、次の計画に着手しないと間に合わないという部分は市も理解をされていて、事業を進めているということだと思いますが、これまでの答弁を振り返りますと、最終処分場の整備には五、六年かかるという答弁でした。どのような中間処理を今後次の処理方法で選ぶにしても、最終処分場は必要です。私はこの間何度か明治の最終処分場の現地を見させていただいておりますけれども、あと四、五年というのも相当タイトです、厳しいと思われてなりません。まずは、可及的速やかに次期最終処分場の整備に向けた作業を進めるという認識でよろしいですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 次期最終処分場の整備に向けた調査は、今年度実施する次期最終処分場検討事業として既に発注をしているところでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは理解しているのですけれども、残された時間があまりないので、もっと早くやっていく必要があるかと思えます。

この残り四、五年という残余量、これ昨年10月の測量結果です。もう既にそこから1年たとうとしているわけですから、現実的にはあと三、四年。先ほど10%のかさ上げがあるという話もしましたけれども、かさ上げできても半年、よくて1年ですから、残り4年から5年という厳しい状況は大して変わらないと思っています。

そこで今やらなければならないことは、残余量をもう少しリアルタイムで把握できないのかということです。せめて四半期ごとでもいいのですけれども、最終処分場が残りこれぐらいなのだということ

を把握できる仕組みが今後の冷静な議論のためには不可欠だと考えます。最終処分場の残余量の適時適切な把握のための仕組みについての必要性についての認識を伺います。

もし、これは必要ないとするのであれば、残余量の把握にタイムラグがあって適切な対応が取れる理由もお示しいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 最終処分場の残余測量調査についてでございますが、従来より毎年10月に測量をしています。調査回数を増やして把握することはリアルタイムに残余量を把握することができ望ましいのですが、積雪時期の測量は難しいものと考えてございます。

埋立処分量につきましては、搬入従量で把握していますので、ごみの容積率から残余量を推計することも可能と考えており、必要な施策は検討してまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ちょっと手法はどうかですが、考えていくということですね。これ、本当にきちんと残余量をこれぐらいと、今も残り四、五年だと言っていますけれども、それが絶対そうなのかという保証はどこにもないので、気づいたら埋まってしまうということだけは避けなければならないと思えます。

今年の初旬ですね、ごみの広域処理化に向けた見解が網走市から一部示されました。この点についても伺ってまいります。

これまで、速やかに実現可能な分別手法の変更など現処分場の延命、さらに新たな最終処分場の整備に力を尽くすべきだというお話をさせていただきましたけれども、これなぜかと申しますと、今後のごみ処理政策を考える上で、他の市町との広域連携による処理手法の確立という重要な局面をこれから迎えるものの、2月2日の文教民生委員会で示された令和9年までに広域で中間処理施設を持って、令和10年からの稼働させるというスケジュールが、これは極めて難しいスケジュール感なのではないかと、あまりにもタイトすぎるのではないかと問題意識があるからです。

現在の最終処分場の残余年数は昨年から見ても四、五年、あと四、五年と。かさ上げしても半年から1年程度ですから、トータルで5年から5年半しか残余量がない中で、令和10年に向けて7年間で焼却施

設の整備、中間処理に焼却を取った場合ですけれども、の整備や稼働開始というのは、私はあまりにも楽観的な見立てだと思います。そのためにも、さきに述べた次期最終処分場の整備を先行して進めるように重ねて求めるものであります。その上で、周辺自治体との広域連携はしっかりと時間をかけて、周辺地域の住民の皆さん、そして、網走の市民の皆さんとの合意形成を丁寧に図っていくべきであります。

2月2日の文教民生委員会の資料として提示された広域処理に関連する資料には、協議経過として断片的な情報は記載されていましたが、なぜ広域処理に踏み込んでいく方向性を持ったのかというプロセスの不透明さは否めません。周辺自治体も含めた課題を出し合って、解決に向けた議論を積み上げる。そのプロセスをやはりオープンにすべきであるのですが、2月2日に示された資料からはその経過は読み取れず、各自自治体が何に困り、どう解決したいのか、また、どのような順序で広域処理に向けた意向が示されてきたのかも判然としません。根拠が曖昧なまま、取りあえず国の交付金を取るために広域で進めましょうという部分だけが示されているような印象がありまして、そこには違和感を覚えるところであります。

周辺自治体とどのような情報を共有し、どのような困り感を出し合い、どのような順序で広域処理に向けた意向の整理がされたのか。その経過を明確に理解できるような議事録やそれに類する資料は存在しているのでしょうか。また、そういった経過を市民に知っていただくことが、そもそも広域処理の議論の初めの一步になると考えますが、情報開示や共有に対する考え方も併せて伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 広域処理の協議経過につきましては、委員会においても説明させていただいておりますが、現在斜里町、小清水町、美幌町、大空町と1市4町での広域処理に向けた検討を行っております。

各市町では、最終処分場の残余、中間処理施設の経年、能力など様々な問題を抱えており、次期中間処理施設の整備に向けた検討を行っている状況です。

なお、令和3年度は9月補正により広域中間処理施設の検討業務を実施しております。

1市4町による広域について話をしている内容に

つきましては、意思形成過程の途中ということで、条例に基づく開示の要件に該当しておりません。なお、話し合いでの決定事項については、委員会資料でもお示ししたとおり、開示をしております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の答弁ですと、それは今まで出てきている資料を見ればわかることなのですね。本来、広域のこういった廃棄物処理政策を決めていく際というのは、各自治体からの課題を出し合って、それをどういう順番で解決していくべきなのかというものが、見える化されて初めてそれが必要ですねとか必要ではないですね、やったほうがいいですね、やらないほうがいいですねという判断になるのですが、残念ながら今表に出されている資料だけではそれがきちんと理解できないという状況にあります。

あわせて、広域処理に向けた意向の整理のプロセスが見えない中で、大空町、東藻琴で焼却という部分だけが突出してしまっていて、こちらも違和感を覚えるところであります。

2月2日に配られた資料では、第1候補地だという言葉も出てきていますが、そもそも中間処理の手法として焼却を優先的に検討することに対しての合理的判断に資する材料は乏しいと。併せて、建設費として99億円という数字だけが示されただけではありません。

焼却炉の建設予定地第1候補地があるということは、第2候補地、第3候補地があるのかも資料からは読み取れませんでした。なぜ、中間処理の手法があまたある中で焼却だけが優先的に示されているのか。また、第1候補地のみだけが示されたのか。これ極めて、どういう話の進め方がしたいのか私はわからなくなってしまうのですけれども、そのような示し方、さらに言うと、輸送費も含まない建設費だけを示した。なぜこのような示し方をしたのか、理由をお示しいただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 中間処理手法として焼却と第1候補地を示した理由についてであります。現在1市4町の中で効率的な中間処理を実施している自治体は大空町のみであり、その方式が焼却であること。また、現に焼却施設を有しているということから、また、廃棄物を搬入する上で地域的中間地点であることから、第1の候補地として打診したところであります。

また、令和3年度の広域中間処理施設の検討業務では、各市町のごみの量を算定し、施設の規模と概算費用を示したところがございます。なお、移送費につきましては、広域化による基本計画の中で精査していくものとしております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 第2候補地、第3候補地がないのはなぜですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほどもお話をいたしましたけれども、まずは廃棄物を搬入する上で地理的中間地点であることから第1候補地として打診したということがございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 第1候補が載っている理由はわかりました。第2候補と第3候補、さらにそれ以外の選択肢がないのはなぜですかと聞いているのです。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 まずは第1候補地として打診をしたというところがございます。

〔「それはわかっています」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 今、一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時02分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行します。

近藤議員の質問から。

近藤議員。

○近藤憲治議員 先ほど来、何往復かさせていただいているのですけれども、第1候補地しかないのはなぜかという部分なのですね。第2候補はないのかという部分についての御答弁いただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 初めに、先ほどの答弁の発言に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど生ごみ残渣について、生ごみ堆肥化施設増設により令和2年度2,714トンから令和3年度は1,345トン、711トン減少ということをお話をさせていただきましたが、令和2年度の数字が間違っておりまして、令和2年度2,056トンから令和3年度は

1,345トンと711トン減少ということでございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

続きまして、候補地についての御質問でございますけれども、大空町より焼却処理施設を更新する話がありまして、更新に当たっては広域での検討ができないかという相談があり、大空町は効率的な中間処理を実施していることから、大空町を候補地として打診したところでした。第2、第3の候補地はございません。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 つまりそのプロセスで、今御答弁いただいた流れで考えると、大空町からそういう話があったからそこを第1候補地にしました。網走市としては特にそれ以外の選択肢を持ち合わせていないという状況ですね。網走市として、こういうやり方がいいのではないかな、こういう場所がいいのではないかなというのは特に考えずに、言われたまま記載したというニュアンスでいいですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 1市4町の中のお話合いの中で、今お示しをいたしました内容より候補地ということで示させてもらったということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そうなってくると、やはり議論の、または協議のプロセスがわかるようなものがないと、今の答弁をされてもそうなのですかとなかなか理解納得できないのですよね、残念ながら。

あわせて、これは候補地だけではありません。それ以外に焼却という中間処理方法を検討のメニューに載せたという部分についてでも関わってきます。

網走市としては、これまで焼却炉は持てませんという説明を長年してきました。これは大きな方針転換だというふうに考えています。

ごみ処理基本計画の中間見直しでも、中間処理方法の検討が必要であるという指摘は確かに記載されていますが、そこには焼却という具体的な方法は記載されていませんでした。

今やっている生ごみの堆肥化という中間処理方法はほほうまくいっていない、頓挫をしたというニュアンスについては、これまでの答弁で読み取れるのですけれども、生ごみの堆肥化がうまくいかないから、そこから一足飛びで焼却ですというふうに進んだ理由が何なのか判然としません。それ以外にも中間処理の方法がある中で、なぜ焼却なのか。焼却以

外の方法を検討したのかしていないのか、その経過を明らかにされたいと思いますし、検討しなかったのであれば、なぜ検討しなかったのかも併せて明らかにしていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 網走市の廃棄物処理といたしましては、ごみ処理を進めていく上で循環型社会の実現を目指し、目標に取り組むこととし、分別のリデュース・リユース・リサイクルができるよう進めていくこととしております。分別後、汚れていて再資源化できないものなどは埋立処分に回っている状況にあり、埋立てに混ぜて出された資源物などはリサイクルに回すことは難しい状況にあります。

様々なリサイクルをしたとしても、どうしてもリサイクルできずに最終処分される品目につきましては、さらなる中間処理による減容が必要と考えております。

また、生ごみの堆肥化につきましては、そのほかの中間処理を減量するためにも必要な施設と認識しております。

1市4町による広域処理の検討の中では、中間処理として最も多い方式である焼却を例に取り、生ごみに特化せず燃えるごみ、燃えないごみの区分で最大の処理量を基に検討したところでございます。

具体的な処理方法につきましては、広域の協議会を立ち上げた後、基本構想で検討していくことが必要であると考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今の答弁からすると、焼却は例でしかないということなのですね。例でしかないと言いながらも、それ以外の方法を検討したプロセスというのは全くわからないのですよ、残念ながら。さっきの第1候補地と一緒に、広域協議をしましては答弁していますけれども、それがどういうプロセスで協議をされ、どういう優先順位で検討された結果、こういう話になってきているのかというのが全くわからないのです。

なので、今のように答弁されても、そうなのですねとしか受け止めようがないのと、今大事な答弁だったと思います。焼却は一つの例でしかないということなので、これ以外の選択肢も当然これから検討していくということなのですね。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 具体的な方式につきましては、今後広域の協議会を立ち上げた後、基本構想

で検討していくことが必要であると考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 という答弁ができるのであれば、なおさらこの一例として焼却を挙げた理由がますますわからないです。

なぜ焼却なのかという部分が、焼却炉の今後のデメリットについて触れないまま例示されたことにも違和感がございます。

例えば、2030年までに国内の多くのごみ焼却炉が更新期を迎えます。また、カーボンニュートラルの制約もありますし、ウクライナ戦争などによる資機材の高騰も考えると、今後の焼却施設というものは極めて高額なものにならざるを得ません。また、仮に広域にしても人口が約8万人です。その状態で考えますと、焼却炉の費用対効果は10万人からとも言われる中で、今後の人口減少を考えると、ランニングコストも含めた住民負担は高止まりする可能性が極めて高いです。

一方、焼却炉建設となった段階で、これもう、まさに今市民向けの説明会でも意見として出てしまっているのですけれども、焼却炉ができるかもとなった段階で、住民の皆さんからは、分別が面倒なので何でも燃やせる炉を造ってほしいという声も強まってしまう。その結果として、高価な焼却炉を持たざるを得なくなったという問題を他の地域から伺いました。焼却ありきで先行した結果の極端な住民意思の発露だと感じていますけれども、現在の検討や協議の進め方ではそうなってしまうのではないかと強い懸念を持っています。

焼却炉を持つことによるデメリットや将来負担も含めて、住民の皆さんに冷静に判断いただく材料を提示する必要があるのですが、これまでに出示されている資料からは、何となく広域、何となく焼却というニュアンスにしか見えません。一旦、焼却という、これさっき一例でしかないということだったので、ここで行くということではないと思いますが、やはり広域で議論する上でもフラットでオープンな協議を求めたいと思います。その上で、焼却という中間処理方法を各自治体の住民が選び取るのであればまだわかりますが、現状の根拠のない何となくの方向づけというのは危険ですから避けるべきであると考えます。広域での議論に向けた当市の姿勢にも関わりますが、その点、明らかにされたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 広域での中間処理の手法につきましては、現状において減容効果が最も高いとされる焼却処理を想定した事前調査を実施したところであります。

今後、広域の検討を進めていく際には、広域化の基本構想、広域によるごみ処理基本計画といった内容について、施設の在り方も含めて精査していく必要があります。

中間処理の手法につきましては、各自治体が協議して検討すべき内容と考えております。また、地域の人口減少、ごみ処理量の減少、働き手の確保の問題もあることから、ごみ処理の広域による中間処理の議論、検討は避けて通れないものと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 先ほどの答弁との整合性で伺いたいのですが、焼却は一例なのですよね。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほどもお答えしましたけれども、広域の協議会を立ち上げた後、基本構想で検討していくことが必要というふうに考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 つまり、現段階では何も決まっていないということではよろしかったですか。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今後検討してまいりますということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 あわせて、網走市としての広域の協議に臨む際の姿勢です。

処理方法について、今後広域のテーブルでは議論する必要があると思うのですけれども、網走市として今後どういうごみ処理方法が望ましいのかというものをきちんと持たないと、その議論というのはなかなか深まっていけないと思います。

現状、生ごみの堆肥化もうまくいっていない、そして設定した分別ルールも、市民の皆さんには御協力いただいているけれども、つくった計画には合わないという状況がある中で、やはり網走市として本来当市にとってはどういうごみ処理方法が望ましいのかというのを日常的に考えてくる必要があったと思います。それがなくて、広域の協議も始まった、最終処分場も埋まりそうだ、大変だ、どうしよう

いうところで付け焼き刃的に次の方法を考えても、それは残念ながらうまくいかないと感じています。

そういう点では、今の処理方法がうまくいっていないという事実に基づいて、日常的な改善も含めて、網走としての処理方針を考え続けていくことが、反省も含めて必要だったなと思うのですけれども、原課の認識はどうか、そこは。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 ごみ処理の方式についてであります。現在はコロナ禍に伴うマスクごみや衛生ごみの処理、人口減少時代の中であって、持ち家の処理、さらには住み替えに伴う粗大ごみの増加などが予想されます。罹災など不測の事態に伴って発生するごみの処理についても考えていく必要があります。これらの対応につきましては、さらなる中間処理は考えていく必要があるものと認識しております。

懇話会の議論や早急な改善に対応していくなど、市民の皆様の御理解を頂きながら、必要な施策を検討してまいります。

また、当市の処理方針を考えていく上では、日常生活を進むべき持続可能な社会と照らし合わせた上で必要な方針を検討してまいります。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは今後どうするかという部分なのですけれども、これからの視点については今部長が答弁された部分で、半分は理解するのですけれども、半分はやはり今うまくいっていない現行の処理方法に対しての検証と反省に基づいて次はつくられるべきなのですね。それは、この間の委員会の中でもこれから検証と反省を示すと、6月末までに出すという話だったので、出されてからまた議論をしたいと思うのですけれども、検証と反省があって次の手法が考えられるという認識をお持ちかどうか確認させていただきたいと思えます。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほど申しましたけれども、検証につきましては6月、今月中に提出をさせていただくということでございます。

〔「それがどうつながるのですか」と呼ぶ者あり〕

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 改めて伺いますけれども、網走市の今後のごみ処理方法を考える上で、常日頃から現状をきちんと捉えて考え続けなければならなかった

ですねという話と、併せて今やっている方法がうまくいってないわけですから、そこはきちんと検証と反省をして、それを基に次の方法を考える、きちんとつながっているという認識でいいですかという問いです。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほど申しましたけれども、検証につきましてはしっかりと検証をしてまいりたいと考えております。その中で、広域ですとか、次の処理場、今審議会でも行っておりますけれども、ごみ処理の在り方等々につきまして併せて検証をしていくということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ちょっと日本語のニュアンスなのでちょっと判然としないのですが、でもここは大事なところだと思っています。幾ら検証して反省をしても、それは検証してしまえばもうそれでオーケー、次は関係ないよではないと思っています。もう本当に大変な行き詰まりを僕は網走のごみの処理方式に持ってしまったと思っていますから、この検証と反省はきちんと次に生かすという視点が必要だと思うのです。そこはつながっているのですよね。次の処理計画をつくる際には、この検証と反省を基にしてつくっていくというニュアンスで理解していいですかというのを何度も伺っています。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 検証いたしまして問題等については是正をしていき、その方向で次につなげていくということでございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは理解をさせていただきました。

最後に、ごみ処理政策及びそれ以外の政策決定のプロセスにも関わってくるのですけれども、少し考え直さなければならないのではないかと指摘です。

今、廃棄物減量等推進懇話会が設置をされて議論も進められていますが、当初から、懇話会の中でも、「このような大事な判断を市民レベルでしているのか」とか、「ここまで行き詰っている手法を修正して新しい方法を考えるのであれば、専門家による審議会ですらやってほしい」というような声も出ています。取りあえず市民の声は聞きましたよというように懇話会の開き方、市が持っている考えを補完する場として、仮にこのような懇話会を利用するので

あれば、それはやり方としていかなものかと思えますし、参加していただいている皆さんにもちょっと誤った認識を持たせてしまうのではないかと懸念があります。

現在進んでいる懇話会の議論、市としては、この懇話会を設置という方法を選んだ理由ももう当然お持ちだと思いますけれども、これまで2回開かれていますけれども、議論をどのように評価しているのか伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 網走市廃棄物減量化等推進懇話会についてであります。ごみ減量等の推進を図るため、市長の私的諮問機関として設置されております。これまでも、各種団体からの推薦された方、そして公募の一般市民の方を委員に委嘱し、ごみの出し方、分け方、処理方法について議論を重ねてまいりました。

令和元年度の懇話会では、さらなる分別協力率の向上、そして中間処理方法の検討によるゼロエミッションを基軸としたごみ処理が答申をされております。

今回の懇話会では、現状のごみ処理方式の検証を含め、現在のごみ処理で課題となっている点について様々な観点から議論を重ね、委員の皆様の意見を伺った上で、次期のごみ処理方式について検討してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 これまでの懇話会、過去をひもといても、これは予算委員会の場合でも議論させていただきましたが、答えはこれしかないのですという方式で誘導する結論一択型の政策構築が間違っただけにつながってしまうというのは、今の処理方法の行き詰まりからすると、私は明白だと思います。様々な可能性を時間をかけてじっくりと判断していただく、各委員の納得とともに進むように、また、フラットな政策構築の場として、懇話会のような市民意思の集約の場が機能するように、プロセスをいま一度見直す必要があると思います。

過去を振り返りますと、総合計画の策定や新庁舎建設時にも、それぞれ市民の声を聞くといって様々な会議体を置かれましたが、市民の方からは「市は意見を聞く気があるのですか」とか、「意見を聞く気がないのだったら最初から市が勝手にやればいいのか」というような疑問やお怒りの声も伺いました。

このままこのやり方を放置してしまいますと、残念ながら市民と行政との間には分断が起きかねないという心配をしています。政策に対する市民意思の集約や反映の在り方をきちんと見直す時期に来ていると思いますが認識を伺います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在のごみ処理方式につきましても、網走市廃棄物減量化等推進懇話会の中で議論し、焼却による中間処理を持たずに徹底した分別によるごみ処理をしていくといったところを議論した中で築き上げられたものと認識しております。

今後新たな処理手法を検討するに際しましても、様々な観点から議論を重ね、課題を共有し、議論を深めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ちょっと今私が指摘させていただいた問題意識に対しての答え、これからきちんと聞くようにします、それはもう原則論なのですから、現状やっていることに対してこういう懸念がありますよという指摘をさせていただいたのですね。その懸念は杞憂でしかないという答弁ですか。それとも、そういう懸念を受け止めるのでこうなのだという答弁なのか、ちょっと今聞いていてもわからなかったのですけれども。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 市民の皆さんの声を各計画や施策に反映するため、これまでアンケートやパブリックコメント、ワークショップ、意見交換、協議会などの様々な形、手法を用いて民意の反映に努めてきたところでございます。

計画の策定に当たりましては、現状の課題を正しく理解、認識していただくために、アンケートの結果なども含めた客観的なデータの提供や専門的な見地からの助言などにより、課題を共有する中で議論を深めていただくことが大切であり、市としての案をお示しする中で、これをたたき台としてその是非も含め多様な意見が行き交い、建設的な議論となり、合意形成を図っていくことが必要だと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 今、原則的な考え方は伺いましたけれども、そのような運用をしなければならぬという認識をお持ちだということではなかったですか。

○井戸達也議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 手法ではなく、こうした進行なり運営が必要だという認識でございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 ごみ処理政策全般について伺わせていただきました。

これちょっと本当に問題が多岐にわたっていると私は感じています。もしお伺いできるのであれば、最後に市長にもお伺いをしたいのですが、今市民向けの説明会が開かれています、市の主催で。私も毎回参加をさせていただいていますが、こういった意見が必ず出ます。真面目に分別に協力をしていただいている方が参加をされているわけですから、当然最終処分場がこのスピードで埋まっていることにショックを受けます。なぜこうなっているのだということでお怒りになる方、またあきれられる方、様々いらっしゃいますが、このような感情が市民の間にある中で、次の方法をこうしますと、また協力してくださいといってもなかなかそのハードルは高いなど、素朴に感じているところです。やはり今の処理方法の至らなかった点や足りなかった点、それから計画自体にも問題があった点というのはきちんと把握をして認めて、その上で次はこのような形できちんとやるので改めて市民の皆さんに協力を呼びかけるという手順をしっかり踏んでいただきたいし、そうすれば次の方法、仮に今様々な方法がこれからいろいろなテーブルで議論されていくかと思いますが、何が選び取られてもうまくいくのではないのかなというふうに思っています。ですので、まず現状について、市民の皆さんにきちんと伝え、そしてその思いを受け止めた上で次の方法に進んでいくという、極めて原則的といいますかシンプルな思いを持って進んでいただきたいと思うのですけれども、市長いかがでしょうか。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 現在、明治地区で稼働しています廃棄物処理施設は皆様も御承知のとおり、持続可能な社会、循環型社会の構築という大きなテーマがあり、リサイクルの推進、環境負荷の低減という中でいかに埋立ごみを減容していくのが課された課題でございました。特に、中間処理施設の建設につきましては、一番減容力の大きい焼却施設の設置について、当時検討もいたしました。遡ると30年ほど前から焼却施設によるダイオキシンという有害物質の発生があり、それが問題となり、調査・研究がこれまで進められておりました。その結果、高温に

より連続して焼却炉を稼働することにより、ダイオキシンの発生が抑え込めるというのがあります。間欠運転では駄目ですということでございます。連続した稼働のためには多くのごみを集める必要があります、当時網走市の規模ではごみが足りない状況でございました。

一方、分解処理技術の導入という方法もございましたが、設備装置には相当の費用もかかり、網走市の財政力を考えますと、中間処理の設置は導入できなかったわけでございます。そういう中であって、これまで述べてきましたように、課せられた課題に向けてどのような廃棄物処理が望ましいかということを考えてきて、徹底した分別や生ごみの堆肥化、どうしても資源化、リサイクルできないものは埋立処分をするということとしたところでございます。

しかし、埋立処分量が計画と比して多くのごみが埋立てになっているという現状があり、それは生ごみの残渣数量の把握の仕方、袋を破る破袋機の性能評価に課題があったというふうに思っております。また、埋立ごみに資源化できるものも1,500トンほども含まれているという点については、分別に対する理解度向上に向けてのより一層の説明を重ねる必要があったというふうに思っております。

図らずも、市民の皆さんが排出されるごみの処理ができなくなるという事態は避けなければならないと考えております。今後、最終処分場の延命策、次期処分場の計画に当たりましたが、迅速に検討を進めてまいりたいと考えております。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 副市長に御答弁いただきましたが、今後の方向性はそれでいいと思いますが、その前提として今の処理方法がうまくいっていないのが、いいですか、今うまくいっていないのが、そもそも計画の見立てが甘かったこと、これは市民向け説明会で言っていますよね、甘かったこと。それから、計画とずれたけれどもすぐに修正しなかったこと、これについてもこの間の答弁で認めていますよね。そういった至らない点もあったからうまくいってないのです、だからこそ、そこは反省点として次はきちんとやります、なので御協力お願いしますという順番で話していかないと、何か何も至らなかった点はない、きちんとやっていたのだけれども埋立ってしまったという他人事で済ませるような話で私はないと思うのですけれども、今の副市長の答弁だと、市として至らない部分があったという部分は何

も伝わらなくて、何か勝手に埋まってしまったみたいなニュアンスに聞こえるのですけれども、そこはいかがですか。

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 反省とか検証をどこで捉えるかということなのですけれども、現実に私ども処理方式を計画をして、明治に新しい処分場を建設してまいりましたけれども、結果的に埋立処分量が増えているという部分を検証しましたら、そこはやはり先ほど申し上げましたけれども、生ごみの残渣数量の把握の仕方、それから分別の理解度が足りず進んでいないという部分は私ども反省すべき点であるというふうには考えてございます。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 そこは事象をどう捉えるかという部分だと思いますけれども、私は今の答弁はかなりちょっと理解に苦しむ部分もあります。

市民の皆さんは、私は真面目に分別に協力してくれている方が大半だというふうに思っていますので、分別の理解を、分別の理解をという以前に、そもそも計画自体に無理があったという部分は認めるべきだと思いますけれども、改めて伺いますけれどもいかがですか。

[発言する者あり]

○井戸達也議長 副市長。

○後藤利博副市長 計画といえますか、先ほども言いましたけれども、どこで捉えるかということなのですけれども、選択をした処理方式は過去の背景も御説明させていただきましたけれども、そこは間違いはなかったというふうに考えてございます。

[「そうして」と呼ぶ者あり]

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 時間がないので明確に御答弁いただきたいのですが、計画自体にそごがあったというのは市民向け説明会で原課は言っていますよ。見立てが甘かったと。なぜ市民向け説明会では言えるのに、議場では言えないのですか。

[発言する者あり]

性能評価に問題があったというのも認める点は多いと思いますけれども、計画そのものにも無理があった。

[「休憩、答弁調整」と呼ぶ者あり]

○井戸達也議長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 35 分 休憩

午後 1 時 39 分 再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

副市長。

○後藤利博副市長 現実、計画どおりの数量にはなっていないという結果は現実を受け入れたいと思います。

○井戸達也議長 近藤議員。

○近藤憲治議員 計画との乖離というのはもうこの間既に様々な場面で議論をさせていただいているので、そこは理解はしています。問題はなぜそのようなできない計画、乖離するような計画がつけられてしまったのかということにも焦点が向いていると思いますし、市民向けの説明会でも市民の方から、なぜこのようなずさんな計画がつけられてしまったのか原因を明らかにしてほしいという意見も出ていました。ですので、ここは今市でやっている検証という作業の中にもしかすると書き込まれるのかもしれませんが、そこに書き込まれないのであれば、また別の場所で議論をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○井戸達也議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩とします。

午後 1 時 40 分 休憩

午後 1 時 50 分 再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

一般質問を続行します。

松浦敏司議員。

松浦議員。

○松浦敏司議員 一登壇一 日本共産党議員団の松浦敏司でございます。

通告に従って質問を行います。

初めに、物価高騰への対応についてであります。

日本経済は半世紀ぶりの円安に襲われております。輸入物価が高騰し、輸入に依存した食料品・日用品・ガソリンなど、生活必需品の値上がり相次いでおります。

主要国の中で長期的な経済停滞が続く日本、物価高にも直撃されております。その上、物価が上がっているのに労働者の賃金は相変わらず上がらない。賃金水準はOECD平均を下回り、隣の韓国にも追い越されました。生活が苦しくなり、生活費に占める食費の割合が40年前に戻ってしまっていると言われております。

他方で、大企業・投資家・富裕層の富は増大し続

けております。大企業の利益剰余金は毎年増え続け、2020年度には466兆円もの内部留保がある状況であります。投資家も同様に国内の株式配当金で毎年30兆円前後、海外投資からも20兆円前後の利子・配当金を受け取っている、こういう状況で、純金融資産1億円以上を持つ富裕層世帯は、333兆円の純金融資産を保有しております。しかし、全世帯の3割は、そもそも金融資産を持っていないというのが現状です。

昔、「1億総中流社会」というふうに言われた時期がありましたが、今や「貧困・格差社会」に転落したことになります。なぜ、このような事態になったのかという観点から何点か質問をしていきたいというふうに思います。

急激な物価高騰による市民影響についてであります。アベノミクスが継承され9年が経過しました。そこで何が起きたか。第一に、日本経済は2012年には世界経済の8.3%を占めておりましたが、2021年度には5.3%にまで低下しました。成長戦略どころか「衰退戦略」だったことになってしまいます。日銀の黒田総裁が6月6日の講演の中で、「家計の値上げ許容度が高まっている」「日本の家計が値上げを受け入れている」と発言し、国民から総反発、厳しい批判を受けました。8日に発言を撤回しましたが、これは単なる失言だと私は思っていません。本音が出たというふうに思っています。国民の生活実態を知らない、実に恥ずかしい発言だと私は強く感じています。SNSの中で、「値上げを受け入れているのではなく、受け入れざるを得ないのだ」「物価が高くて買わなければ生きていけないのだ」と、こういう怒りの声です。黒田日銀総裁の発言は、物価高騰で国民が苦しんでいても、物価上昇を目指すというアベノミクスの本末転倒の考えであります。

岸田政権は、7日に閣議決定した骨太の方針で、アベノミクスの3本の矢、この枠組みを堅持するというふうに明記しました。日銀に対して、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現するよう迫りました。これは、物価上昇を目指す金融政策の堅持を明確にしたこととなります。そこで、何点か伺います。

網走市は、比較的公務員の多いまちと言われておりますが、公務員の賃金も上がらない状況、民間の賃金は下げられたまま、多くの市民は苦しい暮らしが続いております。また、働き手が足りないと言わ

れているのに、非正規労働者が増えている状況も問題があります。加えて、少子高齢化が続く中で、年金生活者が増え続けている状況、4月から0.4%の年金が引き下げられております。つまり、この6月15日の支給の年金から0.4%減額されております。私も念のために通帳を見てみたら、確かに0.4引かれておりました。ですから、こういった中で、市民は大変な物価高騰という点では影響を受けているというふうに思います。そこで、市の認識について、この市民の状況をどのように認識しているのか、対応について伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 物価高騰による市民生活への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和されつつありますが、感染症の影響を受けた企業や、そこで働く人々など、市民生活や経済活動への影響が今なお続いている中、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、原油や穀物等の国際価格は高い水準で推移し、市民生活やあらゆる産業へさらに影響を及ぼしております。

このような状況の中、市では、コロナ禍において、物価高騰や原油高騰などに直面する市民の生活支援及び負担軽減並びに地域経済の落ち込みに対する事業者への消費喚起を図るため、本年5月20日の第4回臨時会で議決を頂きましたプレミアム付商品券を7月1日から販売することとして、現在準備を進めているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 取りあえずわかりました。

次に、より具体的な問題で質問していきたいと思っております。

肥料の高騰による農業への影響と対策についてであります。

農業も大変な事態になっております。日本農業新聞や道新でも報道されておりますが、全国農業協同組合連合会（JA全農）は、地方組織に6月から10月に販売する肥料について、前期、つまり昨年11月から今年5月に比べ最大94%値上げすると発表しました。主要品目平均で191.9%の値上げがされるというふうになっているようです。理由として、ロシアによるウクライナ侵略などが影響したというふうに言われております。また、原油高騰に伴う肥料原料価格や輸送費の値上がり、円安の進行も価格を押し上げている要因だと言われております。

客観的に見て、肥料が2倍近い値上がりをすれば、農業経営が成り立たないことは火を見るより明らかであります。JA全農がなぜこのような形で発表するようになったのか理由は私にはわかりませんが、農業へのショックは大変大きいものだというふうに思います。昨日の立崎議員の質問もありましたけれども、この間、燃油高騰でも経費がかさんで所得が減少することが続いている下で、今回の肥料の約2倍という値上げというのはあまりにも大きな打撃になるものと考えます。市はこの状況をどのように認識しているか、今後の対応についても伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 肥料高騰による農業への影響についての市の認識と対応についてであります。肥料価格につきましてはアメリカやブラジルなどのバイオ燃料仕向けの資源作物の作付の増大や中国が自国向け肥料を優先し輸出規制を行ったことにより、肥料全般の需要の増加から価格が上昇しております。さらに、原油や原料価格の高騰、輸送コストの上昇、そしてロシアのウクライナ侵攻による肥料の原料産出国からの輸出停滞、また大幅な円安など様々な要因によりまして、肥料価格は高騰して農業者の経営に大きな影響を与えているというふうに認識をしております。

肥料の供給と価格の安定対策につきましては、基本的に国が進めていく課題であると考えておりますが、本市としても安全・安心な農作物生産事業によりまして、環境負荷の低減と併せ土壌分析による適正施肥による減肥の推進、さらにスマート農業を実践する一つとして産地パワーアップ事業を活用し、自動操舵や可変施肥対応機械の導入によりまして、化学肥料の低減に向けた取組も進めております。そして、今後も堆肥の活用など農業の基本となる土づくり、地力アップなどを実践していくことにより、化学肥料の依存度を減らしていく取組をこれからも進めていくということが必要であるというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 基本的にはわかりました。

次に移りますけれども、第1次オイルショックと第2次オイルショックの経験をしている方も多くいるかと思っておりますけれども、今回の物価上昇は記録的で異常な値上がりだというふうに思いますし、そのときを私は思い出しました。

6月1日、ホクレンは2022肥料年度、6月から翌来年の5月について、肥料価格を21肥料年度比で平均78.5%値上げするというふうに発表しました。肥料メーカーとの交渉や61億円の独自の資金を活用して大幅な上昇を圧縮したというふうに言っております。しかし、急騰した08肥料年度価格の上げ幅をも上回っているのも現実であります。肥料価格の値上げの原因は、新聞報道によると、先ほど来言われているように、ロシアのウクライナへの侵略、原油の高騰、それに伴う肥料原料価格の輸送費の値上がり、円安の進行と、こんなふうに言われております。

日本は、肥料の多くは海外からの輸入に頼っているのが現実であります。このような事態に対して、国の基幹産業だと私は思っていますが、日本の国は果たしてどうかという点は私は疑問に思っていますが、農業をしっかり守る姿勢というのが私は必要だと思います。この異常な事態に対して、国として財政支援をすべきというふうに思いますが、どのような対応をしようとしているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 肥料高騰に対する国の対応についてであります。国としましても本年度100億円の予備費を活用しまして、肥料輸入国の多元化により安定供給を図るため、化学肥料原料調達支援緊急対策事業を実施しまして、これにより対応しているところでもあるというふうに報道でも聞いております。

また、中長期的にはみどりの食料システム戦略を策定し、国内未利用汚泥の活用によりまして、堆肥の有効活用や化学肥料の低減を促進することとしておりまして、新たに2030年を中間目標として化学肥料の使用量を2割、化学農薬の使用量を1割削減する取組を進めることとしております。

国におきましては、今回の化学肥料の大幅な値上げを受けて、農家支援策について現在検討しているというふうにも聞いておりますので、今後の動向については注視をしていきたいというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 国会も今閉じてしまっていますから、私は注視していきたいというふうに思いますが、これまでの経験からしますと、燃料価格というのは以前の価格に戻ることはまずないのだろうと

いうふうに思います。肥料原価、原料価格についても同様に以前の価格には戻るといふにはなかなかならないだろうなというふうに思わざるを得ません。

それでは、農作物の価格に転嫁できるかといえ、これもまたそんな簡単ではないと。つまり国の責任で農業を守ることがやはり重要だといふふうに思います。食料自給率を前政権あたりから50%に引き上げるのだというようにことを言っておりましたけれども、それからすると、しかるべき支援をするというのが当然でありますし、そのことをしなければ農業経営そのものが成り立たないと、こんなふうに思います。そのことをやっぱり国の責任といふのを求めていくべきだといふふうに思います。見解を伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 肥料高騰に対する支援について国に求めるべきだというお話でございますが、国の対策につきましては、先ほども申し上げましたが、注視をしていく考えであるということであり、政府では昨日、物価・賃金・生活総合対策本部の初会合を開きまして、農産品の生産コストを1割削減するための支援金創設の方針が出されたところでもあります。内容的には、グリーン農業の推進と肥料高騰への対応を組み合わせた制度だといふふうにも聞いております。市としましては、この政策の内容、そしてこの地域でこの高騰対策への効果などについて、強い関心を持ちながら、その動向には注視していきたいといふふうにも考えておまして、必要であれば市長会、オホーツク圏活性化期成会を通じまして、要望についても検討していきたいといふふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 私も69年生きてきておりますが、私の強い思いというのは、私の子供の頃は自給率70%でした。農家もたくさんありました。しかし、今はもう見る影もない。私が生まれ育ったところを見る影もないぐらい農家戸数が減って、数戸しかもう残っていないといふようなところもあります。

いずれにしても、農業というのはなぜか大企業、輸出産業の、何と申しますかね、犠牲になっていると私なんか感じておまして、これ以上農業者を減らすといふようなことはしてはならないといふふうに強く思っているところです。そういう意味では、国がしっかり農業を守るための政策を取る必要がある

といふふうに思います。

次に移ります。

次に、中小・零細企業、飲食業等への影響と対応についてであります。

新型コロナ感染拡大が続いてきた中で、中小・零細企業、飲食業の経営は言いようのないほど厳しい経営が余儀なくされております。

この間、事業をやめずにあるのは、蔓延防止の休業支援金や国の月次支援金などで何とかやりくりしているのが実情だといふふうに私は聞いている範囲では感じております。それで、しかし、ガソリン・灯油の価格が高止まりしている状況で経営をさらに圧迫しているといふふうに言われています。

そんな中で、物価の高騰が続いていて、今年になってからさらに物価が上がり、4月から食料品・日用品・ガソリン・灯油・電気料など値上げが続いております。第2次オイルショックの影響で高騰していた1981年1月以来、41年2か月ぶりの記録的な上昇となっております。6月からは食品主要105社が今年中に値上げ、または予定している商品は1万789品目。そのうち、既に値上げしたのは6,285品目で、この先少なくとも4,504品目の値上げが予定されております。7月はパン、サバ缶の値上げ、8月はカレーのルー、10月はビールや清涼飲料水の値上げが予定されていると言われています。

建設業の資材高騰をはじめ、中小・零細企業、飲食業への影響は大きく経営が大変だといふふうに聞いております。市はこの状況をどのように認識しているのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 中小・零細企業、飲食業等への影響についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油をはじめ日常生活に欠かせない食料品や流通、建設資材など、様々な分野で物価高騰が続いているほか、今後値上げとなる品目がさらに拡大する見通しになっているなど、物価高騰は市民生活やあらゆる事業所に大きな影響を与えていると認識しております。

本来であれば、販売価格への転嫁を進めるべきと考えるところですが、実情との乖離が企業や個人事業者の経営に影響があるものと考えます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 問題は、それぞれの業界の事業者が価格に値上げできる業種とできない業種といふのがあるといふふうに私は思っています。

値上げができない事業者は結局赤字になり、倒産、廃業という事態に追い込まれる。そうならないようにするためには、当面のつなぎの資金というのが必要になるのだろうというふうに私は思います。

コロナのときは融資の条件を緩和した資金というのがありました。その資金が使えるかどうかは現時点で私は把握しておりませんが、政府系の金融機関をはじめ、地方の金融機関による融資の条件を緩和した資金が必要になるのではないかと私は考えますが見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 資金繰りのお尋ねでございますが、国では本年4月26日に決定した原油価格物価高騰等総合緊急対策において、中小・小規模事業者等に対する資金繰り支援に万全を期すため、セーフティーネット貸付のさらなる金利引下げや政府系金融機関による実質無利子・無担保融資、いわゆるゼロゼロ融資の9月末までの延長等も盛り込み、5月11日付で官民の金融機関等に対し、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するなど、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底することなどを要請したところでございます。

また、市内金融機関においても、資金繰りについては借換えや貸付条件変更など、柔軟に相談に応じると伺っている状況でございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ぜひ網走市にとっても中小・零細業というのは大事なものですから、倒産するようなことがないような、地元の金融機関などでもそういう様々な取組を考えているようですから。ただ、なかなか簡単ではないのですね、融資を受けるというのは、いろいろな条件がありますから。ぜひ融資されるように注視していきたいというふうに思います。

次に移ります。

次に、低所得世帯への対応についてです。

労働者の賃金が上がらない、最低賃金は889円で、非正規の労働者が多い状況にあります。これでは食べていくことができない状況にあります。

また、年金生活者は、マクロスライド制のため年金は毎年のように引き下げられているということで、今年10月からは、年金が年間200万円、月額にすると16万6,666円を超えると、医療費の窓口負担が2倍に引き上がることとなります。

前段でも質問をしておりますが、食料品・日用

品・ガソリン・灯油・電気代など値上がりがあります。これまでも大変であったけれども、さらに可処分所得が減るため生活が厳しくなっているというふうに私は思っています。市としてのこの現状認識と今後の対応について伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 低所得世帯への現状認識と今後の対応についてであります。昨今の国際情勢等を背景といたしまして、原油をはじめ日常生活に欠かせない食料品など様々な分野で物価高騰が続いております。当市における5月の灯油・ガソリン価格につきましては、前年同期との比較で20円以上の上昇となり、さらには食料品等の生活必需品の価格が高騰しているため、コロナ禍による影響に加え、物価高騰が少なからず市民生活に影響を与えていると認識をしているところでございます。

このような状況を踏まえまして、市としてコロナ禍における原油価格や物価高騰の負担軽減を図るため、所得の少ない世帯にプレミアム付商品券を交付する住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援事業を実施することとし、7月の交付開始に向けた事務を進めているところでございます。

また、これまでに住民税非課税世帯等臨時特別給付金をはじめ、生活困窮者自立支援金や住宅確保給付金の支給など、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が講じられ、市としても取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、物価の推移や生活に及ぼす影響、さらには国による支援策の動向を注視しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 この間の住民税非課税世帯への支援というのは評価するものだと私は思います。

特に問題なのは、賃金が下がったままで上がる見通しが立っていないということが問題だというふうに思います。この物価高騰は一時的なものではないというふうに思います。そして、下がる要素もなかなか見つからないということで、生活必需品は年内は続くというふうに言われていますから、答弁では必要に応じて対応していくということでありまして、そこに期待をしたいというふうに思いますが、なかなかこれからもこの物価が下がる要素がないという点ではしっかりとその点を見て、今後の対応にしていってほしいというふうに思います。

次に移ります。

インボイス制度についてです。

2023年10月からインボイス制度がスタートします。既に受付は始まっていると聞いています。今年になってからインボイス制度の対象範囲が明らかになる中で、関係する団体などで不安の声が上がっております。

消費税の納税方式とインボイス制度について、まず伺っていきたくと思いますが、インボイス制度そのものはどういうものかといえば、取引内容や消費税率・消費税額などを記載した請求書・領収書を発行し保存しておく制度であります。別名「適格請求書等保存方式」とも呼ばれております。税務署から割り振られた登録番号の記載が必要となります。インボイス制度が導入されると、免税事業者（年間売上が1,000万円以下）は、一つに免税事業者のまま事業を続ける、二つに、インボイス登録をして課税事業者になるのいずれかの選択が迫られるというふうに言われています。

市は、このインボイス制度によって市内の事業者にどのような影響が出るというふうに考えているのか、認識について伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 インボイス制度導入による市内事業者への影響についてですが、インボイス制度導入後、6年間の経過措置はありますが、これまで免税事業者だった方は免税事業者を続けるか、インボイス登録をして課税事業者になるか選択しなければならぬため、免税事業者が最も影響を受けられるものと思われま。課税事業者の場合、免税事業者の取引は仕入税額控除ができないため、利益率や資金繰りに影響が出るのが懸念されると考えます。そのため、免税事業者が引き続き免税事業者のままの場合、課税事業者から取引を敬遠されるおそれがあり、売上げが減少する可能性が考えられます。また、免税事業者が課税事業者になる場合、経理事務などの業務負荷やコストが増えることも想定されるところであります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 私、多分2年ぐらい前だと思うのですが、質問でこのインボイスの問題を取り上げたことがあります。その時点の頃はまだそれほどまで広範囲に広がる、対象となる業者が広がるというふうな認識はあまりありませんでしたけれども、やはり今年になっていよいよ具体的になつてく

ると、様々なところにその影響が出るということがわかってまいりました。

この制度というのは、消費税法でいう年間1,000万円以下の免税事業者、フリーランスもそうですけれども、そういった人たちに対して課税を課すというような制度だというふうに認識する必要があると思います。

そこで、次に、シルバー人材センターへの影響について伺いたくと思いますが、網走市のシルバー人材センターの会員数というのは、令和3年度末で285人と聞いております。以前は300人を超えていたこともあったけれども、近年は雇用の延長や定年延長で減少しているとも聞いております。シルバー人材センターの会員が登録し働く目的について、当初の状況と現在では目的が大きく変化しているのではないかというふうに私は思うのですが、その点見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 シルバー人材センターの変化についてですが、まず会員数の状況ですけれども、令和2年度までは300人以上を維持しておりましたが、令和3年度末は285人でした。入会と退会の状況ですが、退会される方は体調不良や高齢によるもののほか、家庭の事情、ほかへの就職など様々ですが、毎年ほぼ同程度の人数が退会されていると伺っております。入会につきましては、様々な要因はあると思いますが、減少をしており、基本的には60歳になられる方の自然減と民間企業の定年延長による雇用の延長や人口減による人手不足に伴う雇用機会の増加により、他の職場で働く人が増えていることなどが要因と考えております。

シルバー人材センターは設立以来、高齢者の希望に応じ臨時的で短期的な業務や軽微な業務に関して、就業の機会を確保し、希望する高齢者層に対して提供することによって、その就業を援助し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることによって、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、この目的は現在も変わることなく全国共通のものとなっており、近年になって入会される方の目的が大きく変わってきている認識はない状況でございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 大きく変わってはいないということですが、私のあくまでも印象ですけれども、このシルバー人材センターができた当初はまだ

定年が60でありましたし、自由になった身で趣味や特技を生かして、ボランティア精神で少しでもお役に立てたい、健康のためにもというような言い方で一定の余裕というのを感じられるような環境ではなかったかなというふうに思っています。

現在は、年金は毎年のように下がってきているという状況やガソリンをはじめとする生活必需品の値上がりというのも続いて、生活には以前からすると余裕、ゆとりがなくなってきている、こういう環境の変化があるのだというふうに思っています。その意味では、少しでも収入を増やしたいというふうに思っている会員さんもいるのではないかと推察するところです。

次に質問移りますが、現在、市の関連施設でのシルバー人材センターからの請負業務は、どれぐらいの業種で何名働いているのか。また、会員で最高収入の方でどれぐらいあるのか、平均的な収入はどれぐらいなのか伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 市の関連施設の雇用等の状況についてですが、シルバー人材センターの会員が行っている業務は請負となっており、会員それぞれが事業主として業務を請け負っているため、雇用関係がなく、そのため会員の業務終了は終業と呼び、受け取る対価は賃金ではなく配分金となっております。

シルバーの就労には会員ができる限り等しく社会参加できるよう制限が設けられているため、一つの職に対して複数人でローテーション体制を取るなどの方法で請け負っているため、一つの職場に3人とした場合も3人が同時に就業しているのではなく、1日の中で午前、午後とか、週2日ずつの交代とか、1週間ごとの交代というような体制となっております。

市からは、施設の清掃や管理、草刈りなど、36業務を発注しており、就業しているシルバーの会員の実人員は92人と聞いております。

また、シルバーの会員全体の平均収入につきましては、令和3年度は約36万9,000円で、最高収入はおおよそ100万円から120万円程度と伺っております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 わかりました。

インボイス制度は、今答弁にあったように、平均的収入でいえばおおよそ37万円程度とあっても消費税

を納める義務が生じると。市の関連施設で36種、92人というようなことでありますが、実にシルバー人材センターの会員の3分の1が市の関連施設で働いているということになるのだらうと思います。そういう意味では、非常に重要な役割を果たしているのだなというふうに思いますが、そこに課税することとなると、結果として労働意欲が薄くなるのではないかなというようなことや、シルバーの会員もやめる人も出るのではないかなというふうに私は心配しているのですが、その点での見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 シルバー人材センターの会員は、インボイス制度開始によって消費税の納税対象者となるわけではなく、現状でも対象者であります。年間の取扱額が少ないため、免税となっており、制度開始後もこの点に変更はなく、1,000万円以下の課税売上高の場合は、これまでと同様に免税事業者になると認識をしております。

現実的には、会員が課税事業者を選択する可能性は極めて低いものと考えており、就業において大きな変化はないものと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 これまでと変わらないというような答弁だと思います。

次に移ります。

インボイス制度導入が来年の10月からいよいよ始まるということでありまして、消費税の対応は現在の取扱いとどのように変わっていくのか、この点について伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 インボイス制度導入によるシルバー人材センターの消費税の対応ということでございますが、現在会員が就業に際して受け取っている配分金には消費税が内税として含まれている状況でございます。消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されており、会員は免税の個人事業主となっております。

現状、センターは発注者から受け取った料金に含まれる預かり消費税から会員への配分金に含まれる消費税を控除して、消費税を算出しており、これが同額であるため、税が発生しません。インボイス制度導入後は、会員が適格請求書の発行事業者にならないことが多いと想定され、その結果、これまでのように仕入れに係る消費税を控除できなくなるた

め、センターの納める消費税が発生するものと思われます。

また、センターは、公益社団法人であるため、収支相償の原則から剰余金の発生、黒字や将来資金の積立てなどが認められず、毎年収支均衡または赤字という状態のため、インボイス制度導入によって発生する消費税の負担をすることは困難なことから、全国シルバー人材センター事業協会では、現行制度を維持するような特例制度について、国や都道府県議会等に要望している状況と伺っております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 そうですね。そのように私も聞いています。

今答弁にあったように、シルバー人材センターそのものは公益社団法人ということでありますから、利益を上げるための組織ではないということであります。かといって、会員さんから消費税をもらうかといえば、それもまたできない。言わば、八方塞がりの状態になっていると、現時点では。担当の厚生労働大臣もこのシルバー人材センターだけを特例にするわけにはいかないような答弁も議会の中ではしているようであります。

しかし、いずれにしても、このインボイス制度を延期あるいは中止を求めている団体が多くいます。例えば、日本商工会議所、全国中小企業中央会、日本税理士会連合会、全国青色申告連合会など、たくさんの団体がこれに反対、あるいは中止を求めているということでありますから、あらゆる方法を使って現状維持をするための行動というのが求められているというふうに思います。世論を高めるということが必要だと思います。

次に、免税事業者であっても、取引先の関係で全ての事業者がインボイスの対応を迫られることとなります。例えば、居酒屋さん、これが免税業者でも、接待で来た場合、お客さんが番号のついた領収書をくださいと求められたときにどうするかといえば、それに応えるにはインボイスに登録をしなければならない点があります。さらには、文房具店、小さな文房具店であってもお客さんからインボイスを求められたら、それは出さざるを得ないことになるというようなことがあります。

結局のところ、免税事業者であってもインボイス登録をせざるを得ないことに追い込まれてしまうと。税法上は消費税を納めなくてもいいというふうになっているのに、消費税を納めなければならない

という、非常に矛盾した形になってしまいます。

市として、国に対して中止もしくは凍結を求めるべきだというふうに思いますが見解を伺います。

○井戸達也議長 観光商工部長。

○伊倉直樹観光商工部長 インボイス制度導入の目的は、取引に係る正確な消費税額と消費税率を把握するための制度と認識をしているところでございます。しかしながら、シルバー人材センターのように、事業運営に支障を来すケースも考えられることから、実情に即した特例的な措置などの対応が必要と考えます。

インボイス制度の導入に当たっては、北海道市長会をはじめ全国の各支部から全国市長会へ、シルバー人材センターへの新たな税負担が生じることがないように、適切な対応を求める要請が出されており、個別具体的には課題があることは受け止めさせていただきます。

市といたしましては、引き続き、国の動向に注視し、情報収集に努めてまいります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 まさしくシルバー人材センターは連合会としても国に特例を設けるように要請しているということで、先ほども言いましたけれども、なかなか厚労大臣は渋っているというようなこともあるようですが、ただ聞くところによると、一部の業界では特例として認めているというふうにも聞きます。であれば、なぜシルバー人材センターのような公益社団法人、こういったところにこそ優先して特例を設けるべきだというふうに思うのですが、それはなっていないということは非常に私は残念に思います。そういう意味では、先ほども言いましたけれども、世論を大きくしてこの特例をさせるというような取組が必要だというふうに思っております。

次に移ります。

次に、第一次産業の影響についてであります。

第一次産業は近年の燃油高騰で大きな打撃を受けている中で、農業は今年6月からの肥料の価格が約倍近い値上げが行われる状況です。

インボイス制度は、農業、漁業者など第一次産業へも影響があると聞いています。市として、第一次産業へはどのようなところに影響が出ると考えているのか認識について伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 インボイス制度の一次産業への影響についてであります。まず農業では、

農業者とJAとの間の取引につきましては、無条件委託方式、共同計算方式の2つの要件を満たす委託販売の場合、いわゆる農協特例によりまして、農業者の適格請求書発行義務を免除し、JAが発行する適格請求書により買手が仕入税額控除を行うこととなっていることから、新たな負担は生じないということとなっております。

また、漁業につきましても、同様に卸売市場特例によりまして、漁業者の適格請求書の発行が免除となっております。このため、網走市の一次産業の農業、漁業については、今のところ大きな影響はないと考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 なるほど。取りあえずわかりました。

民法上は任意組合への影響として、農業では任意組合、機械利用組合、転作組合、生産組合などの名義で事業者等へ直接販売を行っている場合や任意組合で農作業の受託を行っている場合がありますが、この場合、法人格のない任意組合が適格請求書発行事業者として登録できるか否かがポイントになるというふうに言われておまして、任意組合が適格請求書を発行するためには、構成員全員が適格請求書発行事業者で、かつ業務執行組合員などの代表者が税務署に届出をしなければならないと、このようになっております。そうすると、農業者はインボイス制度の対象となるのではないかと。これまで消費税の納税義務がなかったところに新たな納税の義務が生じるのではないかとというふうに思うのですが、この利用組合が課税対象となることへの認識と対応について伺います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 利用組合の取扱いについての認識と対応についてであります。当市の農業者は農業機械経費の負担軽減や労働力負担軽減、また肥料などの共同購入のための利用組合などに加入しておりますが、利用組合を経由した経理を行う上で農業者が機械利用料など仕入控除をするためには、利用組合自体がインボイス発行事業者となる必要があります。これには利用組合員全員のインボイス登録が必要となります。これまでも利用組合では、消費税につきましては適正な経理を行っておりまして、また、当市の農業者のほとんどは課税事業者であることから大きな影響はないものというふうに考えております。

しかしながら、制度内容の理解と導入後の取扱いについて、混乱が生じるおそれもあることから、農協、農民同盟は関係団体と協力をしまして、今月中に説明会を開催して制度の周知と理解を図ることとしております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 今、答弁の中でほとんどの農家という答弁だったというふうに思うのですが、網走の各機械利用組合などにおいては、免税事業者はいない、全員が課税事業者になっていると、こういうふうに認識していいのでしょうか。ほとんどという言葉があったものですから、その辺確認したいと思います。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 利用組合のほとんどがということで、全員が課税事業者かということですが、網走の機械利用組合の利用者で課税事業者でない方は数名いるというふうにも聞いております。その対象の方につきましては、現在農協中央会、農民同盟で課税事業者と免税事業者のメリット、デメリットについて、先ほど申し上げた説明会とは別に農業者と個別に協議をするというふうに聞いております。

いずれにしても、農業者、利用組合の双方に不利益が生じないように取り進めていくものというふうに考えております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 不利益を講じないようにといても、免税者の場合は明らかに消費税の対象となれば不利益を講じると。

あともう一つ私は心配するのは、網走市も新規就農者を募集したりして、そして支援もしているということですが、新規就農者が来て仕事を始めて、そして機械利用組合に入ったとなると、まずその方は免税ではなくなりますよね。免税であるけれども、利用組合に入ることによって対象とされると、課税の対象とされるというふうになるのではないかと。その場合、そういうことも考えられるのですけれども、その場合どんなふうに対応になるのでしょうか。

○井戸達也議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 新規就農者がどういうことになるのかということですが、まず免税事業者1,000万円以下から非課税や課税事業者への変更にしていくことがまずは必要になると思います。

そこで、1,000万円以下であるということであれば、その中で運用の中で利用組合の中には、そこにはまずは所属しないで別のところから利用組合の機械を利用するような対応も取っていききたいということも聞いておりますので、そういうところもいろいろな運用を考えながらやっていくというふうに聞いております。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 日本の農業を守るためにもぜひ不利益にならないような形にしていってほしいと思います。

次に移ります。

生活保護制度についてであります。

憲法第25条（生存権、国の社会的使命）ということで、皆さんも御存じのように、一つには、全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。二つに、国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない、こうなっております。

しかし、国民の一部には生活保護に対しての理解の不足から、差別や偏見を持つ方もいるのも事実であります。そのようなことがなくなることを望むものであります。

そこで伺っていきますが、生活保護受給世帯の動向について。

2年前の2月に新型コロナウイルスが北海道に感染者が初めて出て、大変なスピードで全道・全国に感染が広がってしまいました。暮らしが大変になり生活保護を受ける方もあったのではないかと思います。網走市ではどのような状況なのか伺います。また、近年の生活保護受給世帯の動向についても伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 新型コロナウイルスによる生活保護の状況についてであります。生活保護受給世帯につきましては、平成28年度以降、減少が続いております。コロナ禍においてもその傾向に大きな変化は生じておりませんが、保護開始となった世帯のうち若干ではあります。相談内容で新型コロナウイルス感染症の影響と思われるケースが確認をされております。

令和2年度では、保護開始48世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と思われるケースは3世帯、令和3年度では、保護開始55世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と思われるケースは6

世帯となっております。

次に、近年の生活保護受給世帯の動向についてありますが、直近3年間の各年度末における生活保護の受給状況は、令和2年3月末で523世帯647人、令和3年3月末で501世帯609人、令和4年3月末で496世帯596人となっており、世帯数、人員ともに減少しております。

生活保護開始の理由は、疾病や預貯金の減少が多く、また廃止の理由は死亡を除いて稼働収入の増や市外への転出が多い状況となっております。年度によりばらつきはありますが、今後も同様の傾向が続くと見込んでおります。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 思ったよりも申請が少なかったなというふうに思って、意外に思っているところです。

しかし、今後の状況も見る必要があるのだろうというふうに思います。今のところ、若干の蓄えの中で何とか頑張っているのかもしれませんが、これは今後を見てもみないとわからないなというふうに思います。

次に移ります。

生活保護は国民の権利と、この周知徹底についてであります。新型コロナ感染拡大が広がる中で、当時の安倍晋三首相が国会の答弁で「生活保護を受けることができます」「最後にはそういう方法があります」というようなことを言って、萩生田厚生労働大臣も国会の答弁の中で「生活保護は国民の権利です」というふうに答弁したことは特徴的だったかと思えます。その後、「生活保護は国民の権利」というフレーズが全国に広がったというふうに思います。

道内の苫小牧では、「安心して暮らしたい」「仕事が始まるまで助けてほしい」と、訴える市の公式キャラクターのイラスト入りで「困ったときは御相談ください」と呼びかけているようです。市役所庁舎や図書館、公民館などの公共施設に貼り出されているようです。これらの動きは全国でも広がっているというふうに認識しています。

憲法第25条の精神に立って、偏見や差別をなくすためにも「生活保護の申請は国民の権利です」ということで、ポスターなど市民に知らせることが偏見をなくす上でも必要なことではないかと思うのですが、市の見解を伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 生活保護の周知についてありますが、生活保護は、先ほど議員からもお示しありましたが、憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。

このことから、生活保護は国民の権利であることは、議員お示しのとおりであります。一方で、生活保護法では保護の要件として、利用し得る資産や能力、その他あらゆるものを生活維持のために活用することを前提としております。生活保護の申請受理及び決定に当たっては、収入が少ないだけではなく資産や預貯金などの様々な基準がございまして、状況により該当しない事例もあるため、まずは御相談を頂くことを前面に周知していくことが必要であるというふうに考えてございます。

市では、生活保護の申請は国民の権利、また、ためらわずに御相談くださいといった内容をホームページに掲載するとともに、生活困窮者の相談窓口である生活サポートセンターやハローワークに生活保護のしおりを設置しているところでございます。

今後につきましても、偏見や差別をなくすといった視点を持ち、周知の工夫に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 私も何度か相談を受けて、サポートセンターの方ともお話をしたこともあります。非常に親切で丁寧な対応だったというふうに思っていますが、今の答弁を聞きますと、ホームページや生活困窮者のサポートセンター、ハローワーク、生活保護のしおりを設置しているということですが、質問の中であった、ポスターについては答弁がなかったのですが、このポスターについては市役所や公的施設への貼り出しというのは考えているのでしょうか。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現時点ではポスターによる周知は考えておりませんが、ホームページへの掲載はもとより相談機関である生活サポートセンターやハローワークのほか、市役所や公共施設等に生活保護のしおりの設置を拡大するとともに、生活困窮者等の相談機関で構成する支援調整会議の中で意見交換を行い、効果的な周知方法を研究していきたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 ポスターについては、現時点では考えていないということですが、これは理由というのは経費の関係なのか、どういった理由でポスターは貼る考えは今のところないということなのでしょう。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今、窓口に設置している生活保護のしおりというものがA4版の白黒のものを置いているのですが、それをちょっとカラー刷りにして今サポートセンターとハローワークにしか置いていないのですが、それを各公共施設に拡大をして目のつくような形の中で今設置を考えておりますので、まずはそういった手法で周知に努めていきたいという考えでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 今のところということですが、今後ぜひポスターについても検討してほしいというふうに思います。

次に移ります。

通院等の交通費支給の現状と在り方についてであります。

安倍政権が2013年から行った生活保護基準の引下げは違法だというような熊本地裁が判決を下しました。29の都道府県で闘われている生活保護基準引下げの違憲訴訟というのが裁判で行われておりますが、大阪地裁に続き2例目となるようであります。

2013年から15年に当時の安倍政権は、生活保護基準を平均6.5%、最大10%の引下げを行いました。その大半はデフレ調整という名目による減額です。デフレ調整は厚生労働省が、独自に考案した生活保護世帯の物価指数に基づく改定の手法であります。それが2008年から11年に大幅に下落したとして、生活保護基準を引き下げたものです。

一方、ここ数年では食料品・日用品・ガソリン・灯油・電気料など値上げになり、特に今年になってからの急激な物価の高騰というのは、一般市民をはじめとりわけ低所得世帯や生活保護世帯の生活を直撃しているというふうに思います。このような状況の中で、生活保護受給者で病気になり病院に通院している方が約7割近くいるというふうな状況もあったように思います。

そこで、現在、通院している方への交通費はどのような手続きをして支給しているのか伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 通院等の交通費支給の現状についてであります。通院交通費はケースワーカーによる家庭訪問時等に病状や治療の状況、また通院する医療機関や日数及び利用する交通機関などを確認し、個別に申請及び支給の方法を説明しているところでございます。

交通費につきましては、申請に基づく支給となりますが、医療機関が近い、親族の送迎及び通院頻度が少ないなど、個々の事情で支給を希望しないこともあります。申請が出された場合には原則医療要否意見書等により審査を行い、必要と認められるときは係る費用を支給しているものがございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 申請に基づいて支給ということですが、一般的にバスを利用できる人はバスで、ただ障がいが高くタクシードライバーを使わざるを得ない方はタクシーなのだろうと思うのですが、いずれにしてもバス停から病院近くのバス停までの料金という支援を申請することになるのだと思うのですが、具体的には申請に必要なものはどのような申請をするのか、そこがちょっとよくわからないのですが伺いたいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 通院交通費の支給に当たりましては、本人からの申出に基づき医療要否意見書により主治医及び嘱託医の審査を行い、交通費の支給が必要と判断された場合、利用する交通手段に係る通院費用を申請により支給をしているところでございます。

申請書には、医療機関による通院を証明する押印及び領収書の添付が必要となりますが、バスによる通院の場合は領収書の添付は求めず、利用者の申告により利用日数の算出により支給をしているところでございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 なるほど。ただ結構難しいような印象を受けます。

では、最後の質問にしたいと思いますが、交通費の支給について、知らない、あるいは知らされていない世帯があるというふうに私もある受給者から聞いておりますが、そのような事実はあるのでしょうか。それを確認したいと思います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 交通費支給の周知についてでございますが、交通費支給につきましては、生活

保護受給開始時における説明に加え、ケースワーカーによる家庭訪問時などにおいて、個別に申請及び支給の方法を説明しております。また、毎年1回生活保護を受給する全世帯に対して、交通費支給を含む保護費の種類のほか、生活保護受給者の権利や義務を周知するため、生活保護のしおりを送付しているところでございます。

なお、何らかの理由により申請自体が行われていない事例については、国の通知等に基づき個別の状況を精査した上で過去に遡って支給手続が可能となっております。

今後におきましても、適切に交通費を支給するため、生活保護受給者の通院状況の把握と丁寧な説明に心がけてまいりたいというふうに考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 取りあえずわかりました。

この間、先ほど言いましたが、受給者から知らなかったという声があったわけで、3月の予特でも村椿委員が質問しましたけれども、受給者には障がいを持った方などいろいろな条件を抱えた方がいるのだと思います。受給者の条件に応じた方法といたしますか、やり方で本人が認識するような説明をしないとなかなかわからない。そのことを率直にケースワーカーに言うこともなかなかできない人もいます。そういう意味では、そういった人たちが認識できるような丁寧な説明というのが、やっぱり必要なだろうというふうに思うのです。その点ではどのような認識か伺います。

○井戸達也議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 議員御指摘のとおり、生活保護受給者には身体面や生活面において、様々な環境下の方々があり、個々の状況に応じた対応が必要であるというふうに考えてございますので、通院交通費の適切な支給の観点から、引き続き通院状況の確認や申請方法の丁寧な説明に心がけるとともに、理解しやすい周知に努めてまいりたいと考えてございます。

○井戸達也議長 松浦議員。

○松浦敏司議員 本当にいろいろな方がいらっしゃいます。ですから、一律に文章を送ったから大丈夫だとかというものでは全くならないのだろうと。やっぱり丁寧にわかるように説明するということが、多分やっているのしょうけれども、やっぱり通じていない、そのことが十分認識されていないという

ことが少しはあるようなのです。全てだとは私は思いません。一部の方々にはそのことが通じていなかったと、認識されていなかったということのようですから、やっぱりその辺今後ぜひ注意をしてしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

終わります。

○井戸達也議長　ここで、暫時休憩といたします。
再開は午後3時10分とします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○金兵智則副議長　休憩前に引き続き、再開をいたします。

議長を交代いたします。

一般質問を続行いたします。

小田部照議員。

小田部議員。

○小田部照議員　―登壇―　それでは、通告に従い順次質問してまいります。

初めに、子供のスポーツ環境について伺います。

日本のスポーツ少年団活動は、次世代を担う健全な体と心を持った青少年の育成をという呼びかけから始まりました。その理念は今日においても何ら変わることはありません。スポーツ少年団の理念の根本は、複雑多岐にわたる現代社会に生きる子供たちを心身共に健全で子供らしい明るい表情を持った元気な子供たちに育てることにあります。この少年団活動については、地域の方々が平日、土日問わず、日夜ほぼボランティアの状態で指導に当たっていただき、子供たちを育ててくれていることに、そしてそれを支える父母会の皆様にも併せて感謝と敬意を申し上げます。

一方で、中学校の運動部活動は、スポーツに興味、関心のある生徒が参加し、教師などの指導の下、学校教育の一環として行われ、スポーツ振興を大きく支えてこられました。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師などとの好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の高揚に資するなど、生徒の多様な学びの場、活躍の場として教育的意義を有しております。

しかし、社会、経済の変化などにより、教育などに関わる課題が複雑化、多様化し、学校や教師だけでは解決することのできない課題が増えているのが現状であります。とりわけ、少子化が進展する中、

運動部活動においては、今までと同様の運動体制では維持が難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある状態であります。

将来においても、子供たちが生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質、能力を育む基盤として運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動、スポーツを行うことができるよう、速やかに運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があります。

現在の当市においても、まさに少子化による児童生徒の減少から、今述べたような現状、課題があり、私も2年前、第三中学校の部活動の改廃の時点からこの議会でも度々取り上げさせていただいております。そのことを踏まえ、まず、現在の少年団の活動の状況、また、中学校の部活動のそれぞれの現状と推移を伺いたいと思います。

○金兵智則副議長　社会教育部長。

○吉村学社会教育部長　少年団活動及び部活動の現状と推移についてでございますが、少年団につきましては、令和4年度登録団数は13競技21団体、登録団員数は514人となっております。登録団数につきましては、数年間ほぼ変動はございませんが、団員数といたしましては、令和元年度と比較しますと、79名が減少しているというような状況でございます。

そして、中学校の運動部活動の状況についてでございますが、令和4年度は27の運動部があり、部員数は461名となっております。これも令和元年度と比較すると、7つの部の減、部員数は101名の減というようなことになっている状況でございます。

少年団、中学校の部活動においても、少子化に伴い子供の数が減少しているというようなことで、今後もこの傾向は続いていくものというふうに考えています。

○金兵智則副議長　小田部議員。

○小田部照議員　令和元年度からここ3年間、令和4年度までで少年団に至っては79名の、少子化というものもありますが、それ以上にひどい状況にあるのだと認識いたしました。

スポーツ庁の有識者会議、運動部活動の地域移行に関する検討会議は、今2022年、今月ですね、6月6日に公立中学校の運動部活動の目指す姿をまとめた提言をスポーツ庁長官に手交いたしました。2023年度から2025年度までの3年間をめどに、休日の運動部活動から段階的に地域移行するよう提言してお

ります。その提言は公立中学校等における運動部活動を対象に、運動部活動の地域移行に関する検討会議が取りまとめたものであり、少子化や教師の業務負担を背景に、学校の運動部活動では支えきれなくなっている中学生などのスポーツ環境について、学校単位から地域単位の活動に変えていくことで、少子化の中でも子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目指しております。

具体的には、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、2023年度から25年度までの3年間で改革集中期間に位置づけており、都道府県において休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュールなどを定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村が推進計画策定を規定するのが適当だとなっております。

実施主体については、地域の実情に応じた多様なスポーツ団体など、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、フィットネスクラブ、大学などや学校関係の組織、団体を想定し、スポーツ指導員の質、量の確保の方策、大会や会費の在り方についても、現状と課題などを求められる対応についてまとめているものであります。

当市でも、競技によっては、小学生年代から夢や目標を持って頑張ってきたスポーツ活動が中学生となり、それをやりたくても活動できる環境がないために続けられない、諦めざるを得ないという競技、スポーツもあるようです。現在、少年団で活動している競技で、市内中学校部活動、または民間のスポーツ団体においても、中学生となって活動の場のない競技というのはどれぐらいあるのか伺います。

○金兵智則副議長 社会教育部長。

○吉村学社会教育部長 議員が御質問の現時点で活動されている少年団競技の中で、中学校の部活動がなく、さらにほかのスポーツ団体においても中学生としての活動場所がないというようなことで考えられる競技は、バレーボールの男子のみというふうに考えております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 今答弁いただきました。このバレーボール男子という競技は中学校部活動どこにも、令和2年ですね、令和2年に三中で男子バレー部が廃部となって以降、この網走市内6中学校ではどこにも部活としてバレー部が男子は存在しません。民

間のやれる状況も今のところ受け皿もない状況であります。しかし、このバレーボール少年団は現在21名の子供たちが所属し、17名が女の子であります。4名の男の子が頑張ってバレーを今少年団で活動を続けているわけです。それぞれ事情は異なるかもしれませんが、私も子を持つ親としてサッカーをやらせたり、ホッケーやらせたり、空手、バスケ、いろいろなことをやらせていますが、みんな子供のうちは野球やればプロ野球選手になりたい、サッカーやればプロサッカー選手になりたいと。このバレーボール少年団の子たちもきっとそうだと思います。夢を持って、目標を持って、少年団活動を頑張っているのだと思います。

そういった子供たちがそういった目標を、夢を継続して目標に向かって頑張る環境がないのですよね、今網走に。これが事実なのです。私もいろいろ調べてみましたが、先ほど御答弁ありましたが、三中の部活動の改廃が我々子供を持つ保護者として大きな波紋がありましたが、市内一中から五中、そして呼人中学校、6校の中学校がありますが、ここ二、三年で文化部も文化活動も合わせると、12個の部活動が廃部となってしまっております。その中で2つは現在野球部と女子バレー部が三中に残っていますが、今の3年生が卒業するとともにもう廃部が決まっております。そういった状況であります。

今、中学校に入り、今バレー部だけが、バレーだけの競技ができる環境がないというような疑問をさせていただきましたが、実際、そのスポーツ活動、少年団から続けてきているスポーツ活動を継続したい場合には、今中学校を変えて区域外の中学校に通うことは認められております。そこに通わせてあげられる、通える環境にある親御さんはそれでいいですが、それをさせてあげたくても様々な理由でかなわない、そうさせてあげられない親御さんもいるというのが現状であります。このことを、まずどうしてこのような、バレーのような状況が生まれるのだと認識しているのか伺いたいと思います。これ、教育長に聞いていいですかね。

○金兵智則副議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 一登壇一 女子バレー、失礼しました。現在、バレーボールの男子のみがそういう環境が整えられていないということです。先ほど社会教育部長からも答弁ありましたが、まず指導者の確保ということが一つ課題になっているかなというふうにも思います。

また、バレーボールに志向する子供たちの一定の固まりがないということもあるのかなど。これは私実際に確認しているわけではないので、想定、想像でしかありませんけれども、そういうことがあるかなと思います。

また、先ほど議員がおっしゃった冬季に短い期間でしか行われていない少年団活動競技もありますけれども、そこも中学校になっていくと場が用意されないということもありますが、それらについても指導者であったり、一つの学校ではなくて全市から集まってきている活動の場をなかなか、例えば冬の競技を継続して夏場にもトレーニングをするという仕組みができていないとか、それは様々な要因があって、そのような環境が整えられないのだろうというふうに想像します。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 そういった理由もごもつともな部分もあるのですが、やはりこの部活動に関しての問題というのは、やはり各学校単位に任せているからこうになってしまうのですよね。少年団活動ではある、市内2つしか高校はありませんが、両方にバレー部というのはあります。でも中学校の部活がない状態で、今後高校のバレーに入るという子供たちもどんどん減少していくのだと思います。そして、少年団も一緒に、今21名いますが、女子バレー部はありますけれども男子バレー部がない。目標に向かって頑張る環境がないのなら、これ減っていきます。続けたくても続けられない状況があるのです。これが各中学校に任せているから、三中の野球部がそうであったように、野球がやりたかったら一中に行くのか、隣町のシニアに行くのか。そういうふうになってしまうのですよね。すごく大切なことで、僕も子供を育ててスポーツに情熱を持って子供に頑張らせて、それを応援する保護者、周りにもたくさんいます。そういった人たちにとっては、この夢や希望を持って、日々目標に向かって頑張るというスポーツが続けていける環境というのは、これはまちづくりで子育てしている親にしたらすごく重要なことです。せっかく医療費の無料だとか、少年団の遠征の補助、褒奨金制度、様々評価をする施策があるのに全然中学校に続かない。一体感がない。

網走全体で子供を育てるのだというような観点で協議していかないから、2年前から言わせてもらっていますけれども、各学校で判断していくから、この空白のバレーのような状態ができてしまうのです

よね。これ、野球でもサッカーでも同じことが、各学校に任せていけば、なってしまいます。サッカーにしてみれば、今民間団体で受け皿があるので、私も息子もお世話になっていますが、そういった状況に全ての競技が移行していくという、今スポーツ庁の方針ですよね。そういうことを2年前からしっかりと協議して、連携を取って、スポーツ課だけではなくて教育部局だけではなくて、各種少年団、民間団体、様々な団体とオール網走で子供たちをどうやって育てていくか。この網走で夢や希望を持って子供たちが元気に育っていける環境をつくっていくのが、我々大人の役割だと思えます。

そういったことも含めて、今後そういうことを踏まえて、今後ますます少子化が進展してくるものと思えます。ほかの競技においても、活動の場がなくなってしまう競技が増えてくと想定されますが、市として今後子供たちの活動の場を確保するため、環境整備についてはどのようなお考えでいるのか伺いたしたいと思います。

○金兵智則副議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 学校での運動部活動につきましては、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育む基盤となるものであります。これは先ほど議員からも御指摘のあった内容でございます。

また、同様に御指摘があったとおり、異年齢との交流の中で人間関係の構築や自己肯定感、責任感、連帯感などの涵養に資するなど、子供たちの多様な学びの場として教育的な意義も大きいものと認識しております。

現在、国では、先ほど議員から御紹介のあったとおり、生徒のスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、運動部活動の地域移行に関する実践研究や議論が進められており、北海道教育委員会でも市町村教育委員会へ検討パターンを例示する準備を進められているとお聞きをしています。

地域移行に向けた環境整備のためには、受け皿となるスポーツ団体などの整備、充実、専門性や資質を有する指導者の質や量の確保、練習場所の確保、中体連などの大会の在り方、会費や保険など参加者への負担増への懸念、関連諸制度の在り方など多くの課題を解決する必要があるというふうに考えております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 子供の活動の場を確保するという

ことは当然のことです。その環境の整備を進めていくことが最も重要で当然なことです。今調べてみると、競技団体に中学校スポーツ関係でいうと11種目しか残ってないのですよね。男子、女子別としたら10種目です。そのスポーツが残っていくか残っていないか、6中学校ある中で。でも少年団はある。そんな状況なわけですが、やはり先ほども言いましたが、スポーツ課、教育委員会をはじめとし、各学校に任せるのではなくて、各学校ももちろん入りますが、民間団体、各種競技団体だとかを多様な組織と連携、協議をし進めていかないと、バレーボールのような状況、ほかで通わなくてはいけない状況が生まれてしまうのだと思います。

ですから、2年前から言っていますが、検討委員会だとか、子供たちをどうやって育てていく、スポーツ環境をどうやって整えていくのだというような検討委員会を設置するのですとか、様々な手法はあると思いますが、とにかく各課ばらばらで協議して検討しているのでは遅いのですよね。国の動向はもちろんいいのですが、国は国です。網走の実情はもう2年も、令和元年から4年にかけてこれだけの子供たちがスポーツをする環境がなくなってしまっているのですよ。これを本当に危機感持って、真摯に受け止めて、早急に対応していただきたいと思いますが、どのようにこの子供たちの環境整備を進めていくお考えなのか伺いたいと思います。

○金兵智則副議長 教育長。

○岩永雅浩教育長 今年の第1回定例会の代表質問でもお答えをしましたが、まず先ほど議員からも御紹介のあった有識者会議の提言について確認をする必要があるというふうに考えています。ただ、この提言につきましても、今年の全国都市教育委員会協議会の総会の中でも議論がされているのですが、経費負担の、先ほど申し上げた経費負担の在り方だったり、受け皿、いわゆる地域の方たちをどのぐらい確保できるのかといったような受け皿の確保などの課題が整理されていない中で、地域移行を進めることに対してやっぱり心配の声も上がっているというのも事実でございます。現状としては、網走市の状況、三中を例にお話がありましたが、近隣の町あるいは全道、全国でも同様の状況が起きているという報告もありますので、まずは提言がどのように文科大臣のほうに上げられ、文部科学省としてどのような方向感を出されるのかを確認する必要があると

いうふうに考えております。

いずれにしても、今後競技団体や学校などと連携をして地域移行に伴う課題を洗い出す必要がまずあるというふうに思っています。幸いに各学校にはコミュニティ・スクール運営協議会という形で保護者や先生だけではなくて地域の方たちを交えた組織もありますので、そういった方たちの知恵も借りながら、地域での指導者の確保、あるいは地域での受け皿などの状況を共有して協議をする場を設けたいというふうに考えております。

現在も取り組んでいる少年団体への支援と併せて、子供の活動の場の環境整備に引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほどの提言に関しましては、先ほど全国の教育委員会協議会の総会でも出されていた懸念と同様に全国市長会からも懸念が示されておまして、つい2日前に全国市長会から緊急意見書を提出する準備があるという情報も頂いておりますので、それらの内容についても確認をしながら、議員おっしゃるとおり、教育委員会だけではなくて全体で、市全体でどうしていくのかということも視野に入れて考えていきたいというふうに思っております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 全体で協議するというのはもう2年前からお願いしていることなので、行動が遅い。だから、このような現実になっているのです、子供たちの環境が。それは真摯に受け止めておりますか。答弁は結構ですので、受け止めておりますか。

ぜひそういった部分も、2年前から同じこと言っているのですよ。何も進んでいないからこんなような状況が生まれているのですよ。国の動向ももちろん注視するのも大切ですが、網走の現状は網走にしかわかりませんので、網走の子供たちをどうやって育てていくかというのは網走で考えることです。ぜひ、この部分については大いに反省していただき、子供たちの未来のために、網走の未来のために子供たちが夢や希望を持って育っていける網走になれるよう、もっと真摯に受け止め、より一層の努力と工夫で取り組んでいただきたいと思います。あわせて、スピード感を持って対応していただきたい。よろしいですか。

それでは、次に移ります。

漁業の担い手支援について伺います。

網走にとって漁業は基幹産業であり、地域経済を支える屋台骨となっております。その網走の一次産

業、漁業の大きな柱の一つがホタテ漁船団であります。昨シーズンは1万8,000トンの水揚げがあり、漁獲高40億円にも達したところでもあります。この網走の水産業を将来にわたって、持続的に発展していくためには、意欲のある新規就労者を安定的に確保し、漁業への定着を図ることが重要であります。

今年もホタテ養殖部会の稚貝の出荷、放流事業が6月2日からスタートとなり、一部報道にもありましたが、農大生を含む1,200人もたくさんの市民の皆さんの御協力でのこのホタテ稚貝放流作業が終了したところでもあります。

この作業にはホタテ漁船団の皆さんがそれぞれ船頭さんは放流船のかじを持ち、甲板の皆さんは養殖船に乗船し、それぞれ従事されてきたわけですが、13日の放流作業を終え、14日には準備をし、15日にはホタテの漁船団の本操業が開始されております。今シーズンは現在16トン操業ということで、9隻で150トン前後のホタテを毎日水揚げされているとのこと。ここの担い手であるホタテ操業船などの漁業従事者の現状については、市はどのように把握し認識しているのか伺いたいと思います。

○金兵智則副議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部 当市におきますホタテ漁船団の漁業就労者についてであります。当該労働は議員もおっしゃるとおり非常に大変重労働でありまして、危険な労働であるというふうに認識をしております。また、収入がよいことから、以前は就労者の確保には苦勞をすることはなかったのですが、近年は人口減少や高齢化、さらには若い人材の就労に関するニーズの変化などもありまして、就労者を確保することが年々厳しくなっているというふうに認識をしております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 まさにそのとおりであります。先ほど稚貝の話をしていただきましたが、養殖部会が1年かけ大切に中間育成したこの稚貝をみんなの力の協力の下放流し、3年後に立派に育ったホタテ貝を水揚げして初めて4年サイクルのホタテ事業が成り立つ、成立するわけでもあります。

ホタテの操業船というのは本来5名で操業しております。1名の船頭さんに対して甲板5名の操業であるわけですが、今現在稚貝明けの本操業がスタートしましたが、2隻の船で既に欠員状態で操業がされているのが現状であります。4名でやると大変な周りに負担がかかって、大きな事故やけがにもつな

がり兼ねない状況ではあります。やむを得ずそういった状況で操業しているわけではありますが、期間中に病気やけがなど様々な理由で辞めてしまう方が出ることもあるのがこの漁業の世界であります。漁師の現場では、先ほども答弁ありましたが、就労者の担い手である従事者を確保する努力を様々みんなやっているのですが、なかなか見つからないというのが現状であります。これ以上漁業の担い手が不足が進むと、現状の漁業体系を維持することができなくなることも想定されるわけではありますが、この漁業従事者の確保は難しいことについては、何が一体問題でどのような課題があると当市は認識しているのか伺いたいと思います。

○金兵智則副議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 漁業就労者の確保に対する問題と課題についてであります。議員がおっしゃるとおり欠員も出ている船もあるというふうに聞いております。ホタテ漁業の場合は、網走漁協の操業期間はおおむね4月から10月の7か月間、そして西網走漁協では6月から8月の3か月間という季節的雇用でありまして、通年雇用でないために人が集まらないというところが問題だというふうにも聞いております。

また、漁業就労者の雇用はそれぞれその船ごとに行っておりまして、実際には船頭や既存就労者の人脈を通じまして就労者を確保しておりまして、広く周知募集をしていないこと、そして、漁業就労について就労時間や仕事の内容、雇用形態などに関する情報の発信が少ないことも課題であるというふうに認識をしております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 ただいま御答弁いただきました。雇用の、例えばですけれども、雇用の問題ですが、操業がない冬季間、安定した仕事を得るために、例えば地元の除雪、排雪業者等の仕事に行政がパイプ役となつてつないであげるですとか、地元の除雪、排雪に限らず、地元企業に仕事をつないであげる役割を果たすですとか、もう一つに例えば隣町の常呂漁協では寝泊まりのできるようなホタテ番屋が整備されております。そのおかげで部屋も探すことの心配もありませんので、地方からも10人程度の方が住み込みで従事されているのが現状であります。網走でも番屋を急に整備するというわけにはいかないのでしょうから、例えば市の空いている随時住宅を紹介、優先的に利用してもらうですとか、そうしたこ

とにより、遠方からの就労に対する住居面のサポートなどもしてあげることも可能だと私は思います。

また、網走の漁業についてしっかりとホタテ漁業はどういうものだと知ってもらおうということもすごく大切なことだと思います。例えば、就業フェアですとか、情報発信、様々なやり方があると思います。ぜひそういった面も含めて、今後市の支援に関する見解を伺いたいと思います。

○金兵智則副議長 農林水産部長。

○川合正人農林水産部長 今後の漁業者労働力確保についての支援についてであります。やはり議員のおっしゃるとおり、通年の就労確保が大きいというふうにも思っております。操業期間終了後の冬季の就業あっせんや漁業就労に関する情報発信のための説明会の開催、こういうことにつきましては漁協や関係機関とも協議をしまして検討していきたいというふうにも考えております。

また、それと併せて、番屋というお話もありましたが、住居確保などのサポートにつきましても、各関係機関と協議を行いながら、網走の基幹産業であります漁業を支える担い手の確保に向けて努力をしていきたいというふうにも考えております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 ありがとうございます。

今まで漁業従事者に対しての支援、網走市独自の支援というのはほとんどなかったような状況であります。昨年は1万8,000トン、40億円、今シーズンの予想トン数も1万6,000トンだそうです。金額に関しては上下しますので、どうかわかりませんが、昨年とまでは行かなくても相当な漁獲量と金額が期待されているところであります。漁協と連携しながら、安心・安全・安定したホタテ漁船団の操業の支援とともに、網走の漁業が将来にわたり、持続的に発展していくように様々な支援の確立に協議しながらしっかりと努めていっていただきたいと思っております。

次に移ります。

次に、带状疱疹ワクチンの助成について伺います。

これについては、昨日他の議員から質問がありました。重複する部分もあるかもしれませんが、私からも何点か伺わせていただきます。

带状疱疹は水ぼうそうと同様に、水痘・带状疱疹ウイルスを原因とした病気であり、初めての感染で水ぼうそうを発症しますが、治った後も9割の方の

体内にウイルスが潜伏していると言われております。

このウイルスが加齢・疲労・ストレスなどによる抵抗力の低下をきっかけに再び活性化として発症する場合、また、糖尿病やがんなどの免疫力が低下する病気が原因となり発症する場合もあるようです。特に、50歳代から発症率が高まる傾向があり、80歳代までに3人に1人が発症すると言われております。

また、日本では公式の統計は出されていないと認識しておりますが、昨日の質疑の中で、アメリカの研究では新型コロナウイルスの感染がきっかけとなり、50歳以上の場合、新型コロナウイルスに感染した人は感染していない人との比較で带状疱疹を発症するリスクが高まるとの結果があるとのことでしたが、当市では市内の診療状況や患者数をどのように把握しているのか伺います。

○金兵智則副議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 当市における診療状況及び患者数についてであります。市内の医療機関に対する調査等を行っていないことから、診療や患者の状況は把握しておりません。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 市内の診療状況や患者数は把握されていないということですが、様々な研究結果から増加傾向にあることが想定されております。

今後、予防が重要になってくるのだと考えます。疫学調査の結果から、带状疱疹の発症を予防するため、日本では50歳以上の方を対象とした予防接種が2016年3月に認められ、現状では水痘ワクチンビケン、2022年1月に販売が開始された带状疱疹ワクチンシングリックスの2種類が接種できるワクチンだと理解しているところであります。

市内において、ワクチンを接種できる医療機関は5か所あり、そのうち2種類のワクチンを取り扱う医療機関が3か所、1種類のみが1か所、残りの1か所は接種実績がなく、また、接種実績のある4か所の医療機関における本年1月から6月までの接種実績は33名、内訳として水痘ワクチン24、带状疱疹ワクチン9との答弁がありました。

接種に伴う費用負担は各医療機関一律なのか、そうではないのか、どのようになっているのか現状を伺いたいと思います。

○金兵智則副議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 接種に伴う費用につ

いてであります。仕入先等の関係と考えられますが、医療機関ごとに接種費用が若干異なり、水痘ワクチンは7,000円から8,000円、帯状疱疹ワクチンは間隔を空けて2回の接種が必要となりますが、1回につき2万円から2万2,000円となっております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 アメリカやドイツなどでは帯状疱疹ワクチンは定期接種となっているようです。日本でも厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、定期接種化に向けた議論はあるようですが、今のところ任意接種であるため、接種に当たっては全額自己負担となっているのが現状であります。

水痘ワクチンは七、八千円、帯状疱疹ワクチンは2回で4万円から4万4,000円と高額な負担であります。帯状疱疹ワクチンは非常に高額であるため、接種を見送る方もおられると考えられます。定期接種になれば無料、または少ない負担で接種を受けられますが、当面は負担軽減といった観点から助成が必要だと考えます。国や北海道における公的な助成制度があるのか。また、北海道においても独自の助成に取り組む自治体があるそうですが、どのような制度内容になっているのか伺いたいと思います。

○金兵智則副議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 助成制度についてであります。現在国や北海道における公的な助成制度はなく、また取り組む自治体が非常に少ない状況ではあります。道内においては幌延町、標津町、猿払村の2町1村が取り組んでおります。

幌延町については、水痘ワクチンのみの助成で、助成額は7,000円、標津町と猿払村については帯状疱疹ワクチンのみの助成で、1回の接種につき1万1,000円の助成となっております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 わかりました。

今後、接種を希望する方が増えることも見込まれます。負担軽減といった観点から、助成制度が必要だと思っております。市のお考えを伺いたいと思っております。

○金兵智則副議長 健康福祉部参事監。

○永森浩子健康福祉部参事監 ワクチンの接種助成に対する考え方についてであります。現在厚生科学審議会において帯状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた議論が行われておりますので、引き続き国の動向を注視するとともに、医師会及び医療機関との

意見交換により、御指摘のあったことを踏まえ、相談してまいりたいと考えております。

○金兵智則副議長 小田部議員。

○小田部照議員 終わります。

○金兵智則副議長 ここで、理事者入替えのため、暫時休憩いたします。

午後3時49分休憩

午後3時51分再開

○金兵智則副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで申し上げます。

やがて定刻となりますが、会議時間を延長しますので御了承願います。

それでは、一般質問を続行いたします。

石垣直樹議員。

石垣議員。

○石垣直樹議員 一登壇— それでは、通告に従い2項目質問させていただきます。

まずは、ウクライナ支援について伺いたします。

皆さんも御存じのとおり、本年2月ロシアによるウクライナ侵攻により、多くのウクライナ国民が戦火を逃れて他国への非難を余儀なくされています。我が国においても、6月9日付で既に1,239人の避難民が来日しており、北海道にも6月上旬時点で15名のウクライナの方々が避難されております。今後さらに多くの避難民が来日することが見込まれております。

一方で、各地域において避難民を受け入れる態勢はまだ十分とは言えません。ウクライナの人口のおよそ4分の1、約1,200万人が安全を求めてウクライナ国内外へ避難を強いられているほか、ウクライナ国内では推定1,570万人が緊急の人道支援と保護を必要としています。

そこでお伺いたします。

現在、網走市のウクライナ支援に対する取組について、検討中のものも含めてお聞かせください。

○金兵智則副議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現在のウクライナ支援についてであります。現在、日本赤十字社が行うウクライナ人道危機救援金の受付につきまして、市ホームページで周知をするとともに、庁舎内に募金箱を設置しているところでございます。

また、本市での滞在を希望する避難民の方に対しては、移住施策として実施をしておりますお試

し暮らし事業の枠組みを活用し、民間アパートや市営住宅の空き家の提供、また、生活に必要な家電や家具などを市が貸与することで北海道に対し申入れをしているところでございます。

○金兵智則副議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。

ちなみに、千葉県では、ウクライナから県内に避難されてきた方を安心して滞在できるよう、切れ目のない支援に取り組まれています。

6月現在39世帯、63人の世帯の方々が避難され、移住として県営住宅を提供、入居の際に必要な生活家電・家具等を提供。網走市も申し込んでいるようですが、県営住宅に入居されるまでの間の一時滞在施設の提供。当座の資金としての1世帯10万円の見舞金支給。コミュニケーションを図るための翻訳機器の無償貸与。避難民児童・生徒を小学校で受け入れる。地域で生活するために必要な日本語を習得できるよう、日本語学校の機会提供、生活支援に向けて、市町村、民間企業、ボランティア等との連携を進めているそうです。

兵庫県におきましては、3月1日に対露非難決議を出し、既に48人ほどのウクライナ難民を受け入れております。一方、北海道においては、ウクライナ関連ワンストップサポート窓口が開設されました。

御存知のとおり、網走市議会においても3月第1回定例会においてロシア非難の決議をしております。

日本政府はウクライナに対する支援を進めており、ウクライナから日本への避難民の受け入れを推進しております。出入国在留管理庁では、地方公共団体向けの案内もされており、外国人受入環境整備交付金の特例措置についても通知されております。

網走市は多くのスポーツ合宿を受け入れ、入居されていない市営住宅もあるかと思えます。また、空き家バンクにも取り組まれています。市内企業においては海外からの研修生を受け入れる等の実績もあり、受け入れることが可能な状況かと思えます。

先ほど、現在取り組まれているウクライナ支援をお示しいただきましたが、今後のウクライナ支援の考え方についてお示しください。

○金兵智則副議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今後のウクライナ支援についてでありますけれども、先ほど答弁いたしましたお試し暮らし事業の枠組みを活用した支援に加えまして、避難民の方が当市に滞在する場合には、外

国人住民となった日から国民健康保険や介護保険が適用されることとなり、児童手当につきましても児童の年齢に応じて対応して請求が可能というふうに考えてございます。さらに、就労支援につきましても、避難民の方々のニーズを踏まえまして、ハローワークが職業紹介を行うこととされておりますので、今後滞在を希望される方に対しましては、関係機関が連携した支援を行えるよう、体制を構築したいというふうに考えてございます。

その他の教育や地域住民との交流などにつきましては、国から北海道からの情報や先行する自治体の例を参考に研究してまいりたいと考えてございます。

○金兵智則副議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 ありがとうございます。十分かと思えます。

最後に、皆様も御存じかと思いますが、イラン・イラク戦争の際に48時間後に迫った攻撃、空港に取り残された日本人215名、しかし、日本からの救援機は来ない。そのとき、トルコから駆けつけた救援機2機により全員がイランを脱出できたというエピソードがございます。当時、日本政府もマスコミもなぜトルコがとわからずにいました。後に、トルコ大使が次のように語られました。「私たちはエルトゥールル号の借りを返すだけです。今もトルコの人たちは忘れていません。私も小学生の頃、歴史の教科書で学びました。今の日本人が知らないだけです」と言いますのも、明治23年串本町大島樫野崎沖を航行していたトルコのエルトゥールル号が台風遭遇、自由を失い、樫野崎に寄せられ岩礁に衝突、この遭難に際し、当時の大島島民は台風の中、不眠不休で生存者を救助し、介護を施したというエピソードでございます。このエルトゥールル号遭難から95年後、この日本人の危機をトルコ共和国が手を差し伸べトルコから駆けつけた救援機2機により、215人全員がイランを脱出することに成功。爆撃残り僅か1時間前のこととございました。

私はこの話を知り、とても誇らしく思いましたし、今でもそのように思います。そんな誇らしい網走としていくためにも、国際的人道支援という考え方からも、ウクライナ支援についてますます取り組んでいただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

人口減と子育て支援についてお伺いいたします。

人口減少については、日本全国において喫緊の課

題であると認識しております。今までも様々議論されてきましたが、網走市においても人口減は顕著であり、取り組むべき大きな課題であります。

社人研の人口統計をも上回る勢いで人口減が進んでおりますが、網走市における人口減について、近年の出生数も含めて認識をお示しください。

○金兵智則副議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 令和2年の国勢調査の結果では、当市の人口は3万5,759人で、社人研推計値との比較ではマイナス2,569人、マイナス6.7%、前回平成27年の国勢調査との比較では、3,318人の減少で、主な要因は網走刑務所受刑者、刑務官など523人の減と、私立大学の入学定員厳格化の影響による農大生187人の減によるものと分析をしております。

また、近年の出生数でございますが、平成30年231人、令和元年184人、令和2年は増加に転じ201人となりましたが、令和3年は177人と減少傾向となっております。全国的には、厚生労働省人口動態統計によりますと、令和2年の出生数は84万835人で、前年より2万4,404人の減少、明治32年の調査開始以来最小の数字となっております。

○金兵智則副議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 人口減が進んでおりますが、次に網走市においても、各種施策により人口減を食い止めるべく取り組まれているかと思いますが、網走市の事業としての代表的な施策をお示しください。

○金兵智則副議長 企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 人口減少対策に当たりましては、総合戦略を中期的な指針に、各年度の予算編成方針を短期的な指針として取り組んでいるところでございますが、若者の人口の定着の観点からは近年では日体大附属高等支援学校、NGKオホーツク、WIND-SMILEの実績がある企業誘致の取組、建設業、公共交通など社会インフラを支える人材確保としては、事業者が取り組む従業員の免許取得、ICT技術の導入、職場の労働環境の改善に対する助成制度の導入、今年度からは20代の新規就業者へ奨励金5万円の給付に取り組んでいるところでございます。

子育て支援の観点からは、安心して出産、子育てができるよう地域医療の確保に努めるとともに、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援に取り組む子育て世代包括支援センターの設置や保育料の無償化、病後児保育の導入、3歳児屈折検査など健診体

制の充実、子供のインフルエンザワクチン接種の無料化、子育て応援祝金5万円の給付、学校教育では、ICT教育の充実、トイレなどの環境改善に加え、学習支援員、特学支援員、図書館司書、カウンセラーの配置などサポート体制の充実を図っております。

今年度からは、中学校卒業まで所得制限なしで医療負担の完全無償化に取り組んでいるところでございます。

○金兵智則副議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 代表的なと言ったのですが、細かくありがとうございます。

その中で、子育て支援に対する取組も説明いただきましたが、この子育て支援でございますが、何のために子育て支援をするのか、この子育て支援をすることで何がどうなるのか、基本的なお考えをお示しください。

○金兵智則副議長 健康福祉部長。

○桶屋盛樹健康福祉部長 子育て支援の基本的な考え方についてであります。子供を安心して生み育てられ、子育てしやすいと感じる環境要素といたしましては、一般的に保育園などの待機児童の状況、小児医療体制の充実、地域コミュニティとのつながり、子育て関連施設や公園、インフラの状況、買物、治安、そして自治体の支援体制などが挙げられると考えております。様々な要素がバランスよく実現されたまちの総合力が子育てしやすいという意識につながると考えておりますので、引き続き、こうした視点を持って子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

○金兵智則副議長 石垣議員。

○石垣直樹議員 子育てを安心してできる環境もというお話がございました。

子供の育成が社会的、公共的な価値を持つことは明らかでございます。様々行っていることは重々承知しておりますが、京都女子大学現代社会研究論集によりますと、日本の合計特殊出生率が人口の維持に必要であるとされる2.08を割り込み、人口減少の傾向が見え始めたのは1970年代半ばでございます。2005年には日本の人口は初の自然減を記録し、出生数が約106万3,000人から死亡者が約108万4,000人で、差引き2万1,000人の減となりました。2022年の現在、その勢いは網走市においても加速度的に進んでおります。

私は人口減少を食い止めるためにも、さらなる子

育て支援を行うべきだと思います。具体的な例を一つ挙げますと、6月7日に行われました参議院内閣委員会において、兵庫県明石市泉房穂市長が参考人として招集されました。かいつまんで説明いたします。

泉房穂市長いわく、「決断と実行をしてきた」そうです。子育ての負担軽減のために、経済的支援だけではなく寄り添う、この両方をしている。以前平賀議員からもあったかと思いますが、改めて申しますと、明石市の特徴、5つの無料化。所得制限はなし、全ての子供を等しく対象としている。医療費は18歳まで完全無料、市外・市内無料、薬代も無料。先に税金や保険料で預かっているという認識だそうです。保育料2人目以降完全無料。おむつ1歳まで無料で家にまでお届けする。給食費は中学校まで無料。遊び場は親子とも無料。養育費は立替払いを行っている、親子で面会交流、別居している親子の時間をつくっているそうです。戸籍のない子供へ支援をしている。児童扶養手当は毎月支給している。子供食堂は全ての小学校区にある。ちなみに子供食堂1回に対して2万円、1年間の限度額が130万円という支援を行っているそうです。児童相談所の改革で、第三者の審査も国に先立ち実施。明石市長いわく、「世界でもグローバルスタンダードが日本だけやっていない政策ばかり。日本政府がしないから明石市がやっている」そうでございます。

お金がないから、せこいことをするのではなく、お金がないときこそ子供にお金を使うのだと言われております。そうすることで、地域経済が回り始めてお金が回るそうです。結果、子供に優しい施策を行うことで、安心が生まれた。人口減が下げ止まり、9年連続人口増、過去最高人口を更新し続けており、出生率も上がり、2018年度は1.70まで上がってきている。しっかり子供に支援したら出生率が上がるのは明らかで、出生率が上がると来る人も増えてくる。地域経済も回り、コロナ禍なのに過去最高利益をたたき出し、地価が上がったそうです。

税収も増加、8年前に比べて明石市においては32億円の増加が見込まれたそうです。財政も健全化され、兵庫県下で実質公債比率がよい自治体となったそうです。国の動向をうかがうのではなく、独自の施策を進めた結果だとおっしゃっております。

網走はいかがでしょうか。このまま人口減が進む中、効果的な施策を打てずに人口減少を続けていくのか、今が大事なときだと思います。

ちなみに、網走市は子育て世代が60世帯生活する住宅街で街灯が少なく怖いという声があります。設置費用約5万円、年間維持費1万円未満。60世帯が生活する住宅地でごみ捨場が1か所しかない。とても信じられません。こんな不便で生活しづらい、子育てしづらいまちのままで本当によいのでしょうか。

前回の一般質問でこんなことを言われました。「住民のまとまった声があれば」私の言いたいことはそういうことではないのです。住民のまとまった声が出る前に最低限必要なことを行いましょう。それすらできていない網走市の姿勢、考え方について聞いています。

以上です。

○金兵智副議長 栗田政男議員。

栗田議員。

○栗田政男議員 一登壇一 それでは、私のほうから最後になりますけれども、質問をしたいと思いません。

その前に、午前中は大変我々議会のほうの混乱で皆様方には大変御迷惑をおかけしました。私のほうからも謝罪をしたいと思えます。すみませんでした。

それでは、私もごみの問題なのです。広域化のことについてお尋ねをしながら議論をしていきたいなというふうに思っていますが、私一人なものですから、文教のほうの委員会には全く発言する機会がないのです。私の意見も一議員の意見として聞いていただきたいなという思いで、今日この場に立たせていただいております。どうか真摯に聞いていただきたいなというふうに思います。

議論も重複する部分もあろうかと思いますが、それはちょっと勘弁していただきながら進めたいと思えます。

この広域の議論は3月の予算特別委員会でも私はお話したと思うのですが、基本的には賛成の立場でお話をさせていただきますけれども、そもそもこの話の原点は何なのかということをもっとお聞きしたいですね。私の認識ですよ。私の認識をまずお話ししますが、まず大空町の間処理施設、早い話が焼却施設ですよ。その改修を基にした話で広域化の話が出てきたのではないかなというふうに私は理解していたのですが、どうも聞いていますとそうではないみたいな話もちらほら出てきているので、その辺をまずはっきりしたいと思ってお尋ねをしたい

と思います。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 広域化の話が出てきたことについてでございますけれども、平成30年度になりますが、大空町から東藻琴で供用している焼却処理施設を更新する予定のお話があり、更新に当たっては広域での検討ができないかの相談がありました。

当時、大空町の焼却施設は津別町の燃えるごみも処理しており、当初は網走市、大空町、津別町で広域に関する意見交換を実施してきたところですが。平成30年度には1市2町で空知地区の焼却施設の視察も実施しています。現在はごみの問題を抱えている1市4町で協議を進めている状況でございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 始まり、その原点が大事なので、私はその認識でいたのです。どこに造ろうかを協議しようということではなくて、今ある現存の大空町のものについて協力できる自治体があるのかということでお集まりいただけないかということに賛同を頂いたという意味で、現在があるのではないかとと思うのですが、その認識で正しいということでしょうか。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほども申しましたけれども、まずはその大空町からお話がありまして、更新に当たって広域で検討ができないかということが発端でございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 多分、認識は同じだと思うのですが、話合いの結果、そこでは駄目だという話も当然出てくると思うのですが、それはそれとして始まりはそういうことだということを、きっかけをまず確認をしたいと思います。

当市のほうは、おむつのほうをお願いをして焼却をしていた経過がありますよね。当然、その施設でお願いしているということですから、お願いをしているのですよ。お願いする立場なのですよ。となると、やはりそういう話が出たときに、私たち網走市としてはその話に協力しないという話にはならないのではないかなというふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 おむつにつきましては、その後の話ですけれども、令和3年度より協議の上

実施させていただいているところでございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 お願いしているのだよね。お願いしているのだから、そういう話が出たときに、これは人間の義理という話になるのですが、やはりきっちり壇上には上がって、方向性としては焼却、おむつもほかのものも。どうなのでしょう。僕はその中間処理とよく言われるのですが、今現在で考えられる中では、中間処理の焼却というのは最善の方法ではないかと私自身は思っているのですが、その辺についての認識、原課の認識をお聞かせください。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほどのお話でもさせていただいておりましたけれども、焼却につきましては、中間処理の一番能力があるということの認識を持っております。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 認識は同じ。私もそう思います。

それでは、前後しますけれども、ごみの中間処理、網走市が現状明治の処分場を造るときに、これは先ほど副市長のほうからお話があったとおり、私たちもその場にいたので。計画は計画としてつくったし、あの計画でオーケーということで私たちも承認をしたという経過があります。それを議決責任という言い方をしているみたいなのですが、その時点ではこのやり方を信じて、これでできるのだということを進めた。計画は計画なので、現実論としてごみというのはいろいろ不確定要素が大きいので、変わることは多々あると思うのですよね。それに対して多分初期動作といいますか、いろいろな委員会の所管事務などを聞いていて感じるの、やはり非は非として認めてしっかりと先に進む議論を進めていかなければ、何か聞いていると、理論武装をしてどんどんどんどん上塗りをしていって、難しいところに自分たちで入っていつているような気がして私にはならないのですよね。その辺はやはりきっちり、計画は計画ですから予定どおり行かないこといっぱいありますので、その都度議会に報告していただいて、きっちり変更しながら進めるというのが筋ではないかなというふうには私を感じるのですが、その辺についての見解はどうですか。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 先ほど副市長からお話もありましたけれども、計画どおりに行っていないと

いうことは事実でございます。その点含めまして、いろいろな形で改善をさせていただいたと。いろいろな市民の皆さんに対しまして、いろいろな形で改善できるところは御協力をお願いしていきたいというふうに考えてございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 そもそも私は埋立て、明治のところを造るときから思っていたのは、それは埋立てというのは時代遅れだよなというような思いがしました。これは正直な感想です。まだそんなことをやるのかなという気持ちでいっぱい。なぜかという、私が東京に行ったのは昭和53年頃ですけれども、夢の島はその当時もうなかったと思うのですが、ちょっと田舎にいたのであんまりわからないのですが、要するに「西部警察」のドラマが始まっているときなど、刑事ドラマだと夢の島で証拠品を探すようなのがよく映像で流れましたよね。あれがごみ捨場なのです。私は札幌でそういう関係の仕事をしていたときには、ああいう状態でごみを無造作に全部パッカー車で捨てて、それに火山灰をかけて鎮圧していくというような状況がたくさんありました。それはもうかなり時代遅れの手法ではないかなという気がしてならなかったのですが、副市長の答弁の中でいろいろそのときの事情としてはしようがなかったのだと。もちろんお金、コストもあるし、ダイオキシンの規制をクリアすることも当時は大変だったと。

現状はかなりその部分では変わってきていると思うのですよね。現に東京だとか札幌だとか大都会というのは焼却で全部収めていますよね。多分そうなのでしょう。詳しくはわからないのですけれども、その辺についても教えていただければ聞かせていただきたいと思います。

○井戸達也議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 議員のほうから夢の島のお話出ておりましたけれども、そのときに臭い、悪臭ですとか害虫ですとかの問題で社会問題になっていたというのがあったように記憶しております。

そんな中で、ごみにつきましては、そんな中で、埋立てから焼却のほうに移行していったと、都会については移行していったという経緯があるというふうに記憶しております、というふうになってございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 現実論として、特に関東圏、人口

集中している、すごい施設が出来上がっていますよね。常時稼働して、では余った灰はどうするのかと。いったら、スラグと呼ばれるものになって、それがアスファルトの原料になったり、コンクリートの原料になったり、リサイクルしているという現状があるのです。できるのであれば、やはり当市においても、ただそのごみの量の問題がありますので、人口の関係があるので、一概に大都会と比べるわけにいかないのですが、僕はその焼却の方法というのは今考えられるベストの方法ではないかと。

生ごみも可能な限り僕は燃やしていくべきではないかなというふうに思っています。あんまり順調に進んでない今の当施設にこだわって、コロナの資金か何かを使って増設しましたよね。それが記憶にあるのですが、そうしながらもまだ多分順調にはいかない。あのやり方では限度があるのではないかと、私は感じるのですが、それについてはどうでしょうか。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 生ごみの焼却することにつきましては、以前より焼却施設を設置している自治体では燃えるごみという区分としております。カーボンニュートラルですとか、みどりの農業政策など、焼却処理量の減量を考えると、新たな施設を構想する際には生ごみの再資源化を継投することも必要であるというふうには考えております。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 仮定の話をしてします。この広域の今のところは1市4町、清里町もいずれ参加をしたいという報道らしいですから、5町という言い方をすれば1市5町の中でやっていくとなると、現実論です。この、何というのでしょうか、今計画というか、計画も何もないのではあるのだけれども、もし協力してみんなでその広域のことをやるとなれば、例えばですよ、網走市が抜けて単独にします、ほかの5町が集まってやりますという形でいろいろな資金面のサポートも含めて、可能なことなのでしょう。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 文教民生委員会でお示したまざる概算費用ということに……、わかりました、そこは省きます。4町での広域施設の建設は可能というふうに考えますが、それぞれ自治体ごとの負担が大きく変わってくると考えております。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 これ、お金の関係なので、今小型の焼却炉もかなり造れるらしいので、必ずしも集めて大きなものが必要ではないという時代に進化をしているらしいのですね。そういうふうにと考えると、お金さえ何とか、資金面の工面さえできれば、町だけで集まって、網走は単独でやるということも可能だと思います。それはお金の話ですから、造ることは可能だと思います。ただ、それに市民の皆さん、町民の皆さんが負担をしなくてははいけないということはかなり財政負担というか、個人負担が増えてくる。

ごみというのは、正直言って、厄介者ですよ。私たちが生活する上で、やっぱりどうしても出てしまうのです。本来は製造者責任というか、ものをつくる人たちにもそれをしっかり担保してもらわなくてははいけない。例えばビール、これも若いときに私ビール運んでいたのによくわかるのですけれども、当時は網走まで瓶ビールを持ってくと帰りに空瓶を山盛り積んで帰るのですよ、往復で。それを工場に入れて、また洗って持ってくるという繰り返し。それがいつのまにかコスト重視でアルミ缶に変わりました。アルミ缶は一方通行です。帰りはありません。だけれども、そちらのほうがコストが安いということで、今そういう状況です。ここに来て、アルミが高騰していますよね。なぜかという、中国、ロシア。今一番危ない国の人たちが、危ない国という言い方が正しいのか、いろいろなことで注目されている国がやっぱり出しにくい状況にあるということで。それは関係ないのですが。

そういうことを鑑みたときに、やはり私たちの生活、ライフスタイルも変えていくべきではないかなというふうに思います。これはいろいろな市民にお願いをする、お願いをすると言っているのだけれども、これも前に僕お話ししましたが、あまりにも厳しいごみの規制というのは住みにくいまちになってしまいます。それより、論より証拠にやっぱり都会に行けば行くほど、ごみはそんなに厳しい分別の仕方をしないでいいシステムを構築しています。ですから、それもちよっと検討の余地があるのかなと思って、市民負担、市民負担という、市民にあまりにも難しいことをお願いすると、逆に不法投棄が増えてしまったり、いろいろなことに走ってしまうという心配をしているのですが、その辺についての見解があれば。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 現在のシステムでうちのルールでやらしていただいている中で、ごみの処分場の現状も含めて、分別についてはお願いをしていくという、現状としてはそういう状況でお願いをしているというところでございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 これも予算特別委員会の中でお話をしました、広域連携はこれから不可欠であろうと、この地域で。その中で、今回のごみの広域ということはどうして教育だとか医療だとか、この地域がより強いつながりで共に助け合い、この地域をつくっていければそんなすてきなことはないと思うのです。人口減少はしばらくの間歯止めが利きません。正直小さなまちはどんどん減っていきます。そうなったときに、そういう協力体制、いろいろな部分で助け合いをしながら、多分ですよ、国がまた合併をなささい、平成の大合併みたいなことは多分行われないのではないかなと、しばらくの間、そんな気がしています。

そのためにも、今回しっかりとこの事業を成功させてほしいのですよ。しっかりと取り組んでほしい。これを失敗してしまうと、またやっぱり網走かということになってしまうのですよ、実は。それは古いことを知っている方はみんな御存じです。そういうことにならないように、しっかりと取り組んでほしいのですが、どうでしょうか。今後のスケジュール感、広域の話合い、これはもう完全に議会を通っていますから、どんどん進めていただくしかないのですよ。どうでしょうか。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 今後のスケジュールについてでございますけれども、現在1市4町による担当者レベルの会議を進めており、令和4年度におきましては広域処理施設の基本構想、廃棄物処理広域化に関する基本計画、候補地における地質調査の予算が各市町で措置をされております。

広域での事業を協議するに当たっては、現在の当市の施設について6月中に、先ほどから申し上げていますが、検証した上で早急に1市4町の協議会を設置し、関連事業を進めていき広域化の議論を行ってまいりたいと考えてございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 スケジュール感、ちょっと遅いなという気がしますね。真剣にやるのだったら、何たって造るのに何年もかかるのですよ。となると、本

当に本腰入れてやるのであればもっとしっかりとした取組が必要でしょうし、急ピッチに。

たまたま網走の場合はいろいろな問題、今の廃棄物処分場の問題が出ていますが、これしようがないのですよ、今回の問題とやっぱりちょっと切り離して並行的に、市長がおっしゃった同時並行的というのはスケジュール的には非常に正しいのですが、逆にちょっとニュアンス的に傲慢さというか、そういうふう聞こえる部分もあるので気をつけなくてはいけないのではないかなというふうに指摘はしておきますが、基本的には正しいと思います。そうしないと間に合わないと思います。

この同時並行というより、もうこの問題がしっかり実を結んで、みんなで考えられるごみ処理。副産物、当然大きなものになれば電力の発電とか水を使うので温水の活用とかいろいろなことがそこに絡めて考えられるわけですね。大空町皆さん場所を知っていると思いますが、あの下には公社か何かの牧場があって、大変いい場所なので、いろいろな活用の仕方というのが出てくるのではないかなと思うのですが、それは議論これから進めるに当たって検討をしっかりやっていただけるといいのですが、何はともあれ、やるべきことはしっかりやる。それがやっぱり必要なのだと思いますね。ごみ処理、みんな頭抱えていると思います。小さなまちはそれなりにやっぱり埋め立ててきたのです。それも大変な思いをしているので、多少の輸送コスト、昨日輸送に対するコストに対しCO₂どうのこうのと言っていました。そんなことは言い出したら切りがない。運送コストは、今の許可になって走れる車というのは排ガス規制もきちんと通って、尿素による削減もされて、しっかりと管理されている車です。だからそれが走ったら悪いなんていう話には絶対にならないし、そういうものも加味しながら、森林を育成したりしてCO₂を回収したり、そっちに目を向けていかないと。それを言ってしまうと、能取にあるバイオマスなんてCO₂出しているわけですから。でもカーボンニュートラルですよ。森林とのプラスマイナスでオーケーですよということになっているわけですよ。だから、CO₂の出ないもので現在ないのです。電力も今火力発電がばかばか出しています、CO₂。古いのですから、無理して頑張って100%出しているのです。だからそういうことも含めて、議論がどうも変な方向に行っているような気がして。焼却が悪いという考え方がどうしても古い感

覚でダイオキシン、昔高木善之さんが地球村、「滅びゆく地球」というので言っていたのですが、そのことが頭について進まないのかなという気がしてなりません。古い方はいろいろな環境問題について考えてらっしゃると思うので、そういうことが弊害になっているのかなと思います。

私は広域で、これは当市だけの問題ではないので相手がいる話です。しっかりと相手に合わせて、相手の気持ちを酌み取りながら、みんなで協力して進んでいただければいい結果が生まれると思うのですが、それについてのちょっと取組方について聞きたいと思います。

○金兵智則副議長 市民環境部長。

○武田浩一市民環境部長 1市4町で協議を行っております。今栗田議員おっしゃったとおり、まちはそれぞれいろいろな問題を抱えてやっているところがございます。それぞれの立場でそれぞれを議論しながら進めていくというようなことは考えていかなければならないというふうに考えてございます。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 この問題、だから結構長期戦というか、間違いなく11月は過ぎてしまうのです。ここで市長にお尋ねをしたいのですが、市長の任期、3期12年の任期は11月で終わります。この問題、本当に責任を持ってやっていくとなると、またいでしまうこととなりますよね。進退については、まだ私直接聞いたことがないし、誰も聞いてないような気がするのですが、どうでしょうか。ここで表明していただくというのは、ちょっと難しいのかもしれませんが、この問題を通してやっぱり市長としての考え方をお聞きしたいなというふうに私は思います。お願いいたします。

○金兵智則副議長 市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 広域化の議論についてでございますが、廃棄物行政について広域化の議論というのは避けて通れないというふうに考えております。この方向感で協議をしていくものと考えておりまして、広域化につきましては中間処理、広域化についての中間処理方法につきましては、協議会が設立してから議論がなされるものと考え、承知しておりますので、その枠組みの中で議論が進むことが現下の廃棄物行政における責務ではないかと考えております。

栗田議員からの御議論頂く中、議会の議論経過も踏まえつつ、令和4年度の予算執行に当たっては、

時期を逸することなく対応してまいりたいと、このように考えております。

○金兵智則副議長 栗田議員。

○栗田政男議員 すごく大切な問題だと思います。これを成功するしないというのは、やっぱり非常に当市にとっても大きなことではないかなというふうに思っています。

明言は避けられましたが、今いろいろな動きがやはり政治の世界ですから、私たちもあります。声をかけられている議員さんもいっぱいいらっしゃるというふうに聞いていますが、そんなことはさておき、やはり日々進んでいく、網走のために何が一番大切か。やっぱり将来ですよね。将来の子供たちが負担のないようなことをしっかり考えてあげて、進めるためには小さい焼却炉がたくさんできるよりはやはりしっかりと集めて、そこで効率的にいい形で運営できれば、それをみんなで共に協力し合いながらやっていくというのが、今後の行政の在り方かなと思いますし、それをしっかりと、何といても網走は人口が多いわけですから、財政負担も当然多くなります。中心にならざるを得ないということもあるので、取り組んでいく決意を皆さんはしっかり持ちながら進めていただければなというふうに思います。

私は基本的に広域の行政はどんどん進めるべきですし、このごみのことも今回の案でどんどんやってほしいなという意見を持っています。それを申し述べて、終わりにしたいと思います。

以上です。

○金兵智則副議長 これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

再開は、明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

午後4時38分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

網走市議会副議長 金兵智則

署名議員 立崎聡一

署名議員 村椿敏章

6月23日 (木曜日) 第5号

令和4年第2回定例会
網走市議会会議録第5日
令和4年6月23日(木曜日)

○議事日程第5号

令和4年6月23日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告案10件
(議案第1号～第10号)

日程第2 意見書案第1号～第3号及び
委員会審査報告案2件
(請願第31号、第33号)

日程第3 議案第11号

○議事日程第5号の追加及び変更

日程第4 委員会審査報告案1件
(議案第11号)

日程第5 議案第12号

日程第6 議案第13号

日程第7 議員の派遣について

日程第8 その他会議に付すべき事件(1件)

画の変更について(同)

議案第11号 令和4年度網走市一般会計補正予算
(同)

議案第12号 網走市公平委員会委員の選任につ
いて(同意決定)

議案第13号 網走市固定資産評価審査委員会委員
の選任について(同)

意見書案第1号 2023年度地方財政の充実・強化
を求める意見書提出について(原
案可決)

意見書案第2号 2022年度北海道最低賃金改正等
に関する意見書提出について(同)

意見書案第3号 森林・林業・木材産業によるグ
リーン成長に向けた施策の充実・強
化を求める意見書提出について(同)

請願第31号 2023年度地方財政の充実・強化を求
める意見書提出についての請願(採
択に決定)

請願第33号 2022年度北海道最低賃金改正等に関
する意見書提出についての請願
(同)

その他会議 議員の派遣について(決定)
に付した

事件(2)

その他会議 付託事件の閉会中継続審査について
に付した(承認)

事件(3)

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第2号 令和4年度網走市水道事業会計補正
予算(同)

議案第3号 網走市子ども医療費助成に関する条
例及び網走市重度心身障がい者及び
ひとり親家庭等医療費の助成に関す
る条例の一部を改正する条例制定に
ついて(同)

議案第4号 網走市議会議員及び網走市長の選挙
における選挙運動の公費負担に関す
る条例の一部を改正する条例制定に
ついて(同)

議案第5号 網走市税条例及び網走市税条例の一
部を改正する条例の一部を改正する
条例制定について(同)

議案第6号 網走市都市計画税条例の一部を改正
する条例制定について(同)

議案第7号 網走市国民健康保険条例の一部を改
正する条例制定について(同)

議案第8号 網走市網走港の安全な利用の確保に
関する条例制定について(同)

議案第9号 財産の無償貸付について(同)

議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計

○出席議員(15名)

石垣直樹

井戸達也

小田部照

金兵智則

工藤英治

栗田政男

近藤憲治

澤谷淳子

立崎聡一

永本浩子

平賀貴幸

古田純也

松 浦 敏 司
村 椿 敏 章
山 田 庫 司 郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
市民環境部長	武 田 浩 一
健康福祉部長	桶 屋 盛 樹
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
農林水産部長	川 合 正 人
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	立 花 学
水道部長	柏 木 弦
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	田 邊 雄 三
財 政 課 長	古 田 孝 仁

.....

教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	田 口 徹
社会教育部長	吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長	林 幸 一
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	法 師 人 絵 理
総務議事係	早 渕 由 樹
係	山 口 諒

午前10時00分開議

○井戸達也議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、全議員が出席しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

○井戸達也議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、永本浩子議員の両議員を指名します。

○井戸達也議長 ここで、諸般の報告の追加について報告します。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、議案3件、意見書案3件、委員会審査報告案12

件、その他会議に付すべき事件2件の合計20件を追加しておりますので、承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付の第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○井戸達也議長 日程第1、委員会審査報告案10件、議案第1号から第10号までを一括して議題とします。

本件は、去る6月16日の本会議において、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第2号令和4年度網走市水道事業会計補正予算、議案第4号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定について、議案第9号財産の無償貸付について、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての合わせて8件であります。

本件につきましては、去る6月16日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第6号まで及び議案第8号から議案第10号までの合わせて8件につきましては、いずれも委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 次に、文教民生委員会、松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 ー登壇ー 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第3号網走市こども医療費助成に関する条例及び網走市重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての合わせて3件であります。

本件につきましては、去る6月16日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、翌17日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号、議案第3号及び議案第7号の合わせて3件につきましては、いずれも委員全員の一致により、議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論に入りますが、通告がありませんので、採決を行います。

上程中の議案第1号から議案第10号までの10件を一括して採決します。

お諮りします。

議案第1号から議案第10号までの10件につきましては、各委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号までの10件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第2、意見書案1号から意見書案第3号までの3件及び委員会審査報告案

2件を議題とします。

初めに、意見書案第1号2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出について、意見書案第2号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出について、意見書案第3号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

なお、意見書案第1号には請願第31号が、意見書案第2号には請願第33号が、それぞれ関連しておりますので、併せて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会、小田部照委員長。

○小田部照議員 ー登壇ー ただいま上程いただきました請願第31号2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願、請願第33号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願の委員会審査の報告と、意見書案第1号から意見書案第3号までの提案理由を申し上げます。

まず、請願第31号及び請願第33号は、6月16日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、いずれも採択すべきものと決定したところであります。

次に、意見書案第1号から意見書案第3号までについてであります、ただいま御報告したとおり、意見書を国会及び関係行政庁に提出しようとするものであります。

それぞれの文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

どうか議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○井戸達也議長 以上で、総務経済委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りします。

上程中の意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は、原案のとおり可決することとし、請願第31号及び請願第33号の2件は採択することと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から意見書案第3号までの3件は原案可決、請願第31号及び請願第33号の2件は採択と決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第3、議案第11号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第11号令和4年度網走市一般会計補正予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料11号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、910万円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、議案の第1表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書、5ページを御覧願います。

民生費の児童福祉費において、道の子育て世帯特別給付金の給付に係る経費として910万円の追加でございます。

以上が、一般会計補正予算の内容でございますが、補正に係る財源は全て道補助金でございます。

以上、議案第11号につきまして、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○井戸達也議長 以上で、提案理由の説明を終了します。

それでは、ただいま上程されました議案第11号につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとし、大綱質疑を行います。

大綱質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大綱質疑なしと認めます。

それでは、ただいま上程されました議案第11号につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで、常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩します。

再開は、追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午前10時13分休憩

午前10時40分再開

○井戸達也議長 休憩前に引き続き、再開します。

ここで、諸般の報告の追加について報告します。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告案1件を追加しておりますので、承知願います。

次に、議事日程第5号の追加及び変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、委員会審査報告案1件が提出されておりますので、お手元の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定されました。

○井戸達也議長 次に、日程第4、委員会審査報告案1件、議案第11号を議題とします。

本件は、休憩前の本会議において所管の文教民生委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

松浦敏司委員長。

○松浦敏司議員 ー登壇ー 先ほどの本会議において文教民生委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第11号令和4年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の1件であります。

本件につきましては、先ほどの本会議におきまして当委員会に付託され、本会議休憩中に当委員会において詳細にわたり審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第11号につきましては、委員会委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員会の審査結果の報告といたします。

○井戸達也議長 以上で、委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決を行います。

お諮りします。

上程中の議案第11号につきましては、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○井戸達也議長 次に、日程第5、議案第12号網走市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 議案第12号網走市公平委員の選任についてでございますが、本市公平委員の米村喜和氏は、令和4年7月14日で任期満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第12号は原案に同意することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第6、議案第13号網走市固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 一登壇一 議案第13号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本市固定資産評価審査委員会委員の里見哲也氏は、令和4年6月30日で任期満了となりますが、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしく願いをいたします。

○井戸達也議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

それでは、お諮りします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、上程中の議案第13号は原案に同意することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第7、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

○井戸達也議長 次に、日程第8、その他会議に付すべき事件1件を議題とします。

本件は、付託事件の閉会中継続審査についてでございますが、お手元に配付のとおり、今議会で関係常任委員会に付託された案件7件及び既に付託されている案件39件の合計46件は、それぞれ関係委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○井戸達也議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了しました。

これをもって、閉会としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

これをもちまして、令和4年網走市議会第2回定例会を閉会とします。

大変御苦労さまでした。

午前10時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 井戸達也

署名議員 石垣直樹

署名議員 永本浩子

